

児童養護施設等の社会的養護の課題 に関する検討委員会

第3回議事次第

平成23年5月31日（火）

17:30～20:00

厚生労働省 専用第23会議室（19階）

1. 開会
2. 議題
社会的養護の課題と将来像について
3. 閉会

配布資料一覧

- 資料1 社会的養護の課題と将来像（とりまとめ論点整理案）
- 資料2 社会的養護の課題と将来像について
- 資料3 里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例
- 資料4 施設長の研修義務化及び資格要件省令化について
- 資料5 親子関係の再構築支援について
- 資料6 社会的養護の現状について（参考資料）
- 資料7 民法等の一部を改正する法律の概要（参考資料）
- 資料8 自立援助ホームで生活した人たちの声（渡井委員提出資料）

社会的養護の課題と将来像（とりまとめ論点整理(案)）

1. 基本的考え方

- (1) 社会的養護の理念と機能
- (2) 子どもの養育と社会的養護の役割
- (3) 社会的養護の基本的方向
- (4) 市町村の子育て支援施策との連携

2. 施設種別ごとの課題と将来像

- (1) 児童養護施設
- (2) 乳児院
- (3) 情緒障害児短期治療施設
- (4) 児童自立支援施設
- (5) 母子生活支援施設
- (6) 里親及び里親支援機関
- (7) ファミリーホーム
- (8) 自立援助ホーム
- (9) 児童家庭支援センター

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

- (1) 施設の運営の質の向上
- (2) 施設職員の専門性の向上
- (3) 親子関係の再構築支援の充実
- (4) 自立支援の充実
- (5) 子どもの権利擁護
- (6) 施設類型間のネットワーク・相互連携

4. 施設の人員配置の課題と将来像

5. 社会的養護の整備量の将来像

1. 基本的考え方

(1) 社会的養護の理念と機能

- ・社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護することである。
- ・社会的養護は、「社会全体で子どもを育む」という考え方と、「子どもの最善の利益のために」という考え方を、その理念とする。
- ・すべての子どもや家庭のための子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要である。
- ・社会的養護は、次の三つの機能を持つ。
 - ①「養育機能」は、家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能であり、社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの。
 - ②「心理的ケア等の機能」は、虐待等の様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により生じる発達のがみや心の傷(心の成長の阻害と心理的不調等)を癒し、回復させ、適切な発達を図る機能。
 - ③「地域支援等の機能」は、親子関係の再構築等の家庭環境の調整、自立支援、施設退所後の相談支援(アフターケア)、地域における子どもの養育と保護者への支援などの機能。

(2) 子どもの養育と社会的養護の役割

①子どもの養育の場

- ・子どもの養育は、子どもが安全で安心して暮らすことのできる環境の中で、親を中心とする大人との愛着関係を形成し、心身と社会性の適切な発達を促す。
- ・子どもは、適切な養育を受けることにより、より良く生きていくために必要な意欲や、良き人間関係を築くための社会性を獲得し、社会の一員としての責任と自覚を持つ。また、親をはじめとする信頼できる大人の存在を通して、適切な自己イメージを形成するとともに、生きるための自信を得ていく。
- ・社会的養護の基礎は、日々の養育のいとなみであり、安全で安心した環境の中で愛着形成を行い、心身及び社会性の適切な発達を促す養育の場となる必要がある。また、社会的養護の養育者は、子どもの心身の成長や治癒に関する様々な理論や技法を、統合的に適用していくことが求められる。

②虐待等からの保護と回復

- ・虐待等の様々な理由により家庭で適切な養育を受けられない子どもには、社会的に養育と保護が行われる。親がいない又は親が育てられないとして預けられる場合のほか、虐待をする親から子どもを護るためには、親の意に反してでも子どもを保護

する。

- ・虐待は、被害を受けた子どもたちから、「安心」「自信」「大切にされる体験」を奪っていく。社会的養護は、「安心感」ある場所で、「大切にされる体験」を提供し、子どもたちに「自信（自己肯定感や主体性）」を取り戻してもらう役割を持つ。
- ・また、虐待被害からくる影響は、ささいなことでの怒りを暴力で表現したり、問題の解決に暴力を選択してしまったりするなど様々である。社会的養護は、そのような子どもたちに、安全で信頼できる「おとなモデル」を提供し、日常の中で体験を積み重ね、治療的なケアを行い、虐待被害の影響を修復していく。

③世代間連鎖を防ぐために

- ・虐待を受けた子どもが十分な支援を受けられないまま親となったときに、自分の子どもを虐待する危険性があるという指摘もある。このような「虐待の世代間連鎖」を断ち切るためにも、子どもが受けた傷を回復し、良き人生へのスタートを切ることができるよう、社会的養護が十分な機能を果たす必要がある。
- ・また、社会的養護が必要な子どもは、経済面を含め、豊かでない家庭環境の子どもが多い。「貧困の世代間連鎖」とならぬよう、適切な養育や教育を保障する必要がある。

(3) 社会的養護の基本的方向

①家庭的養護の推進

- ・上記の子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。
- ・このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。
- ・家庭とは、家族がともに生活をする場である。社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームを、家庭的養護と呼ぶ。
- ・一方、小規模グループケアやグループホームは、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えるものであるが、養育者が交代制である点で、家庭的養護とは異なる。しかし、「家庭的養護の推進」という言葉は、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことを含めて用いることとする。

②専門的ケアの充実

- ・社会的養護を必要とする子どもたちは、愛着の問題や心の傷を抱えていることが多

い。適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、子どもが心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアが必要である。

- ・また、早期の家庭復帰のためには、親子関係の再構築支援など、家庭環境の調整が必要である。
- ・さらに、DV被害を受けた母子や、地域での自立した生活が困難な母子家庭には、母子生活支援施設による専門的な支援が必要である。
- ・このため、その体制の整備と支援技術の向上を図っていく必要がある。

③ 自立支援の充実

- ・社会的養護の下で育った子どもも、他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要である。
- ・このため、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

④ 家族支援、地域支援の充実

- ・社会的養護の仕組みは、施設や里親等で子どもを養育する機能に加え、親子関係の再構築等の家庭環境の調整、施設退所後の相談支援（アフターケア）、施設が里親等を支える支援、地域における子どもの養育と保護者への支援などの機能を持つ。
- ・施設のソーシャルワーク機能を高め、施設を地域の社会的養護の拠点とし、これらの家族支援、地域支援の充実を図っていくことが必要である。

(4) 市町村の子育て支援施策との連携

① 要保護児童と要支援児童

- ・児童福祉法では、「要保護児童」は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當な児童と定義されており、社会的養護の対象である。
- ・一方、「要支援児童」は、これに至らないが、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童である。また、「特定妊婦」とは、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。

② 市町村の子育て支援施策と社会的養護の連携

- ・要支援児童や特定妊婦に対する支援は、主として市町村の子育て支援事業等の中で行われる。
- ・また、市町村の「要保護児童対策地域協議会」では、要保護児童の適切な保護や、要支援児童、特定妊婦に適切な支援を行うために、情報交換、支援内容の協議が行われる。

- ・市町村のネットワークで発見された要保護児童が、児童相談所を中心とした社会的養護のシステムに結びつけられ、また、家庭復帰の後には、市町村のネットワークでの見守り、継続的支援に結びつけられていく。
- ・また、社会的養護の施設等による家族支援、アフターケアを含めた地域支援により、保護者に監護させることが不適當な児童（要保護児童）を、支援を受けながら保護者による養育を続けられる児童（要支援児童）に変えていく。
- ・市町村の様々な子育て支援事業等による「家庭支援」と、都道府県等の児童相談所を中心とした「社会的養護」は、一連につながるものであり、密接に連携して推進する必要がある。

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、これまで、施設のケア単位の小規模化や、里親やファミリーホームなどを推進してきた。
 - ・平成12年度：地域小規模児童養護施設（グループホーム）実施
 - ・平成14年度：里親制度改正（専門里親・親族里親、里親最低基準）
 - ・平成16年度：小規模グループケア実施
 - ・平成21年度：小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施
 - ・平成21年度：里親制度改正（養育里親、里親手当引上げ、里親支援機関）
- ・児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。
- ・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、
 - (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。
 - (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。（45人以下は現在の小規模施設加算の基準）
 - (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。
- ・このため、平成23年度から、小規模グループケアを従来の1施設3グループまでから6グループまでにするなど要件緩和し、その際、施設の小規模化の計画策定や、里親支援の実施を要件とした。

- ・施設の小規模化は、施設の改修や、人員配置の増、人材の育成とともに、地域の受け皿となるファミリーホームや里親の確保などと同様に行う必要があることから、できる施設から順次進め、着実に推進にしていく必要がある。
- ・また、今後の児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームや、ファミリーホームに転換することが求められる。また、本体施設は、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造として施設整備をする必要がある。

②養育の機能を確保するための職員配置の充実

- ・小規模グループケアを推進するためには、措置費の人員配置を高めて、運営しやすくすることが必要である。
- ・小学生以上児に6：1などの現行の人員配置では、小規模グループケアの加算1名や、各ユニットで調理をすることによる調理員のユニット担当への振り替えを加えても、1グループに3人程度の人員配置となり、これは、交代勤務のため、常時1人の人員配置に薄まる。また、宿直が1人週2回必要となるなど、勤務条件が厳しくなることから、意欲的な施設のみが取り組んでいる現状にある。
- ・このため、小規模ケアの普及のためには、6：1等の基本の人員配置基準の引上げや、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要である。
- ・また、小規模ケアやグループホームにおいては、一人一人の職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、スーパーバイザー(基幹的職員)やチーム責任者の設置など、施設全体の組織的な運営体制が重要である。

③小規模ケア、グループホーム、ファミリーホームの組み合わせ活用

- ・小規模グループケアは、1グループの児童定員が6人～8人で、これを生活単位(ユニット)とするもので、1人部屋又は2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置く。本体施設内にいくつかのグループホームが集まって設けられる形態であり、家庭的な環境を作ることができる一方、個々のホームが孤立化せず、施設全体での運営管理が行いやすいメリットがあるため、特別なケアが必要な子どもを入所させやすい。
- ・地域小規模児童養護施設(グループホーム)は、1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れて、普通の民家を借りる等して運営するもので、さらに家庭的な形態である。
- ・ファミリーホームは、1ホームの児童定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームである。交代勤務である地域小規模児童養護施設と異なり、養育者が固定していることから、子どもにとって、さらに家庭的な環境である。

- ・家庭的な養育環境として、小規模ケアよりグループホームが、グループホームよりファミリーホームの形態の方が、より家庭的な環境であり、推進していく対象であるが、当面、それぞれの特色を生かしながら、活用していく。

④本体施設の高機能化

- ・児童養護施設は、入所児童の53%は虐待を受けた経験があり、23%は発達障害や知的障害等の障害を有している。このため、より専門性の高いケアが必要となり、施設運営の質の向上を図る必要があるとともに、心に傷をもった子どもたちに大人が寄り添う養育ができるよう、人員配置を増やす必要がある。
- ・また、今後、施設機能の地域分散化を進めるに伴い、本体施設では、心理的ケア等を要する子どもの割合がますます増えることから、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要が一層高まることとなる。
- ・また、本体施設は、地域支援の拠点となるセンター施設として、心理療法担当職員、個別担当職員、ファミリーソーシャルワーカーに加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員も備え、親支援、里親支援やアフターケアなど地域支援を行う体制を充実する必要がある。

(2) 乳児院の課題と将来像

①乳児院の役割

- ・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病虚弱児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
- ・乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。
- ・児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。
- ・また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

②乳児院の専門的養育機能の充実

- ・乳児院では、被虐待児、病虚弱児（ぜんそく、アレルギー疾患、未熟児など）、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもが増加しており、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実が必要である。また、かわりの難しい子どもが増えており、虐待等で心身が傷ついた乳幼児の治療的機能の充実も必要である。乳児院の被虐待児の割合は、平成元年度の16.5%から平

成21年度には31.7%に増加し、病虚弱児や障害児等の割合は、平成4年度の21.9%から平成21年度の53%に増加している。

- ・このためには、個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置や、基本的な人員配置の充実が課題となっている。また、経験豊富な看護職員の確保対策を行うほか、小児精神科や、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などの専門職との連携のあり方も検討する必要がある。

③養育単位の小規模化

- ・乳児院は、定員20人以下が39%、定員30人以下を含めても66%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要である。
- ・また、乳幼児期の集団養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気安定した生活リズムといとなみによって、養育担当者との個別で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。
- ・乳児院で小規模グループケア（定員4～6人を一つの養育単位とする）を進めるためには、基本的な人員配置の充実が課題である。その際、乳児院では安全対策のため夜勤体制の確保が必要であり、1グループに1人の夜勤の確保は難しいとしても、2グループを1人の夜勤者がみることができるよう施設構造が必要となる。

④乳児院の保護者支援機能、地域支援機能の充実

- ・乳児院では、保護者がいない又は行方不明の子どもは少なく、退所後の家庭復帰が56%となっている。しかし、その保護者の多くが子育てへの不安や負担感をもち、育児の知識や技術を持たず、家族関係の複雑な場合もあり、入所から退所、アフターケアに至る保護者への支援機能の充実が必要である。
- ・乳児院の保護者支援は、家族との養育の協働であるが、近年、精神疾患を持つ保護者が平成元年度11.9%から平成21年度18.0%に増加するなど、かかわりが難しい保護者が増加しており、対応が難しくなっている。
- ・また、乳児院において、早期の家庭復帰が見込めない場合などは、不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、個々の子どもと家族の状態などを検討し、里親委託を進めるべきであり、里親支援機能の充実が必要不可欠である。
- ・そのため、家族療法や親に対する心理相談等を行う心理療法担当職員の配置を全施設化していくとともに、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の業務を分けて、里親支援の担当職員を新たに設け、個別対応職員と合わせて、4名の直接ローテーションに加わらない職員のチームにより、保護者支援、里親委託推進その他の地域支援を進める体制を整備していくことが必要である。

- ・また、保護者による養育が緊急的・一時的にできなくなった乳幼児を預かるショートステイ（短期入所生活援助事業）等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ乳児院の重要な機能であり、今後とも推進を図る必要がある。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

①情短施設の役割

- ・情緒障害児短期治療施設（情短施設）は、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。また併せて、その子どもの家族への支援を行う。比較的短期間（現在の平均在園期間2年4ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割をもつ。また、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もある。
- ・入所児は、被虐待児が75%を占め、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的な課題を有する子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている児童が35%となっている。
- ・情短施設では、児童精神科等の医師に常時連絡がつき対応できる体制があり、また、心理療法担当職員の配置が厚く、アセスメント、コンサルテーション、心理療法やカウンセリングを行える。
- ・仲間作りや集団生活が苦手な、様々な場面で主体的になれない子どもに、施設内での生活や遊び、行事を通じて、主体性を取り戻す手助けを行う。
- ・学校教育は、施設内の分教室や分校を持つ場合がほとんどであるが、近隣の学校の普通学級、特別支援学級に通う場合もある。

②情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、情短施設での専門的なケアが必要な児童を、人員配置が十分でない児童養護施設で受け入れて対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所（人口の多い地域では複数）の設置が必要である。
- ・平成20年度に32か所であったが、現在37か所に増加している。子ども子育てビジョンでは、平成26年度に47か所とする目標を掲げている。人口の多い都道府県では複数設置も必要であることから、更なる増設が必要であり、その際、児童養護施設からの転換をすることも考えられる。

③専門機能の一層の充実

- ・情短施設では心理的問題が大きく家庭での養育では改善が難しい子どもたちへの支援を行っており、被虐待児や発達障害児が増えているが、様々な心理的な問題への対応が期待される。また、虐待経験などが原因となり、パニックを起こしたり、解離状態になったり、自傷行為をしてしまう子どもも多く、手厚いケアが必要である。

- ・さらに、子どもの問題は、家族がかかえる問題によることが多く、不調をきたした家族への支援も重要な機能の一つである。
- ・かかわりの難しい児童や家族が増えていることから、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要となっている。

④一時的な措置変更による短期入所機能

- ・児童養護施設や里親で一時的に不安定となり不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に、情短施設に措置変更してケアし、落ち着きがみられるようになってから元の施設等に戻すといった短期利用も有意義である。

⑤通所機能の充実

- ・情短施設には、日中保護者の下から通う子どもに、総合的な心理治療や支援を行う通所機能を備えることができる。通所の子どもは、施設内の分級など学校教育を利用することもできる。入所前や退所後の子どもへの支援だけでなく、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要である。

⑥外来機能の充実

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のためにも、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実させることが望まれる。社会的養護の施設の生活に詳しい医師がいることで、児童養護施設や里親の下で暮らす子どもにも適切な診療ができる。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

①児童自立支援施設の役割

- ・子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えた。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしている。
- ・児童自立支援施設は、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた施設であり、小規模による家庭的なケアを一世紀以上に渡って実践してきた。
- ・また、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。
- ・児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、児童福祉法では、都道府県等に児童自立支援施設の設

置義務が課せられており、大多数が公立施設となっている。（現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2）

②専門的ケア機能の充実

- ・児童自立支援施設では、虐待を受けた経験をもつ子どもが66%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが35%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、生活を基盤にしたより高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題となっている。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要である。
- ・また、被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアが必要な子どもの支援のため、心理療法担当職員を複数配置にしていくことが、今後の課題である。

③相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実する必要がある。
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制を充実する必要がある。

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

①母子生活支援施設の役割

- ・母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更。
- ・近年では、DV被害者が入所者の54%を占め、虐待を受けた児童が入所児童の41%を占めている。また、精神障害や知的障害のある母や、発達障害など障害のある子どもも増加している。「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かし、保護と自立支援の機能の充実が求められている。
- ・利用者の就労収入は、母子家庭の中でもさらに低く、平均収入は120万円にすぎない。母子生活支援施設は、貧困母子世帯への支援になっている。

②入所者支援の充実

- ・母子生活支援施設は、施設による取り組みの差が大きく、入所者の生活支援・自立支援に積極的に取り組む施設がある一方、従来型の住む場所の提供にとどまる施設も多い。

- ・多くの公立施設において加算職員の配置が進まず、低い最低基準による配置にとどまっており、母子への支援体制や支援内容に大きな公私間格差が生じている。
- ・母子生活支援施設に期待される役割の変化を踏まえ、すべての施設が、以下のような入所者支援機能を充実させていく必要がある。

- (a) 母に対する支援：**関係機関と連携し、生活支援、子育て支援、就労支援をはじめ、総合的に自立を支援。DV被害を受けた母親の心のケアや自己肯定感の回復を支援。また、適切な養育や教育を受けずに育ち、子育ての知識・体験の継承のないまま親となった母親への子育てスキルの獲得のための支援。
- (b) 子どもに対する支援：**DV被害や虐待を受けた子どもに、関係機関と連携し、心のケアや、生活、学習の基盤を再構築。安心できる場で、安心できる「おとなモデル」を提供し、自己肯定感や大人への信頼の回復を通じ、暴力によらない人間関係の再構築を支援。
- (c) 虐待の防止：**児童虐待に至ってしまう親子関係へ危機介入し、母子分離をせずに、虐待を防止。施設で生活することにより、在宅家庭への訪問よりも、母子の生活実態に触れやすく、地域での見守りよりも、危機介入がしやすい。母親自身が子どもの頃に虐待を受けた経験がある場合も多く、母親の子どもの頃にも思いを至らせながら、母子関係の再構築を支援。
- (d) 母子再統合の支援：**虐待で親子分離となっていた場合に、母子生活支援施設で母と子の双方の支援を通じて、安全に再統合を支援。母子双方を支援することで親子関係を安定させ、「貧困」「虐待」の世代間連鎖を防止。
- (e) アフターケア、地域支援：**退所した母子家庭や、地域で生活する母子家庭に対し、ショートステイや相談の実施など支援を行う。

③職員配置の強化と支援技術の普及向上

- ・母子生活支援施設の人員配置は、上記のような支援を行うためには手薄いことから、人員配置を引き上げ、入所者支援の取り組みを充実させていく必要がある。
- ・また、取り組みの水準が高い施設の支援技術や支援事例を、これから取り組む施設に伝えて、全体の力量を高めていくことが必要である。
- ・なお、DV被害を受けた母親や虐待を受けた子どもが、安全に安心して生活できるように、母子生活支援施設では、夜間の宿直体制をとり、安全管理を図る必要がある。措置費上、宿直手当や管理宿直専門員の配置、さらに、DV加害者からの保護等のため複数配置ができる夜間警備体制強化加算の仕組みがあり、活用される必要がある。

④広域利用の確保

- ・DV被害者は、加害夫などから逃れるために遠隔地の施設を利用するが多い。

広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用が行われるよう推進する。

⑤子どもの学習支援の充実

- ・ 貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。
- ・ 母子生活支援施設では、児童養護施設にあるような子どもの教育費を措置費で支援する仕組みがないことから、今後、入学時の支度費を新たに設けたり、学習ボランティアなどによる支援等を積極的に進めることが必要である。

⑥児童相談所との連携

- ・ 母子生活支援施設は、利用者による判断が可能なため措置制度ではないが、様々な支援や保護の必要性の判断の観点から、行政への申し込み決定の仕組みをとっている。
- ・ また、母子福祉施策や生活保護など、福祉事務所の専門的ケースワークと連携するため、入所手続きは福祉事務所で行っており、都道府県の福祉事務所のほか、市や福祉事務所設置町村で実施している。
- ・ しかし、母子支援を通じた児童虐待の防止の側面や、発達障害などの障害のある子どもへの支援の必要もあることから、児童相談所との連携も重要である。

(6) 里親及び里親支援機関の課題と将来像

①里親委託の役割

- ・ 社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
 - (b) 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、
 というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。
- ・ もっとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

- ・里親推進を図るため、これまで制度の充実に努めてきた。本年4月に「里親委託ガイドライン」を策定し、一層の推進を図ることとしたところであり、養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進する。

- ・平成14年度：専門里親、親族里親の制度の創設、里親支援事業、里親の一時的な休息のための援助(レスパイトケア)の制度化
- ・平成16年の児童福祉法改正：里親の定義、監護・教育・懲戒等
- ・平成20年の児童福祉法改正：養育里親を養子縁組里親と区別して法定、里親研修の義務化、欠格事由の法定化等
- ・平成20年度：里親手当の倍額への引上げ、里親支援機関事業の実施

②里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割にすぎない。イギリスやイタリアは6割、ドイツが3割であるなど、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・これまで、日本で里親制度が普及しない要因として、(ア)文化的要因のほか、(イ)里親制度が社会に知られていない、(ウ)里親といえば養子縁組を前提としたものという印象が強い、(エ)研修や相談、レスパイトケアなど里親に対する支援が不十分、(オ)児童相談所にとって施設への措置に比べて里親委託はマッチングに手間がかかる、(カ)実親が里親に了解しないことが多い、などが挙げられている。
- ・しかしながら、日本でも、新潟県（新潟市を含む）で32.5%であるなど、里親委託率が3割を超えている県もあり、また、最近5年間で、福岡市が6.9%から20.9%へと14.0%の増加をみるなど、里親委託率を大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われており、適切な推進方策を講じれば、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能である。
- ・本年4月に「里親委託ガイドライン」がとりまとめられたところであり、好取組事例を集めて普及させるなど、取り組みを推進する。

③里親支援の充実

- ・里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、試し行動や愛着障害など、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親支援の仕組みが必要である。里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。
- ・里親支援機関は、里親委託の促進と里親支援の役割を持っており、例えば、
 - ・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援を行い、
 - ・児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院は、専門職員によるサポートを

行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う、など、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る必要がある。

- ・ 児童養護施設や乳児院は、里親支援の拠点として地域支援機能を強化する必要がある。今後、各施設に里親支援担当の職員を置き、自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、希望する地域の里親を登録して、相談やレスパイトを行うなど、継続的な支援体制を整備する。
- ・ 地域の里親会については、多くが児童相談所の職員により運営事務が行われており、体制の充実が必要である。
- ・ 児童家庭支援センターについては、里親支援の役割を充実し、里親支援機関業務の中心を担うために児童家庭支援センターを新たに設置することも考えられる。
- ・ また、里親支援については、地域の子育て支援事業も活用すべきであり、市町村との連携が重要である。

④新生児里親、親族里親、週末里親などの活用

- ・ 望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用である。社会的養護による対応手段が知られていないため、また、新生児里親などへの児童相談所の取り組みが不十分なために、棄児や児童虐待が生じている現状は、早急に是正する必要がある。このため、母子保健の相談窓口や児童相談所、婦人相談所、医療機関などの連携を強化し、そのような社会的養護の制度が活用されるよう、周知することが重要である。
- ・ また、日本では、親族が養育するのは当然という考えから、「親族里親」の活用は低調である。しかし、親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、積極的に親族里親を活用すべきである。
- ・ 家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」、「季節里親」については、機能強化推進費で施設入所児童家庭生活体験事業が制度化されており、制度を使いやすく改めるなどして、積極的に活用する必要がある。

(7) ファミリーホームの課題と将来像

①ファミリーホームの役割

- ・ ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行う制度である。

- ・養育者の住居において行う点で、里親と同様であり、児童5～6人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームということで生まれた経緯がある。

②大幅な整備推進

- ・子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備する目標（平成22年10月現在104か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要である。
- ・ファミリーホームには3つのタイプがあり、これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設するものや、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプも増えると見込まれ、本年4月の実施要綱改正で明記した。
- ・また、ファミリーホームについても、養育者の研修の充実や、孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の構築が必要である。また、整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することの検討が必要。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

①自立援助ホームの役割

- ・自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもののほか、その他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業である。

②自立援助ホームの整備推進

- ・自立援助ホームは、平成20年度の54か所から、平成22年10月現在73か所に増加した。自立支援の充実を図るため、子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに160か所を整備することとしている。

③多様な利用者への対応

- ・自立援助ホームは、自立支援の一環として、施設を退所して就職する児童やその他必要と認める児童に、共同生活を行う住居を提供して、生活指導などをするものであり、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定していることから、人員配置や事業費は少なくなっている。
- ・しかし、一人での自活が困難であるため自立援助ホームを利用しているのであり、虐待を受けた、発達障害をかかえている、精神科に通院している、高校を中退した、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。
- ・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設で引き受けるべきであるが、当面、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援していく取り組みも重要である。

- ・平成23年度から、入居児童数の変動が大きい実態から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営の安定化を図ったところである。今後、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することや、医療保険に加入していない児童について、児童養護施設等と同様に医療費を措置費でみることなど、運営費の充実を検討する必要がある。

④18歳以降、20歳以降のアフターケア

- ・児童養護施設等は、20歳到達までの措置延長はあるものの、新規措置は18歳未満までであるのに対し、自立援助ホームは、20歳に達するまで新規入居ができる。
- ・自立援助ホームの利用は、自立生活力の弱い子どもが多いことから、20歳になっても自立できず、私的契約で継続利用している例もある。20歳以降の延長も可能とする必要性の指摘もあり、将来的な検討課題である。
- ・一方、20歳までに一定の力をつけて自立する努力も重要であり、ホーム近隣のアパートを借りて自活し、ホームがアフターケアとして相談支援をしていく取り組みが重要である。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

①児童家庭支援センターの役割

- ・児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行うもので、平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。
- ・多くは児童養護施設等の施設に附置されており、施設が地域支援を行う機能を果たしているが、平成20年の児童福祉法改正で、単独設置も可能となった。
- ・また、本年4月の実施要綱改正で、里親支援を行うことが明記された。

②児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成20年度71か所から、平成22年3月末現在78か所に増加した。子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標となっている。
- ・児童家庭支援センターは、社会的養護の地域支援の重要な拠点であることから、当面のビジョン目標の整備後も、地域と施設をつなぐ機関として増やし、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく必要がある。その場合、施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

③市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果

たす拠点として、制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなっており、また、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。

- ・このため、児童家庭支援センターは、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要である。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行うという役割の充実が重要である。

④里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターの里親支援の役割が実施要綱で明確化されたことに伴い、各地域において、里親支援のうち、児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要がある。
- ・児童相談所や、里親会、児童養護施設、乳児院などの関係機関との連携を図り、里親制度を側面から支える機関としての役割を充実させる必要がある。
- ・また、里親支援機関の中心を担わせる目的で新たな児童家庭支援センターを設置することも考えられ、制度の効果的活用が望まれる。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

①施設運営指針の策定

- ・社会的養護の現状では、施設の運営の質の差が大きい。子どもは、措置される施設や里親家庭により、育ち方やその後の人生にまでも影響を受ける。そのような不平等があってはならず、ケアの質の向上が必要である。
- ・社会的養護の施設には、これまで、保育所保育指針に相当するものが無いことから、平成23年中を目標に、各施設類型ごとに、施設運営指針を策定する。
- ・児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、里親・ファミリーホームの6種別について作成することとし、施設種別ごとの検討チームを設置して、検討する。

②施設運営の手引書の作成、ケア標準の作成

- ・また、各施設類型ごとに、施設運営指針を掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを編纂した手引書を作成する。これまでも、各施設

類型ごとに、また、部分的に作られたものがあるが、実践の中で、言語化されていない部分が多い。参考事例、事故事例の共有化も含め、言語化、文書化を進め、施設全体の運営の質の向上を図る。

- ・特に、児童養護施設については、これに加え、より詳しく、施設職員の活動の指針となるケア標準を作成する。年度内に策定しつつ、現場にフィードバックしながら順次改定し、職員研修や実施状況の調査研究と連動しながら、高めていく。
- ・従来、それぞれの施設において経験の積み重ねによるノウハウが蓄積されてきたが、その共有化が図られておらず、施設により取り組みの質の差が大きい。このため、指針を実践の中で具現化し、子どもの最善の利益が保障されるようなケアの標準を文書化し、現場で活かせるようにする。現場で使いやすいチェックリスト形式のものも提供する。
- ・子どもの抱える課題は一人一人異なることから、その支援もそれぞれ異なるものであり、一人一人について、自立支援計画を策定し、取り組みを行う。ケア標準の作成は、これを画一的なものにするのではなく、個々の実践の場で課題に気づいて取り組むために、文書化するものである。
- ・個々の子どものニーズを把握し、ケア内容を検討し、その実施状況を確認していくという基本原則を定着させる必要があり、一人一人の子どもに自立支援計画を作成する仕組みを、より効果的なものとしていく必要がある。

③第三者評価の義務実施

- ・第三者の目は、施設が課題に気づき、質の改善を図っていく上で重要である。また、第三者評価に先立ち、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己点検、自己評価を行うことも、課題に気づき改善していく上で重要である。
- ・社会福祉施設に共通で行われている第三者評価は、児童養護施設で平成21年度の受審率が14%であるなど、十分な普及がされていない。
- ・第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設では、子どもが施設を選べない措置施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、質の向上の取り組みとして、全ての施設に、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づけることが必要である。
- ・なお、第三者評価の評価基準については、今後、施設運営指針を策定した後に見直しを行っていく必要がある。また、評価機関による評価の質についても、社会的養護の施設に対する評価の件数を増やしていく中で、向上を図っていく必要がある。

(2) 施設職員の専門性の向上

①施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・施設運営の質は、施設長による部分が多い。社会的養護の施設は、子どもが施設を選ばない措置施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、かねてより、施設長の資格要件強化や研修義務化をすべきとの指摘がある。
- ・本年の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が強化されることを契機に、施設長の資格要件強化や研修義務化を行うべきである。
- ・児童自立支援施設の施設長については、児童福祉施設最低基準で資格要件が定められており、社会福祉士等のほか、5年以上の従事経験などを求めている。一方、児童養護施設等の施設長の資格については、最低基準での定めがなく、局長通知で、社会福祉主事や児童福祉司の任用資格を有するか、児童福祉事業の従事経験2年以上の場合を除き、施設長資格認定講習の受講を求めるとどまっている。このため、児童養護施設等の施設長についても、児童自立支援施設の施設長の資格要件を参考に、資格要件を設けることが考えられる。
- ・また、児童自立支援施設では、児童福祉施設最低基準で、施設長の資格要件として研修の受講が義務づけられている。一方、他の施設では、施設長研修の制度はない。公立が多い児童自立支援施設と異なり、他の施設は、社会福祉法人立が多く、施設長の在任期間が長い場合が多いことから、研修を資格要件として定めるよりも、原則2年に1回以上の施設長研修の受講を義務づけて、各施設の全国団体が行う施設長の研究協議会等に併せて実施することが考えられる。

②施設の組織力の向上

- ・平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員」（スーパーバイザー）を、各施設に1名設置し、研修を行うとともに、措置費の俸給格付けの引上げを行った。
- ・今後の課題としては、ケアの質の向上を図るため、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、児童等に対するケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものの配置を検討する。
- ・これは、「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、職員全体が組織として一体的な力を発揮するとともに、「一般職員→チーム責任者→基幹的職員→施設長」というキャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上と定着確保に資すると考えられる。

③職員研修の充実

- ・社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・このため、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）の研修とともに、新たに、中堅のチーム責任者クラスの研修、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の研修なども必要である。

- ・研修は人材育成とともに、研究協議の場ともなる。施設類型ごとに、職員研修指針を策定し、施設団体が中心となって、新人から、中堅、専門職員、幹部職員まで、各段階に応じた職員研修システムを構築し、実施していく必要がある。

(3) 親子関係の再構築支援の充実

①親子関係再構築支援の必要性

- ・虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。
- ・例えば、施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。また、暴力以外の方法を知らずにしつくと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（CSP）の手法など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われている。また、親の精神障害など、家族への個別の対応が必要なことも多い。
- ・親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要がある。
- ・また、退所後の支援は、市町村の子育て支援事業と連携しながら行うが、専門性の高い支援を行う必要があるケースに対し、より積極的に対応できる体制の整備が必要である。

②施設による親子関係再構築支援

- ・家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が、平成11年度から乳児院に、平成16年度から児童養護施設、情短施設、児童自立支援施設に設置された。家庭支援専門相談員の業務には、保護者等に対し、早期家庭復帰のための相談指導や、家庭復帰後の相談指導が含まれており、活動内容や支援技術の向上・普及を図る必要がある。
- ・また、心理療法担当職員が、平成11年度から児童養護施設に、平成13年度から乳児院、母子生活支援施設に、平成18年度から児童自立支援施設に設置された。心理療法担当職員は、児童及び必要に応じて保護者に心理療法を行う。
- ・措置費の施設機能強化推進費により、平成6年度から情短施設で、平成18年度から乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に対象を拡大して、家族療法事業が行われており、平成21年度には、110カ所で開催されている。
- ・これは、虐待を受けた子どもの早期家庭復帰を図るため、対象となる子ども等に数ヶ月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問等により、心理療法担当職員による心理的なかわりと、児童指導員による生活指導的な関わ

りの両面から家族全体を支援する事業である。

- ・今後、効果的な手法の開発・普及に取り組むことが必要である。
- ・また、今後、施設の地域支援要員の体制充実が必要となるが、家庭支援専門相談員、個別担当職員、心理療法担当職員に加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員を新たに設け、これらの直接処遇のローテーションに加わらない専門職員のチームが協力して親子関係再構築支援にあたるよう、体制整備が必要である。

③児童家庭支援センターによる親子関係再構築支援

- ・児童家庭支援センターは、施設入所に至らない児童とその家庭の親支援や、施設を退所した児童とその家庭の親支援を行う。
- ・児童家庭支援センターによる支援についても、効果的な手法の開発・普及や、児童相談所との連携を図りながら行うことが必要である。

(4) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育

- ・児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。
- ・虐待を受けた子どもなど社会的養護を必要とする子どもは、自信(自己肯定感や主体性)を失っている子どもが多い。将来の自立生活能力を高める養育の基本として、安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。
- ・また、施設の退所等までに、衣食住の基本的な生活管理、金銭管理、健康管理、個人情報管理、社会で必要となる諸手続など、生活技術の知識や経験を得るとともに、社会人、職業人に求められるマナーの習得や、主体的な時間の使い方など、自立生活に必要な力が身につけているような養育の在り方が必要である。

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・進学や就職に役立つ学習支援の充実が必要である。中学生は、平成21年度から、学習塾費(実費)、部活動費(実費)が設けられ充実されたが、高校生は、定額の特別育成費のみで、必ずしも十分でない。このため、就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、特別育成費の充実が必要。
- ・自立支援のため、大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。現在、児童養護施設等の入所児童や里親委託児童が、高校等を卒業して、措置解除となり、就職又は大学進学等により、自立した生活を開始する場合、就職支度費又は大学進学等自立支援費 79,000 円を、保護者がいない又はその支援を受けられない場合は、これに特別基準額 137,510 円を加算して、支給されている。これまで毎年 2,000 円ずつ引き上げてきているが、大幅な充実を図り、安定した自立生活を開

始できるよう支援することが必要である。

③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・生活が不安定な場合は、18歳以降も、必要に応じて20歳に達するまでの措置延長を活用できる。法律上は可能であるが、実際の利用は少ない。今後、一層活用すべきである。
- ・また、児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所することが慣例のようにになっている施設もあるが、そのような児童こそ、支援が必要であり、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべきである。
- ・自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る必要がある。

④アフターケアの推進

- ・平成16年の児童福祉法改正で、児童養護施設等の業務として、法律上、退所者に対する相談支援が定められている。社会的養護の施設や里親から自立していった子どもには、施設や里親は、いわば実家のような役割を持つ。将来、困ったとき、つまりいたときに、頼れるきづなとなる。
- ・また、施設以外の者が行う退所児童等アフターケア事業を、統合補助金により行っており、その推進を図る。
- ・身元保証人確保対策事業は、平成19年度から実施し3年を経過している。運用改善として、申込みをやすくするために、保証の申込み期間（現在は施設退所後半年以内）を延長するとともに、高校卒業後、大学等に進学した場合に、大学を卒業するまでの間、保証を延長できるよう、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長3年）の延長が必要である。
- ・社会的養護の下子どもたちに対しては、各種の民間団体の奨学金制度が設けられている。その情報を施設団体において整理し、各施設へ提供し、活用を支援する。

(5) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・施設に措置された子どもが、意見を言える仕組みとして、施設における第三者委員や、社会福祉法に基づき都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会を活用する。また、「子どもの権利ノート」を活用する。

②被措置児童虐待の防止

- ・平成20年の児童福祉法改正により実施された被措置児童虐待の通報制度に基づき、児童養護施設等職員や里親による虐待の防止を徹底する。

(6) 施設類型の在り方、相互連携等

①施設類型の在り方について

- ・ 社会的養護の施設類型については、平成9年の児童福祉法改正で、養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、虚弱児施設の児童養護施設への類型統合が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。また、児童家庭支援センターと自立援助ホームが法定化された。
- ・ その後、平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談援助（アフターケア）を位置づけるとともに、乳児院と児童養護施設の年齢要件が弾力化された。乳児院は、従来の「2歳未満」から、「必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む」とされ、児童養護施設は、従来の「乳児（0歳）を除く児童」から、「必要な場合は乳児を含む」とされ、3歳到達時まで一律に児童養護施設に移さなければならない不都合が解消された。
- ・ また、平成20年の児童福祉法改正では、ファミリーホームが法定化され、自立援助ホームについて、都道府県に対する申込み制、対象年齢の20歳未満までの引上げの改正がされた。
- ・ なお、施設類型の在り方については、従来、施設種別を越えて複数の機能を持つ施設に改めるなどの意見もあったが、現行法でも複数の施設類型の併設が可能である。

②施設類型間の相互連携の強化

- ・ 施設類型の在り方については、現行施設の地域での相互連携によるネットワーク化が今後の課題となる。例えば、次のような連携が必要である。
 - (a) 児童養護施設で一時的に不安定となった子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアし、安定した後に元の施設に戻す、
 - (b) 児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する、
 - (c) 母子関係の調整を必要とする乳児院や児童養護施設の子どもが退所する際、母子生活支援施設を利用し、母子双方への支援によって、親子再統合を図る、など。

③地域における総合的な社会資源の整備

- ・ また、地域での総合的な整備の視点も課題となり、次のような3つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要である。
 - (a) 児童自立支援施設と情緒障害時短期治療施設は、短期の治療的施設であり、都道府県・指定都市を単位に設置される。情緒行動上の問題や、非行問題など、特別のケアが必要な児童を入所させ、比較的短期間で、心理治療や生活指導を行う。
 - (b) 児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設は、広域的な地域を単位に設置され、施設ケアが必要な児童や母子を入所させるとともに、地域の拠点として家庭的養護を支援する。

(c) ファミリーホームや里親は、市区町村の区域を単位に、複数確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする。

④障害児と社会的養護

- ・虐待を受けた児童など社会的養護を必要とする児童であっても、障害児の施設での専門的な対応が必要な場合は、障害児の施設に措置される。
- ・また、何らかの障害を持つ児童であっても、社会的養護の施設や里親での対応が可能な場合には、その範囲で、社会的養護の施設や里親での養育が行われる。

4. 施設の人員配置の課題と将来像

(次回検討)

5. 社会的養護の整備量の将来像

(次回検討)

社会的養護の課題と将来像について

(論点整理の概要、5月31日版、未定稿)

1. 基本的考え方
2. 施設種別ごとの課題と将来像
3. 共通事項の課題と将来像
 - (1) 施設の運営の質の向上
 - (2) 施設職員の専門性の向上
 - (3) 親子関係の再構築支援の充実
 - (4) 自立支援の充実
 - (5) 子どもの権利擁護
 - (6) 施設類型間のネットワーク・相互連携
4. 施設の人員配置の課題と将来像
5. 社会的養護の整備量の将来像

1. 基本的考え方

(1) 社会的養護の理念、機能、基本的方向について

社会的養護とは

○社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に保護し、養育すること

社会的養護の理念

○社会全体で子どもを育む。子どもの最善の利益のために。

社会的養護の機能

- ① 養育機能・・家庭での適切な養育を受けられない子どもの養育
- ② 心理的ケア等の機能・・適切な養育が受けられなかったことによる発達のがみや心の傷を回復
- ③ 地域支援等の機能・・親子関係の再構築支援、自立支援、アフターケア、地域における養育の支援

社会的養護の基本的方向

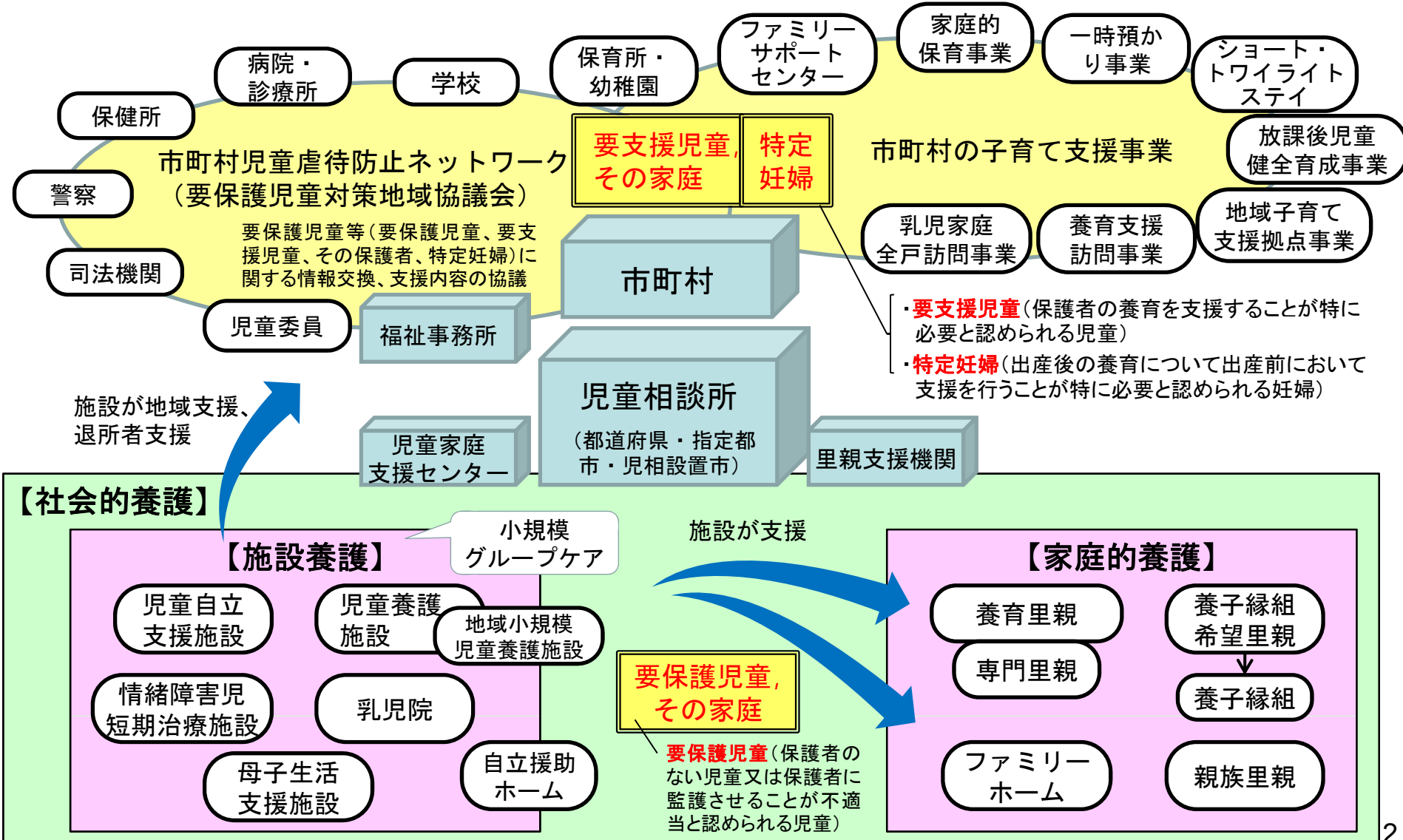
- ① 家庭的養護の推進
 - ・家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先
 - ・施設養護においても、できる限り家庭的な環境で養育（小規模グループケア、グループホーム）
 - ② 専門的ケアの充実
 - ・虐待を受けて心に傷を負った子ども等への専門的な知識や技術によるケア
 - ③ 自立支援の充実
 - ・自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生する力、生活スキル、社会的スキルの獲得
 - ④ 家族支援、地域支援の充実
 - ・親子関係の再構築支援、アフターケア、施設が里親等を支える支援、地域における養育支援
- 貧困や児童虐待の世代間連鎖を断ち切る支援

(2) 社会的養護と市町村の子育て支援施策との連携

要保護児童に対する社会的養護は、特定妊婦・要支援児童に対する支援施策と連携して考える必要があり、

- ① 市町村の子育て支援事業、児童虐待防止ネットワークによる「家庭支援」と、
- ② 都道府県等の児童相談所を中心とした「社会的養護」

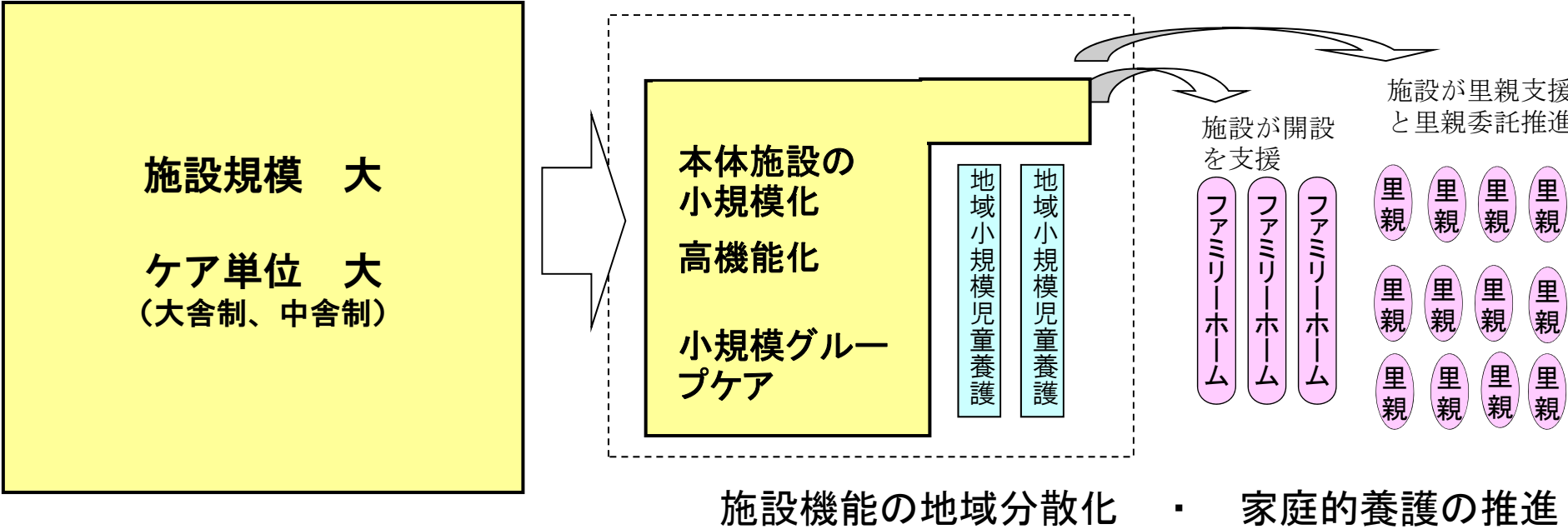
は、一連につながるものであり、密接に連携して推進



2. 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

- ①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進
 - ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
 - 本体施設の小規模化 → 定員45人以下に
 - 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援 →施設は地域の社会的養護の拠点に
- ②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化

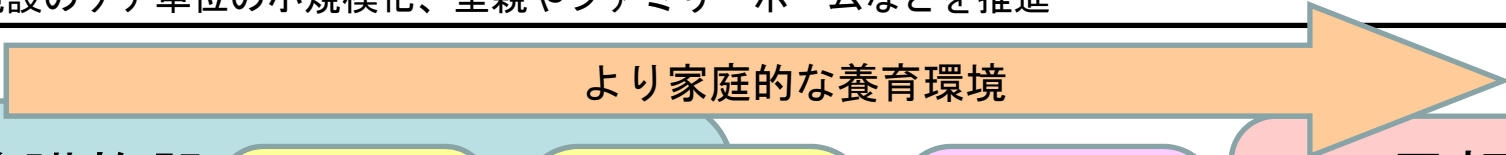


施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

- できる施設から順次進め、着実に推進。
- 今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化
- 小規模ケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要
- 個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

(参考1)社会的養護における家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



児童養護施設

大舎（20人以上）
中舎（13～19人）
小舎（12人以下）

1歳～18歳未満（必要な場合0歳～20歳未満）

職員
施設長等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

575か所
定員34,569人
現員30,594人

小規模グループケア（ユニットケア）

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6～8人（乳児院は4～6人）

職員1名＋管理宿直を加算

21年度458か所
→26年度目標800か所（乳児院等を含む）

地域小規模児童養護施設（グループホーム）

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用し家庭的環境で養育

定員6人
職員2人＋非常勤1人＋管理宿直

21年度190カ所
→26年度目標300カ所

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5～6人
養育者及び補助者合わせて3人

21年度49か所
→26年度目標140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

児童4人まで

登録里親数	7,180人
うち養育里親	5,823人
専門里親	548人
養子縁組里親	1,451人
親族里親	342人

委託里親数 2,837人
委託児童数 3,836人

→26年度目標
養育里親登録 8,000世帯
専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

124カ所
定員3,794人、現員2,968人

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

22年3月末 10.8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

(参考2)児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総数	569 (100%)

社会福祉施設等調査
(平成20年10月1日)

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

- ・言葉で意思表示できず一人では生活できない乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能
- ・被虐待児・病虚弱児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能
- ・早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能
- ・児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、乳児の一時保護機能
- ・子育て支援機能（育児相談、ショートステイ等）

課題

- ①被虐待・病虚弱・障害など医療・療育の必要な子の増加
- ②かかわりの難しい子の増加
- ③かかわりの難しい保護者を含む支援を必要とする家族の増加
- ④里親への支援の必要性



将来像

養育機能をベースとして次の機能を充実させる

- ①リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能
- ②虐待等で心が傷ついた乳幼児の治療的機能
- ③アフターケアを含む親子再統合支援機能
- ④里親支援機能

乳児院における養育単位の小規模化

- ・乳児院は、小規模施設が多い（定員30人以下が66%）
- ・養育単位の小規模化（ユニット化）により、落ち着いた雰囲気の中で安定した生活リズムによって、養育担当者との深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

（乳児院では夜勤が必要なため、例えば2グループを1人の夜勤者がみることができる構造等が必要）

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

- ・虐待経験の影響で心理的な不調をきたしているなど、情緒行動上の問題を持つ児童に心理治療や生活指導を行い、比較的短期間（現在の平均在園期間2年4ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。

※情短施設は、被虐待児が72.5%。また、精神科受診を行っている児童が39.7%、投薬治療を行っている児童が31.9%。

※パニックで暴力をふるう児童の入所も多く、他児への暴力がほぼ毎日あった施設が10施設、職員の暴力がほぼ毎日あった施設が3施設（平成21年9月調査）

※情緒行動上の問題の指標の改善など、概ね良好な治療成績。

今後の課題

①情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所（人口の多い地域では複数）の設置が必要。

②専門機能の一層の充実

- ・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
- ・一時的な措置変更による短期入所機能も有意義

③通所機能の充実

- ・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援

④外来機能の充実

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のためにも、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実させることが望まれる。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実に図りつつ、**非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割**を果たしている。
- 児童自立支援施設は、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた施設
- また、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、一定の「枠のある生活」とも言うべき支援を実施。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられている。(現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2)

今後の課題

①専門的ケア機能の充実

- ・虐待を受けた経験をもつ子どもが66%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが35%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。
- ・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要

②相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占めるようになり、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

今後の課題

①入所者支援の充実

- ・施設による取り組みの差が大きく、従来型の住む場所の提供にとどまる施設も多い。
- ・すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援などの支援機能を充実させていく必要

②職員配置の強化と支援技術の普及向上

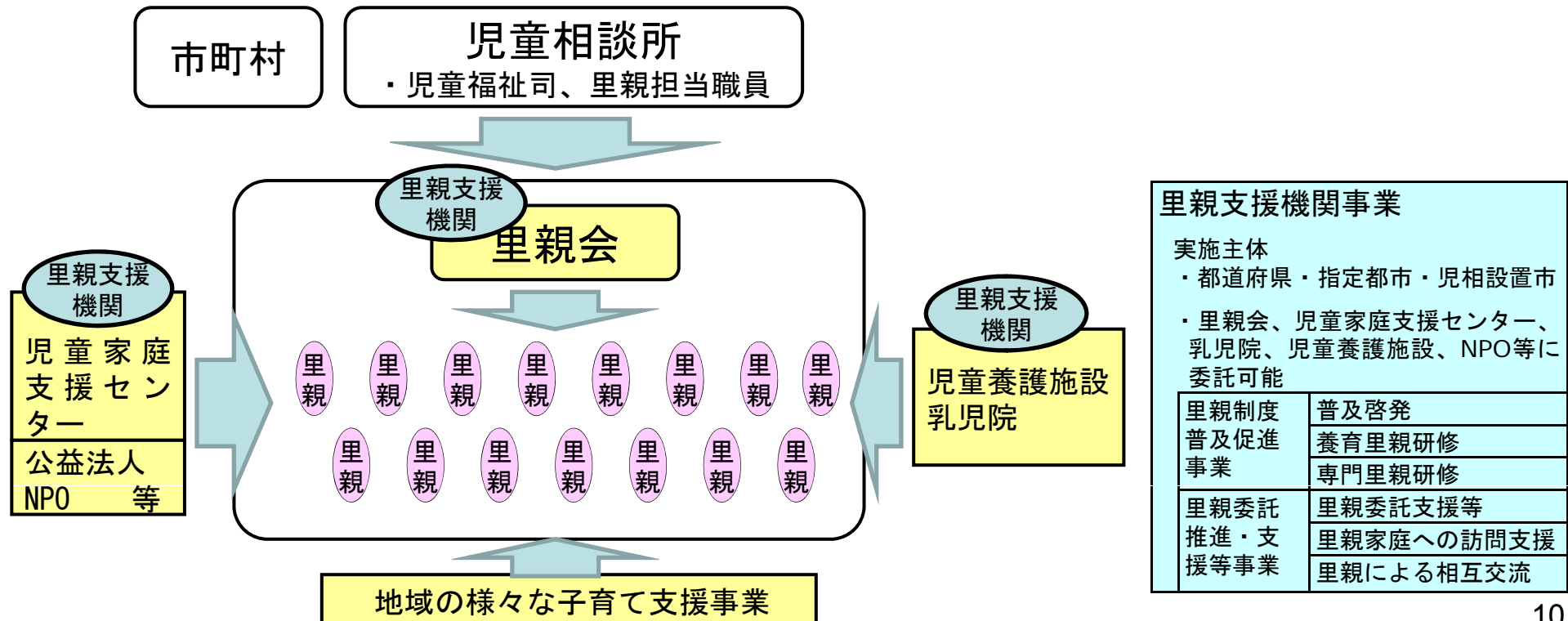
③広域利用の確保

④子どもの学習支援の充実

⑤児童相談所との連携

(6) 里親委託の推進と里親支援機関

- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。
- 里親支援機関は、里親委託の促進とともに、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援を行う役割を持っており、それぞれの特色に応じて、多方面から支援。また、地域の子育て支援事業も活用。
 - ・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援
 - ・児童家庭支援センターや施設は、児童養護の専門職員によるサポートを行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う



(7) ファミリーホームの課題と将来像

ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

ファミリーホームの今後

- 子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備（22年10月現在104か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要。
- これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- 養育者の研修の充実や、孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の構築が必要。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

- 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

自立援助ホームの今後

①整備推進

- ・子ども子育てビジョンで、平成26年度までに160か所を整備（22年10月現在73か所）

②多様な利用者への対応

- ・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援
- ・平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。

③20歳以降のアフターケア

- ・20歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
- ・20歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組み

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

児童家庭支援センターの役割

- 児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。

児童家庭支援センターの今後

①整備推進

- ・子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標となっている。（22年3月末現在78か所）。将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

②市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・一般的な子育て相談は、市町村や子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ。
- ・継続的な支援が必要な児童や家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う

③里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・今後、里親支援の機能の充実を図るとともに、市町村事業との連携が重要。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

➤施設の運営の質の差が大きいことから、

- ①各施設種別ごとに、運営理念を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ②社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づけ

平成23年度に作成し、フィードバックしながら順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、検討

施設種別毎の「施設運営の手引書」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。
- ・また、児童養護施設については、施設職員の活動指針となるケア標準を作成



指針等を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。

「自己点検」の推進

- ・各施設で、施設長や基幹的職員(スーパーバイザー)を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 本年の民法等改正で、施設長の役割が強化される。また、施設運営の質は、施設長による部分が大きい。
- ・ このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定めることを検討
- ・ 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ
- ・ 施設長の資格要件は、規定がある児童自立支援施設の規定を参考に検討

② 施設の組織力の向上

- ・ 平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進
- ・ 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものの配置を検討
- ・ 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置(平成21年度～)

- ・ 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・ 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- ・ 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・ 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進

(3) 親子関係の再構築支援の充実

- 平成16年の児童虐待防止法改正では、保護者に対する親子の再統合の促進に関して国や地方公共団体の責務として位置付け、平成19年の児童虐待防止法改正では、指導勧告に従わない場合の規定や、措置解除する際には保護者指導の効果等を勧案することなど、保護者への指導・支援の強化がなされた。
- 今後の課題としては、
 - ①保護者支援プログラムの開発・普及
 - ・ソーシャルワーク的手法の工夫や、既存の保護者支援のプログラムを活用している児童相談所や施設等もあるが、今後、効果的なプログラムの開発・普及が必要。
 - ②関係機関の連携
 - ・保護者への指導援助と傷ついている子どもへの援助について、児童相談所と施設が共通の理解と評価を基に家庭復帰を支援しなければならない。施設のファミリーソーシャルワーカーとの協働。
 - ③養育者のスキルの向上
 - ・親子関係の再構築には、安定した環境における愛着形成が重要である。また、養育者の養育スキルの向上が必要である。

<施設による親子関係の再構築支援>

- ①ファミリーソーシャルワーカー設置
 - ・平成11年乳児院、平成16年から、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に配置
- ②心理療法担当職員の設置
 - ・平成11年児童養護施設、平成13年乳児院、母子生活支援施設、平成18年児童自立支援施設に配置。
- ③家族療法事業（実施施設数 H21年度：110ヶ所 H22年度：121ヶ所）
 - ・平成6年情緒障害児短期治療施設、平成18年乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に拡充。
 - ・施設に入所している児童とその家族で施設長が必要と認めたもの、在宅の児童とその家族で児童相談所が必要と認めたものを対象に行う。
 - ・3ヶ月から6ヶ月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行い、心理療法担当職員の心理的な関わりと児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援

(4) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育

- ・ 児童養護施設における養育は、退所する前に、自立生活に役立つ知識・経験を得られるように行うことが必要。

②支度費の増額等

- ・ 自立支援のため、大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。
- ・ また、資格取得等のため、特別育成費の増額が必要

③措置延長や自立援助ホームの活用

- ・ 進学や就職の場合でも、生活が不安定な場合は、必要に応じて20歳に達するまでの措置延長を活用できる
- ・ 自立援助ホームは、自立した生活を支援する場として、整備推を推進

④アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。
- ・ 施設以外の者が行う退所児童等アフターケア事業を実施
- ・ 身元保証人確保事業
- ・ 民間の奨学金の情報を施設団体において整理し、各施設へ提供

(5) 施設類型間のネットワーク（相互連携）

各施設類型の特徴を生かしつつ、地域で相互に連携し、全体の充実を図ることが必要

(例) ①児童自立支援施設・情緒障害児短期施設

- ・児童養護施設で一時的に不安定となっている子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアする

②児童養護施設

- ・児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する

③母子生活施設と他の施設

- ・他の施設から退所した後、母子生活支援施設における母子双方の支援を通じ、親子再統合を図る

(参考) 施設類型についてのこれまでの議論について

○平成9年改正で、

- ・養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、
- ・虚弱児施設の児童養護施設への類型統合

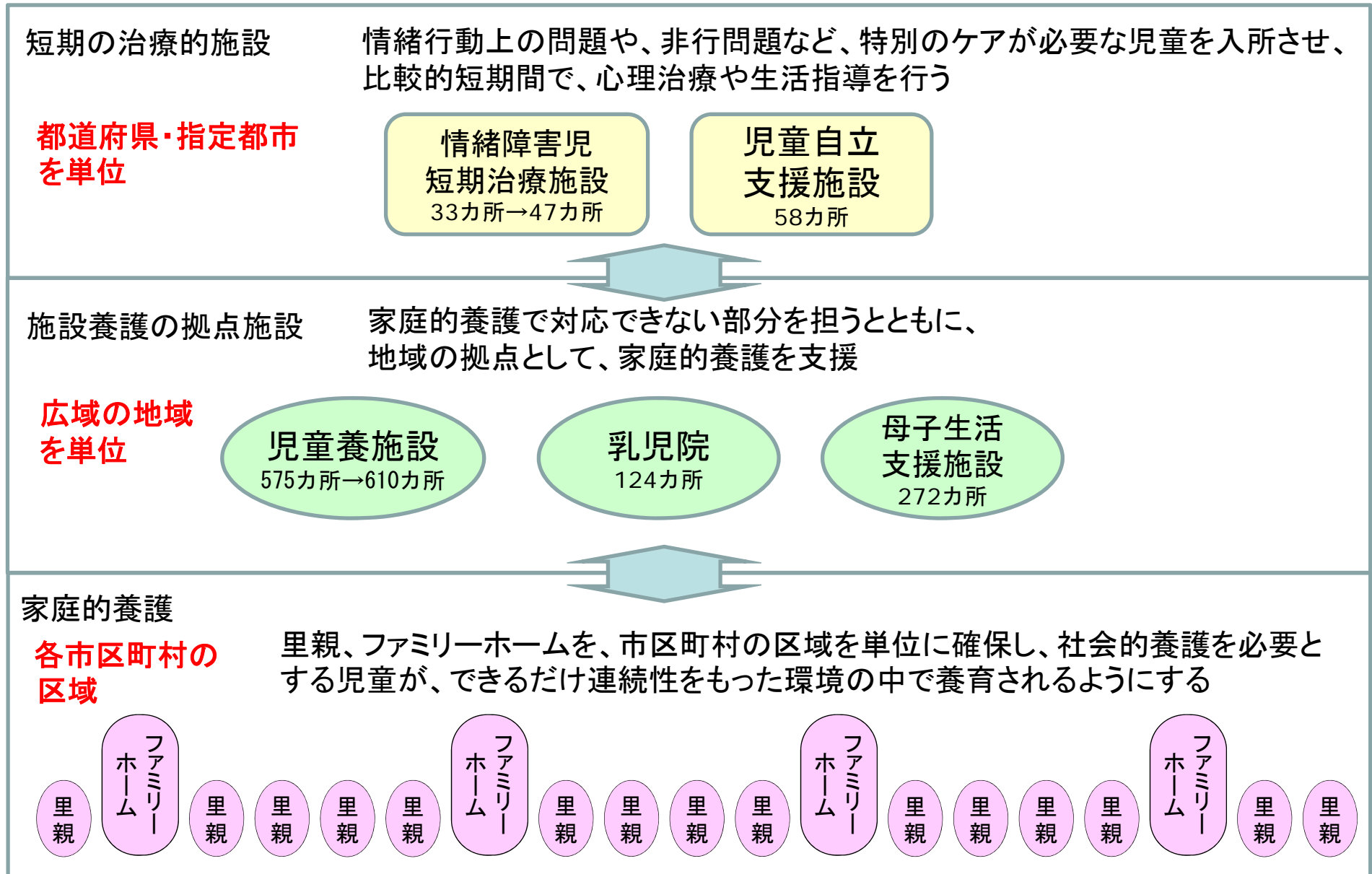
が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。

○平成16年改正で、乳児院と児童養護施設の年齢要件を弾力化

- ・乳児院： 2歳未満 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
- ・児童養護施設： 乳児（0歳）を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む

※施設類型の在り方については、施設種別を越えて複数の機能を持つ施設への改革の意見もあるが、現行法でも、複数の施設類型の併設が可能。

社会的養護の施設類型間の連携と体制整備



(注)施設数は、平成22年3月末現在。→は子ども・子育てビジョンによる目標数

4. 施設の人員配置についての課題と論点

(1) 直接養育にあたる職員の基本配置の引き上げ

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引き上げが必要となっており、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」の各委員からは、次のような提言がされている。今後、具体的な目標水準を検討。

施設種別	現状（措置費）	委員の改善提案	委員の提案の考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児 4 : 1 小学校以上 6 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1 小学生以上： 3 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 : 1は、交代勤務のため1人の職員が15人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアはとうていできない。 ・ 施設機能の地域分散化で、今後更に、厳しい課題を抱える子どもの割合が増える。 ・ 労働基準法を遵守できる職員配置に
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院は、虐待、病虚弱児、障害等の医学的・発達の課題がある乳幼児が中心となってきている。 ・ 夜勤体制の強化（SIDS対応のための15分視診、夜間の緊急所及び保護者対応）
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に必要と考える個別の支援時間から算定
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 2 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状で実質的に2 : 1以上の配置がされている。 ・ 最も対応が難しい子どもに対応する施設
母子生活支援施設	母子指導員： 少年指導員： それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子指導員： 少年指導員・保育士： それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯2人 10世帯以上5世帯増えるにつき1人を加える	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者や虐待を受けた児童への対応。 ・ 現状では、20世帯で母子指導員・少年指導員合計4名の体制は、交代勤務のため常時1人しか配置できず、母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、十分なケアができない。 ・ 常時複数配置して役割分担できる体制。

(2) 新たな加算職員の配置についての委員からの提案

未定稿

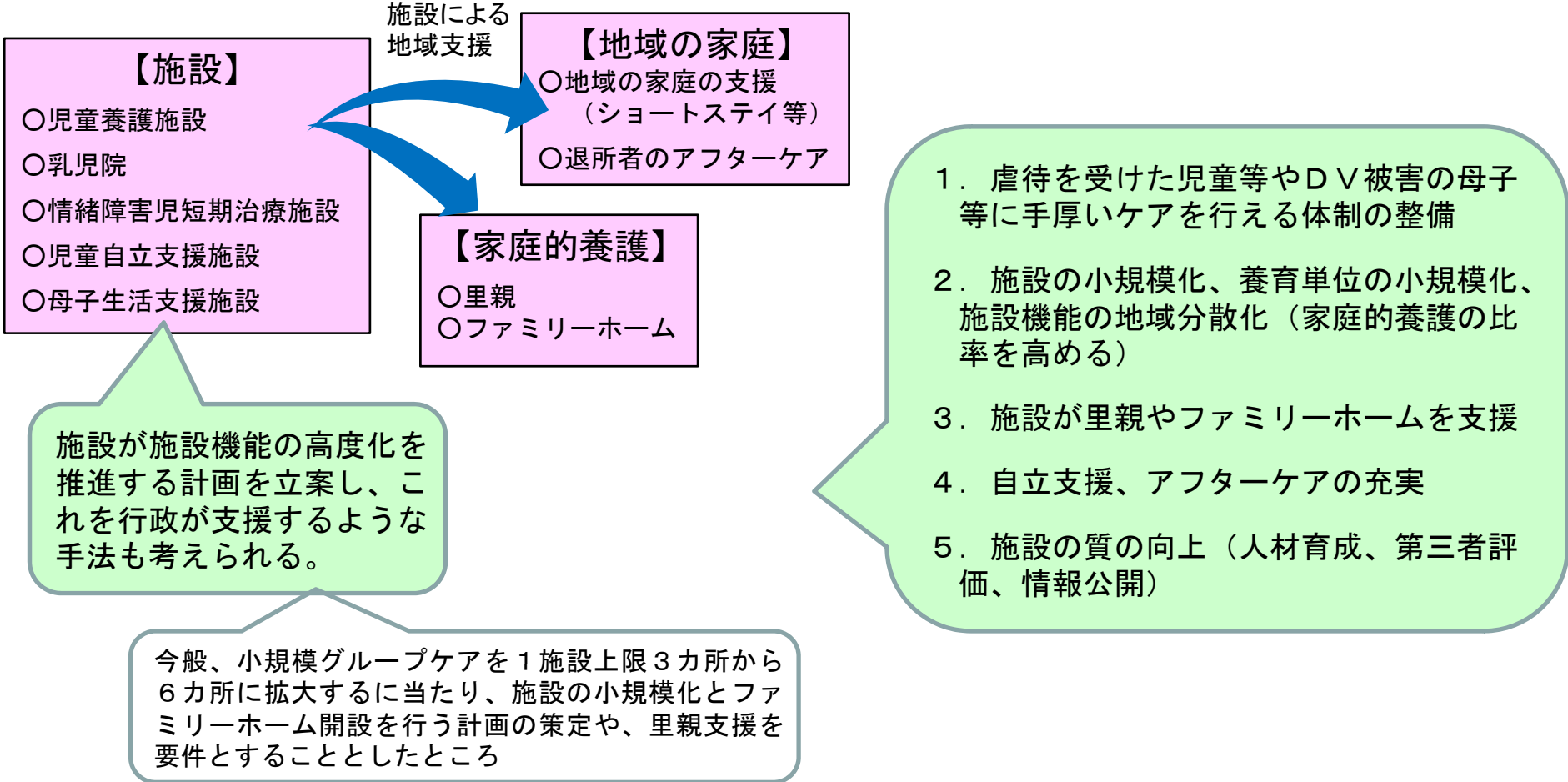
施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が提案されている。

委員からの提案	<ul style="list-style-type: none">①退所後の自立支援のための相談員の配置②里親やファミリーホームの支援を行うための担当職員の配置③心理担当職員の全施設必置化。規模が大きい場合の複数配置
---------	---

(3) 社会的養護の高度化の計画的推進

○社会的養護については、①虐待を受けた児童等の増加に対し、手厚いケアを行える体制が不十分、②施設養護が中心であり、里親等の家庭的養護の割合が少ない、③自立支援や退所後のアフターケアが不十分、④施設間の質の格差が大きい、などの諸課題があり、虐待を受けた児童等に対する支援を充実するため、体制の整備が必要。

○このため、施設が施設機能の高度化を推進する計画を策定し、国と自治体が支援するような手法も考えられる。



5. 社会的養護の整備量のイメージについての論点

社会的養護の児童の全体数

- 社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに概ね1割増の見込を設定。
- 将来人口推計(高位推計)では、その後の10年間で18歳未満人口の1割縮小が見込まれる。

施設数等

- 子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに、児童養護は610か所、情短施設は47か所に増加と設定。
- その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では現状維持が見込まれる。
- なお、情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、各県最低1か所となるには更なる増設が必要(児童養護からの転換も見込まれる)

里親等委託率

- 里親等委託率は、平成14年度の7.4%から21年度の10.8%まで、7年間で1.46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定。
- 欧米主要国で3割～7割であることを踏まえ、その後の10年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げることを展望。(ドイツ28.7%、フランス53.0%、イギリス60.0%、アメリカ76.7%)
- そのためには、現在3万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、ファミリーホームや里親を大幅に増やして移行させることが必要

里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例

(1) 里親等委託率の最近5年間の増加幅の大きい自治体

		増加幅 (16→21 比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成21年度末
1	福岡市	14.0%増加	6.9%	20.9%
2	大分県	10.2%増加	7.4%	17.6%
3	宮城県	9.1%増加	8.0%	17.0%
4	静岡県	8.3%増加	10.6%	18.9% (静岡市、浜松市を含む)
5	栃木県	8.1%増加	7.9%	16.0%
6	香川県	8.1%増加	6.5%	14.6%
7	滋賀県	7.9%増加	20.3%	28.2%
8	福岡県	7.4%増加	4.0%	11.5%
9	佐賀県	7.0%増加	1.2%	8.2%
10	新潟県	6.1%増加	26.4%	32.5% (新潟市を含む)
11	山梨県	5.4%増加	17.8%	23.2%

(2) 里親等委託率の最近5年間の増加幅の大きい自治体における里親推進の取組の概要

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法・体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
福岡市	<p>○平成21年度までに里親委託率13%。現在、目標を新たに平成26年度末までに里親委託率を25%にする。</p>	<p>○市政だより等による広報啓発、研修、レスパイトケア等の里親支援事業</p> <p>○NPO 法人と共働で里親の支援体制の整備等を行い、里子の一時預かりや送迎のサポート等をするボランティアを派遣、出前講座等を実施</p> <p>○児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置</p>	<p>○児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置</p> <p>○NPO 法人と協働で行った出前講座、フォーラム等の普及啓発事業及びサロンやボランティア派遣等の里親支援。</p>	<p>○児童相談所の体制強化と職員の里親委託有効性の理解</p> <p>○里親同士の交流を促し、相互支援できる里親サロンの充実</p> <p>○NPOとの共働による効果的な制度の普及啓発</p>
大分県	<p>○里親委託率目標：H26年度末19.0%（H22年度末実績23.0% 達成済）</p> <p>○「子どもの最善の利益を確保する」という視点から、里親委託の有効性として、次の4点を挙げて里親委託を推進</p> <p>①乳幼児期の愛着形成が図られる ②子どもと養育者で1対1の関係がとれる③健全な家庭モデルを知ることができる ④子どもの生活の連続性を確保できる</p>	<p>○里親制度説明会の開催、講演活動、チラシ配布等による開拓・普及啓発・広報活動</p> <p>○スキルアップ研修、里親事務説明会等の実施</p> <p>○レスパイト事業、里親養育援助（ヘルパー派遣）事業、里親サロン、措置費補助等による里親支援</p> <p>○トライアル里親事業、里親委託推進委員会の設置（年1回）</p> <p>○里親対応協力員や里親委託推進員を配置、児童相談所体制強化（人員増）、里親専任職員の配置等</p>	<p>○里親制度説明会（全市町村）の継続的な開催</p> <p>○研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保</p> <p>○トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験</p> <p>○児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置（常勤・非常勤）</p>	<p>○里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと</p> <p>○里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと</p> <p>○施設入所児童のうち、里親委託が適当な児の選定が施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。</p> <p>○児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。</p>
静岡県	<p>○まずは里親への委託を検討</p> <p>○全児相の里親委託率：H26年度16%以上</p>	<p>○ショート・ルフラン事業（週末・夏休みの体験的受入れ）の実施</p> <p>○施設での里親と児童の交流会開催</p>	<p>○現況調査により里親の希望や現状を把握</p> <p>○里親担当者会議等により、各児童相談所間で里親に関する情報を共有</p>	<p>○里親委託をまずは検討</p> <p>○ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等</p>

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法、体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の普及、研修の実施、マッチング、家庭訪問等を効果的に実施する ○里親委託率：H21年度末15%以上、H26年度末18%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の日のイベント等で普及啓発 ○各児童相談所に里親委託推進員を配置 ○里親連合会等への研修委託 ○ファミリーホーム開設 ○専門里親への委託拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託推進員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託推進員による積極的な活動
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託率：H22年度15%、H23年度19% ○里親登録者を増やすとともに、いつでも利用できる里親を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親制度説明会、里親相談会を計画的に連動して開催 ○施設で里親委託が望ましい児童のリストを作成、登録里親に意向アンケートを実施、週末ホームステイ事業の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親開拓（説明会、相談会）について市町に協力依頼 ○口コミによる案内 ○住民利用の多い福祉センター等で里親を含めた具体的な話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ○専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置 ○リーフレット作成、DVD作成上映等による普及啓発 ○説明会等で里親の体験談を講演 ○児童相談所が里親委託推進を方針に
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○養育里親登録数：H21年度97組 ○子どもの愛着関係の形成に有効と評価して推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親制度のパンフレット作成、施設入所児童週末ホームステイ事業の実施等による広報啓発 ○里親研修やピアカウンセリングの実施による養育技術の向上 ○里親家庭に心理的処遇指導員、家事支援員の派遣、里親指導員の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親制度の周知 ○里親指導員の設置による里親家庭・里親会との連携強化 ○心理的処遇指導員の派遣による養育里親支援 ○施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親家庭相互の交流が深く、状況に応じ他の里親に措置変更できる ○地域で障害福祉を実践する土壌において、障害福祉関係者が里親になり、養育が困難な児童を受け入れ ○施設の小規模化の結果、里親委託が進展
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○H17年の次世代行動計画において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親シンポジウムの開催 ○里親養育相談対応専門員を任用 ○登録里親への研修 ○地区里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記②の取組を継続して行ったこと ○市町村が里親措置費の請求事務を代行 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親への継続的な支援や研修の実施、里親サロンの実施などを積み重ねたこと

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法、体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
佐賀県	○「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」（平成16年度）において、被虐待児等をできるだけ家庭的な環境の中で養育するため、里親制度を活用したケアの推進を明記	○H19に里親会を再結成し、里親サロンや研修会等を実施 ○児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設とともに里親委託も検討 ○児童養護施設、里親会や児童相談所等で構成する里親委託推進委員会の設置、児童相談所に里親委託推進員を配置 ○施設入所児童家庭生活体験事業（ホームステイ事業）の実施	○里親会の事務局を児童相談所が担当したことによる、里親と児童相談所の情報共有と連携強化 ○児童の処遇に際しては、施設委託と併せて里親委託も必ず検討することとする方針の徹底 ○里親委託推進員の配置による、里親と児童相談所との連携強化	○里親に関する事業の実施を通じて養育里親が増加したこと ○里親の資質向上と委託後の支援体制の充実 ○児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設委託とともに里親委託も検討するようになったこと。
新潟県	○里親委託を要保護児童の重要な選択肢として積極的に推進	○新聞広告等による広報活動 ○里親会と共催する里親大会	○左記①による里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワーク ○左記②による新規里親開拓活動	○左記①による里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワーク ○左記②による新規里親開拓活動
山梨県	○里親委託率：H21年度23%、H26年度26%	○里親経験者による講演会や里親制度の説明会等による里親制度の周知 ○里親委託等推進委員会の開催（年3回）	○里親委託等推進委員会の設置（H21年度～） ○里親制度のリーフレットの作成、配布 ○未受託里親と施設入所児童に対するマッチングの場の提供（推進委員が事務局を兼ねる里親会主催のバス旅行）	○まず「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討 ○里親委託等推進委員が里親登録者に1日最低7件コンタクト ○県内1か所の乳児院が満床の場合、里親へ積極的に委託 ○里親委託等推進委員が里親会の事務局を兼任し、里親会会員と人間関係を作りやすい

里親委託推進の取組事例①【福岡市】

増加幅 (16→21比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成21年度末)
14.0%	6.9%	20.9%

里親登録数：	73組	(平成21年度末現在)
受託里親数：	38組	
里親委託児童数：	75名	

<取組の概要>

①方針・目標

平成21年度までに里親委託率13%。現在、目標を新たにし平成26年度末までに里親委託率を25%にする。

②推進した取組

- 市政だより等による広報啓発、研修、レスパイトケア等の里親支援事業
- NPO法人と共働した里親制度の推進

③効果的であった取組方法・体制整備

- 児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置
- NPO法人と協働で行った出前講座、フォーラム等の普及啓発事業及びサロンやボランティア派遣等の里親支援。

④里親委託率を伸ばした要因

- 児童相談所の体制強化と職員の里親委託有効性の理解
- 里親同士の交流を促し、相互支援できる里親サロンの充実
- NPOとの共働による効果的な制度の普及啓発

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

平成17年3月に公表した福岡市子ども総合計画において、数値目標として里親委託率を平成21年度までに平成16年度の2倍である13%にあげることが掲げられた。現在は、新・福岡市子ども総合計画（平成22年度～26年度）において平成26年度末までに里親委託率25%を目標に掲げている。

2 どのような取組をしてきたか

里親制度の普及・推進については、市政だよりや市民フォーラムなどによる里親制度の広報啓発、里親研修、里親の一時的休息(レスパイト・ケア)などの里親支援事業を実施している。

平成17年度から3か年、地域において子育て支援などの活動に取り組んでいるNPOと共働で「市民参加型里親普及事業」を実施し、里親制度の普及啓発を推進。平成20年度からは「里親養育支援事業」を同じくNPOと共働で開始し、里親の新規開拓、里親・里子への支援体制の整備を行い、さらなる里親制度の充実を図った。

事業名	内容・項目	実施体制・H22実績等
里親制度 普及啓発 事業	制度の普及啓発等	NPOと共働 里親フォーラム(2回)・出前講座(NPO6回・直営7回)
	里親認定前研修	直営(2回)
	里親基礎研修	NPO・里親会と共働 里親講座(4回)・施設見学(NPO1回・里親会1回)
	養育里親への研修	直営(2回)
	専門里親研修	委託 母子愛育会
里親委託 推進・支 援等事業	里親委託推進員配置	嘱託職員2名(H22年度から1名増員)
	トライアル里親事業	年1回お盆の8/12~8/15に実施「ふれあい(お盆)里親行事」
	レスパイト事業	10件
	里親サロン	NPOと共働 年9回実施(内、5回は登録里親のみ)
	里親委託推進委員会	NPOが事務局となり年3回実施
	里親訪問支援事業	直営

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

児童相談所の体制として、平成 15 年度から里親担当主査が 1 名配置、平成 17 年度からは、養育相談などを実施して、里親の養育技術の向上と精神的負担の軽減を図る目的から里親対応専門員（嘱託）が 1 名配置。平成 18 年度には係員 1 名配置された。また里親、里子数の増加に伴って、平成 22 年度に里親対応専門員（嘱託）が 1 名増員され、現在、係長 1 名、係員 1 名、里親対応専門員（嘱託）2 名の 4 名体制となっている。

NPO の地域浸透力を活用し、出前講座などを実施し、地域に根ざした啓発活動を推し進め、里親子と地域のつながりを深めている。そのほかにも、NPO の具体的な取り組みとして、夫妻共に稼働する里親が増えていることから、急な残業や早朝夜間勤務、また、急病や休日勤務があった場合に、里子の一時預かりや送迎のサポートをしてくれる支援者や、里子が里親に言いにくいことを相談できたり、学習面のサポートや社会に適応し、自立していけるよう対人関係や社会性の習得できるよう援助してもらえる人材をボランティアとして登録してもらい、派遣の調整を委託し実施している。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

市民の間に里親制度のことを知らせていくと同時に、一時保護所から里親委託された子どもの変化を経験することにより、児童相談所職員の意識が変化し、委託できる里親が増えると共に、援助方針会議において積極的に里親委託の意見が出るようになった。

増加していく里親数とその支援に対応するための里親担当職員及び里親対応専門員（嘱託）の職員の配置。

キャンプや定例会などの里親会の活動や 1～2 ヶ月に 1 度開催する里親サロンで相互の意見交換が活発となり、より里親同士の絆が深まってお互いに支えあう関係が作られている。

里親委託推進の取組事例②【大分県】

増加幅 (16→21比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成21年度末)
10.2%	7.4%	17.6%

里親登録数： 96組
 受託里親数： 58組
 里親委託児童数： 77名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 里親委託率目標：H26年度末19.0% (H22年度末実績23.0% 達成済)
- 「子どもの最善の利益を確保する」という視点から、里親委託の有効性として、下記4点を挙げて里親委託を推進
 - ①乳幼児期の愛着形成が図られる ②子どもと養育者で1対1の関係がとれる
 - ③健全な家庭モデルを知ることができる ④子どもの生活の連続性を確保できる

②推進した取組

- 里親制度説明会の開催、講演活動、チラシ配布等による開拓・普及啓発・広報活動
- スキルアップ研修、里親事務説明会等の実施
- レスパイト事業、里親養育援助(ヘルパー派遣)事業、里親サロン、措置費補助等による里親支援
- トライアル里親事業、里親委託推進委員会の設置(年1回)
- 里親対応協力員や里親委託推進員の配置、児童相談所の体制強化(人員増)、里親専任職員の配置等

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催
- 研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保
- トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験
- 児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤)

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと。
- 里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと。
- 施設入所児のうち、里親委託が適当な児の選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。
- 児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

- 里親委託率目標：H26 年度末 19.0%（大分県次世代育成支援後期行動計画）
実績：H22 年度末 23.0%（達成済）
- 「子どもの最善の利益を確保する」という視点から、里親委託の有効性として、下記4点を挙げて里親委託を推進
 - ①乳幼児期の愛着形成が図られる ②子どもと養育者で1対1の関係がとれる
 - ③健全な家庭モデルを知ることができる ④子どもの生活の連続性を確保できる

2 どのような取組をしてきたか

(1) 里親支援機関事業

事業名	内容・項目	実施状況、H22実績等
里親制度普及啓発事業	制度の普及啓発等	県直営。里親制度説明会、各種広報。
	認定前研修	県直営。年3回実施。
	スキルアップ研修	県直営。年1回実施。
	専門里親研修	母子愛育会委託。新規・継続研修。
里親委託推進・支援等	里親委託推進員等	県下の児童相談所に計3名配置。
	トライアル里親事業	県直営。年間利用児童延数 79人
	レスパイト事業	県直営。年間21回延日数56日
	ヘルパー事業	県直営。年間104回(4H/回)
	里親サロン	委託。(県里親協議会)
	里親委託推進委員会	県直営。事務局は中央児童相談所。
	里親訪問支援	県直営。児童福祉司、里親担当訪問。

(2) 開拓・普及啓発・広報活動

「一中学校区に一組の里親家庭」を目指して、里親開拓を進めてきた。

- ①里親制度説明会の開催(H17～)：
 - ・県内18市町村で開催(一部、夜間開催)
 - ・里親月間等における臨時開催(休日開催) 年間18回開催・参加人数97人
- ②講演活動： 福祉関係研修会での講師(里親・行政職員)
- ③チラシ配布： 地域福祉大会、保育所・幼稚園関係の研修会、主任児童員研修会、県職員・教職員退職者説明会等での配布。
- ④広報誌掲載： ボランティア広報誌、県広報誌等
- ⑤イベントでのブース出展：
 - ・人権関係フェスティバル
 - ・商工労働部関係の説明会

- ⑥マスコミ活用： ・TV放送への働きかけ（H22：民放で年2回出演）
・地元新聞での連載（地元新聞社の理解あり）
- ⑦その他： 里親登録証（名刺サイズ）の交付（H22～）

（3）研修等

①里親認定前研修

〈集合研修〉

- ・2日間の日程。両日共にグループワーク・討議の時間を導入。
- ・新規里親の不安軽減、登録後の交流を目的に、先輩里親に参加を募り、体験談披露や意見交換時の助言を依頼。

〈施設実習〉

- ・施設長、主任指導員、主任保育士、FSW等による、懇切丁寧な対応。施設は委託後の支援にも協力的。

②スキルアップ研修（H15～）

- ・すべての里親（ファミリーホーム）が集う集合研修（年1回1日）。児童養護施設職員・市町村関係職員の参加も募る。
- ・委託年齢に応じたテーマ別研修（半日程度）を2回程度実施予定（H23～）

③里親事務説明会（H18～）

- ・里親が作成する各種書類（児童措置費請求書）の作成方法や、里親支援制度の利用方法等について説明。年1回開催。

④その他

- ・児童養護施設職員の自主研修会に里親・ファミリーホームも参加。研修機会を有効に活用し、相互理解を深めている。

（4）里親への支援

①レスパイト事業（H16～）

委託児童を施設や他の里親宅で預かり、里親に一時的な休息を確保。養育負担の軽減を図る。年7日間まで利用可能。

②里親養育援助事業（H18～）

委託後、里親の申し出により、里親養育援助者（ヘルパー）を派遣。養育援助者に、謝金と旅費を支払う。

③里親サロン（H18～）

大分県里親協議会に委託。県内を5地区に分け、各地区で毎月～3、4ヶ月に1回程度開催。

一部の地区では、児童養護施設でサロンを実施。施設職員も参加して交流を深めている。

④措置費の補助（県単事業）

ア 中学・高校入学費用、高校通学費用の補助（H18～）

現在の児童措置費の交付基準では、義務教育まではある程度カバーできるが、高校生になると不足を生じ、里親が負担している現状にあるため、その不足分を補助している。

- ・中学入学費用：措置費と実費の差額が対象、上限5万円
- ・高校入学費用：措置費と実費の差額が対象、上限10万円
- ・高校通学費用：措置費と実費の差額1/2額が対象、上限1万円/月

イ 資格免許取得費用・住居費の補助（H22～）

高校卒業後、進学や就職にあたり、自動車運転免許や各種資格取得、家具・什器準備費用として、10万円を補助。

(5) 児童相談所の体制整備

①里親対応協力員の配置(H16～)

・中央児童相談所に非常勤職員(1名)を配置。

②里親委託推進員の配置(H18～)

・各児童相談所に非常勤職員を各1名配置。

※ 里親対応協力員、里親対応協力員の業務内容は、里親訪問や電話相談、トライアル里親の調整、児童措置費のとりまとめ、台帳管理、各種事務など里親支援全般。

※ 非常勤職員採用にあたり、経験者を優先。教師、保育士、幼稚園教諭、元児童養護施設職員など児童福祉に深い理解と愛情を有している者を配置。

③児童相談所の人員増

・虐待対応件数が増加する中、H14以降、児童福祉司・一時保護所職員を中心に人員増が行われ、徐々に児童相談所の体制強化が図られてきた。

④里親専任職員の配置(H22～)

・平成22年度に組織改編と併せて、里親専任職員(常勤・1名)を配置。

・以前は、地区担当児童福祉司が里親業務を兼務していたため、里親支援は主に非常勤職員が行っていた。このため、開拓・普及啓発・広報活動や研修対応などが十分に行われていたとは言えず、また、里親事業の全体調整も不足していた。

・里親専任職員(常勤)配置後は、里親関係事業を総括し、開拓・普及啓発・広報活動や研修はもとより、里親委託に係る指導・助言、里親支援や里親会対応等を行っている。この結果、里親委託の大幅な伸びに繋がった。

⑤その他

ア 里親個別ファイルの作成(H17～)

・過去の委託状況、里親の意向・家庭状況の把握や、委託可能な子どもの年齢幅、逆に不調の恐れがある子どものタイプ等を把握する目的で作成・管理。

イ 里親情報の全体共有(H22～)

・児童相談所の定例会議で、直近の里親情報を里親担当から全職員に提供(1回/月)。里親の近況や委託可能な里親、新規登録里親等の動向を報告。児童福祉司等がケースワークを行う際の参考になっている。

(6) その他

①トライアル里親事業(H18～)

施設入所児童の家庭生活体験機会の提供、委託前のマッチング、一般県民に里親体験機会を提供する目的で実施。

②里親委託推進委員会(H18～)

里親、児童養護施設、児童相談所の相互理解、里親委託に関して共通理解を持つために設置。

当初は対象となる子どもの掘り起こし等を行っていたが、現在は意見交換、委託状況の報告などを行っている。

年1回開催。事務局は中央児童相談所。

③児童相談所の方針

- ・「こどもの最善の利益確保」の観点から里親委託の有効性として下記4点を挙げ、里親委託を推進。
 - 1 子どもの発達に不可欠な乳幼児期の愛着形成が図られること
 - 2 子どもと養育者の間で一对一の関係がとれること
 - 3 健全な家庭モデルを知ることができること
 - 4 子どもの生活の連続性を確保できること
- ・児童相談所の家庭分離時の選択肢として施設のほかに、多様な里親家庭があることで、処遇選択の幅が広がった。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- 里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催
- 研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保
- トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験
- 児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤)

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- ①・里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと。
 - ※里親・施設の共通理解が容易。
- ②・里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと。
- ③・施設入所児のうち、里親委託が適当な児の選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。
 - ※里親委託推進の取組開始直後から、連携・相互理解が事業展開の大きな柱であり、研修、サロン、トライアル里親事業等の実施に反映させてきた。
 - ※児童養護施設職員OBの里親等の存在(複数)。
 - 里親・施設、各々の立場でできることや限界を、経験上理解しているため、社会的養護の垣根を取り除くことに繋がっており、一層の相互理解につながった。
 - ※大分県児童養護施設協議会：『施設と里親、どちらが良いとか悪いとかではなく、社会的養護の関係者全てが協働、コラボレーションして、子どもを守り、支えていくことが大切』という児童福祉に対しての広い視野と高い志、子どもに対する愛情と熱意を持っている。
 - ※現在、施設から児童相談所に、出身家庭との交流がない子ども等については、積極的に里親委託を検討してもらいたいと依頼がある。
 - ※施設は、認定前研修における実習受入れ、トライアル里親事業での関わり、里親サロンにおける会場提供、施設から里親に措置変更後のアフターフォロー等、里親と積極的に協働する姿勢があり、児童福祉の専門家集団として、里親から信頼される存在である。

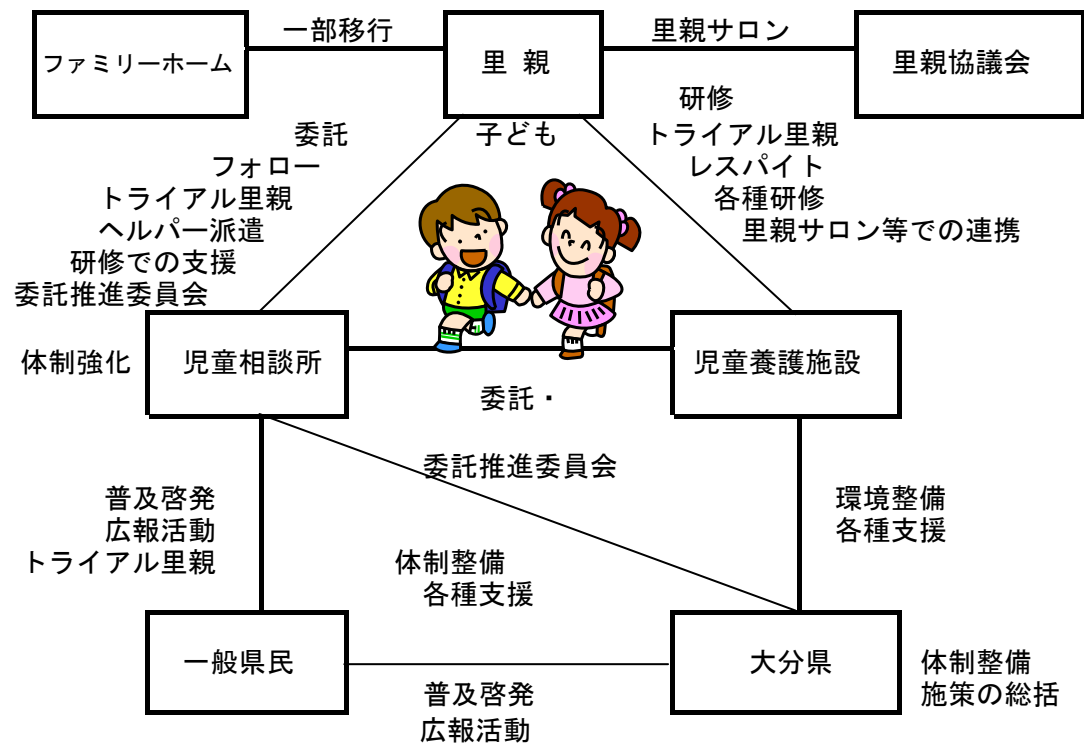
④・児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。

※施設措置に比べて里親委託は、委託後の支援まで含めると、施設措置の何倍もの時間と労力を要することは否めない。
人員増は必要不可欠。

※施設措置と比較して、時間と労力のかかる里親委託ではあるが、児童相談所では所員一丸となって里親委託の有効性を共有し、意欲的に委託を推進してきた。

※児童相談所の援助方針決定において、里親委託の有効性を熟知したS Vの存在は、里親委託推進の大きな原動力。

(図①) 里親委託推進の全体図



里親委託推進の取組事例④【静岡県】

増加幅 (16→21比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成21年度末)
8.3%	10.6%	18.9%

里親登録数： 185組

受託里親数： 71組

里親委託児童数： 98名

(平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- まずは里親への委託を検討
- 全児相の里親委託率：H26年度16%以上

②推進した取組

- ショート・ルフラン事業（週末・夏休みの体験的受入れ）の実施
- 施設での里親と児童の交流会開催

③効果的であった取組方法・体制整備

- 現況調査により里親の希望や現状を把握
- 里親担当者会議等により、各児童相談所間で里親に関する情報を共有
- 里親対応専門員（1名）、里親委託推進員（2名）の設置

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託をまずは検討
- ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

各児童相談所において、まずは里親への委託を検討するようにしている。

平成26年度里親等委託率16%以上の児童相談所数を全児童相談所とすることを目標としている。

2 どのような取組を推進してきたか

ショート・ルフラン事業を実施し、週末や夏休み等に児童に家庭を体験させることにより、里親が養育体験を積んだり、相性確認がなされて委託に進むケースもある。

児童養護施設の行事への里親の参加や、施設での交流会開催により児童と里親の交流の機会を設けている。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

里親委託の推進については、現況調査により里親の希望や現状を把握し、最適な里親を選定している。

また、里親担当者会議等により取組状況の情報交換や意見交換を行い、各児童相談所の里親に関する情報を共有することにより、マッチング等に役立てている。

里親対応専門員を1児童相談所に1名、里親委託推進員を2児童相談所に各1名配置し、里親の家庭訪問や相談対応等を行った。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

各児童相談所において、里親委託をまず検討するようにしていること。

なお、その際に、ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等が役立っている。

里親委託推進の取組事例⑤【 栃木県 】

増加幅 (16→21 比較)	里親委託率 (平成 1 6 年度末)	里親等委託率 (平成 2 1 年度末)
8.1%	7.9%	16.0%

里親登録数： 177組
 受託里親数： 74組
 里親委託児童数： 89名 (平成 21 年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 制度の普及、研修の実施、マッチング、家庭訪問等を効果的に実施する
- 里親委託率：H21 年度末 15%以上、H26 年度末 18%以上

②推進した取組

- 県民の日のイベント等で普及啓発
- 各児童相談所に里親委託推進員を配置
- 里親連合会等への研修委託
- ファミリーホーム開設
- 専門里親への委託拡充

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親委託推進員の配置

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託推進員による積極的な活動

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

(1) 方針

より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることのできる里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、里親研修の実施、子ども委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援業務を効果的に実施する。

(2) 里親委託率の目標値を設定

- ・とちぎ子育て支援プラン（栃木県次世代育成支援対策行動計画・後期 H22～）の目標値

- 平成 26 年度末目標値：18%以上（前期計画：平成 21 年度末目標値：15%以上）
- ・新とちぎ元気プラン：19%以上
- 参考 里親委託率 16.1%（平成 23 年 1 月 1 日）
国の平成 26 年度末の目標値：16%

2 どのような取組をしてきたか

- (1) 里親制度普及啓発
 - ① 県民の日のイベント等において、里親制度に関する普及啓発活動
 - ② 「里親を求める運動（月間：10 月）」の期間中における普及啓発活動
 - ③ 全戸配布の県広報誌により里親制度に関する広報活動の実施
 - ④ 児童虐待防止推進のオレンジリボンキャンペーンとの共同による広報活動
 - ⑤ 地域での広報活動による里親登録者の増加推進
- (2) 里親への委託促進
 - ① 里親研修（養育里親研修）及び専門里親研修の実施（里親の養成）
 - ② 各児童相談所に里親委託推進員の配置（月額非常勤嘱託員各 1 名）
 - ③ ふれあい里親（マッチング活性化）事業の実施
 - ④ 乳児院退所児童調査を実施し「乳児院からの里親委託の手引き」を作成（平成 22 年度）
- (3) 里親支援機関事業の充実
 - ① 里親連合会への事業委託
 - ・養育里親研修、新規委託里親研修、未委託里親研修、里親全体研修、地区別里親研修の実施
 - ・里親登録推進事業の実施
 - ・ふれあい里親（マッチング活性化）事業（里親委託促進事業）の実施
 - ② 恩賜財団母子愛育会への事業委託
 - ・専門里親研修の実施
- (4) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施
平成 22 年度に「虹の家」が開設された。（(有)三陽：日光市）
- (5) 専門里親への委託の拡充
専門里親認定研修、専門里親継続研修の実施

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

里親委託推進員の設置

平成 15 年度から里親対応専門員として中央児童相談所に 1 名を配置

平成 18 年度には里親委託推進員として各児童相談所に 1 名配置

【業務内容】

- ・ 里親からの委託児童の養育等に関する相談への対応
- ・ 里親家庭への訪問による委託児童等の養育状況の把握
- ・ 里親研修の企画・運営
- ・ 施設等へ措置した児童のうち、里親委託を目指すべき児童の特定
- ・ 未委託里親の受託意向の確認及び里親になるための動機付け
- ・ 児童と里親との相性の確認（マッチング）の活性化
- ・ 新規里親の開拓
- ・ 里親制度の普及啓発
- ・ 里親サロンの企画・運営など

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

2 の取組の中でも、里親委託推進員による積極的な活動によるものが大きいと思われる。

里親委託推進の取組事例⑥【香川県】

増加幅 (16→21比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成21年度末)
8.1%	6.5%	14.6%

里親登録数： 43組
 受託里親数： 19組
 里親委託児童数： 29名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 里親委託率：H22年度15%、H23年度19%(香川県としてではなく、里親委託等推進委員会独自で目標値を掲げている)
- 里親登録者を増やすとともに、いつでも利用できる里親を把握

②推進した取組

- 里親制度説明会、里親相談会を計画的に連動して開催
- 施設で里親委託が望ましい児童のリストを作成、登録里親に意向アンケートを実施、週末ホームステイ事業の実施等

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親開拓(説明会、相談会)について市町に協力依頼
- 口コミによる案内
- 住民利用の多い福祉センター等で里親を含めた具体的な話し合い

④里親委託率を伸ばした要因

- 専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置
- リーフレット作成、DVD作成上映等による普及啓発
- 説明会等で里親の体験談を講演
- 児童相談所が里親委託推進を方針に

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

平成19年4月、里親委託等推進員を専任配置し、香川県里親委託等推進委員会を設置。

里親委託等推進委員会のメンバーが関係者で構成されて、里親委託の推進の目標設定や方針の策定が協議されて必要な事業がスタートした。

(1) 目標設定

香川県次世代育成支援行動計画(H21年度末)の目標達成に向けて、里親の開拓及び里親委託の推進(H22年度目標を委託率15%)を決定した。H23年度の目標は19%に掲げている。(香川県としてではなく、里親委託等推進委員会で独自に目標値を掲げている)

① 方針

- ・里親委託率を数字で19%と掲げただけでは、目標の達成はできない。児童相談所として、具体的に何人を里親委託するという目標が必要となる。その目標を達成するには、分母となる里親登録者を増やすことが、車の両輪である。地域ごとに何人の里親を配置していくことが、求められる。
- ・いつでも利用できる里親がいるということが保障できなければ、里親委託は進められない。里親に関する情報の把握(いつでも児童の委託が可能な状態にあるかどうか)に努める。

2 どのような取組を推進してきたか

(1) 里親制度普及啓発、里親開拓の促進

① 里親制度説明会・里親相談会を市町単位で年次的に計画的に開催。

里親制度説明会・里親についての相談会の開催案内を、市町の広報誌(全戸配布)に掲載依頼。

② 里親制度説明会と相談会を連動して開催し、里親制度説明会は、従来のように関係機関に周知して動員して参加者を募る方法を改め、関心のある市町民が参加する方向に取り組む。里親制度説明会や相談会に委託中里親の体験談を入れている。

(2) 里親委託の推進

① 里親委託の推進に向けて、児童福祉施設に入所している児童で、里親委託が望ましい児童のリストを掲げてもらい、児童相談所と委託の可能性や方針について協議した。また、児童相談所と施設の連絡会で、里親制度や里親委託を議題として理解を深めている。

② 登録里親に対して、「里親委託の意向アンケート」を実施して里親に関する情報を的確に把握し、マッチングに生かせるようにしている。

③ 県の単独事業の週末ホームステイ事業を積極的に実施して、養育里親登録につながるよう取り組んでいる。

④ 里親委託を推進するには、委託里親への支援が欠かせない。里親同士の交流や支え合いが大きな力になる。里親会や里親を支えるよう取り組んでいる。

(3) その他の取り組み

子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)における児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業により、施設等

(里親宅を含む)の改修等を実施した。

- ①平成21年度は3世帯の里親家庭と1つの里親ファミリーホームの改修について、合計530万ほどの補助金を助成した。
- ②平成22年度は3世帯の里親家庭に合計230万ほどの補助金を助成した。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- (1) 地域で、里親開拓(制度説明会・相談会等)推進する考え方を、児童相談所として市町に発信し、児童相談所が里親開拓について積極的に市町への協力依頼を得る取り組みをしていること。
- (2) 大きな会場に大勢の参加者を対象に事務的に説明する方法は、有効でない。
- (3) 児童相談所をはじめ身近な人へ口コミで案内する方が参加者の動機付けが高い。
- (4) 地元の住民が日常的によく利用する福祉センターやコミュニティセンターを会場に、里親を含めて具体的な話しあいが、有効であった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- (1) 専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置
各機関・団体の委員が協議する場ができて、里親に関する情報や取組みが共有できた。
- (2) 国の助成を受けて3年間、里親制度普及啓発の特別事業を実施したこと。
国の助成を受けて、県として集中的に具体的な事業計画を推進することができた。
広報のリーフレット作成・DVD作成上映・ホームページ作成・講演会やシンポジウムの開催・里親制度説明会や相談会の開催。
- (3) 「里親制度普及啓発イベント」「里親制度説明会」「里親についての相談会」や「養育里親研修」の講師として里親会の協力を得ていること。里親の体験談は、参加者に好評で里親申請に繋がっている。
- (4) 里親制度の改正に伴う「養育里親研修」の実施
「里親制度説明会」「里親についての相談会」「養育里親研修」の一連の流れの中、児童相談所と里親の距離が身近になり、里親委託につながりやすくなってきた。
- (5) 児童相談所が、里親委託推進を方針としていること。
児童相談所の職員研修で、「里親制度」がテーマとなっている。
職員から、登録里親に関する質問が増えて、里親に関する情報を求めている。

里親委託推進の取組事例⑦【滋賀県】

増加幅 (16→21 比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成21年度末)
7.9%	20.3%	28.2%

里親登録数： 158組
 受託里親数： 41組
 里親委託児童数： 75名

(平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 養育里親登録数：H21年度97組
- 子どもの愛着関係の形成に有効と評価して推進

②推進した取組

- 里親制度のパンフレット作成、施設入所児童週末ホームステイ事業の実施等による広報啓発
- 里親研修やピアカウンセリングの実施による養育技術の向上
- 里親家庭に心理的処遇指導員、家事支援員の派遣、里親指導員の設置

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親制度の周知
- 里親指導員の設置による里親家庭・里親会との連携強化
- 心理的処遇指導員の派遣による養育里親支援
- 施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親家庭相互の交流が深く、状況に応じ他の里親に措置変更できる安心感
- 地域で障害福祉を実践する土壌において、障害福祉関係者が里親になり養育が困難な児童を受け入れ
- 施設の小規模化の結果、里親委託が進展

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

(1) 子どもの世紀しがプランにおける位置付け等

県の次世代育成支援行動計画（前期計画）である「子どもの世紀しがプラン」において、養育里親登録数について数値目標を定め、里親制度の広報啓発、里親の養育技術の向上、里親に対する援助者の派遣を実施。

	平成 15 年度 登録数	平成 21 年度 数値目標	平成 21 年度 登録数（実績）
養育里親登録数	68 組	97 組	96 組

(2) 滋賀県児童虐待防止計画における位置付け等

平成 17、18 年度における児童虐待死亡事例の発生および児童虐待相談件数の増加に伴い平成 19 年 6 月に策定した「滋賀県児童虐待防止計画」において、「保護が必要となった子どもを、温かな家庭的な雰囲気のもとで養育する里親制度は、傷ついた子どもの心をいやし、子どもの愛着関係の形成に有効」と評価し、養育里親登録数の数値目標を設定したうえ、制度の広報啓発を図り、里親登録を促進して、虐待を受けた子どもの受け入れを推進することとした。（数値目標は、「子どもの世紀しがプラン」における数値目標である 97 組を準用）

2 どのような取組を推進してきたか

(1) 広報啓発

- ・ 滋賀県里親大会（主催：滋賀県里親会）運営費の助成および運営の協力
- ・ 民生委員児童委員への里親制度の周知（滋賀県里親大会への参加など）
- ・ 県広報誌による啓発
- ・ 里親制度パンフレットの作成（平成 16 年～）
- ・ 施設入所児童週末ホームステイ事業の実施（平成 17 年～）
 - － 制度運用を通じて里親制度の普及を図る。
 - － 県の制度化以前から施設入所児童が里親家庭と交流する関係あり。

(2) 養育技術の向上

- ・ 里親研修の実施（一部を滋賀県里親会に委託）
- ・ ピアカウンセリングの実施（平成 16 年～）

(3) 里親に対する援助者の派遣

- ① 養育里親心理的処遇指導員の派遣（平成14年～）
 - ・虐待を受けたことのある子どもを養育する里親家庭に心理的処遇指導員を派遣し、子どもの自立を支援
- ② 里親指導員の設置（平成15年～）
 - ・非常勤嘱託員を1名設置し各里親支援事業の運営や滋賀県里親会事務を処理
- ③ 里親家事支援（平成19年～）
 - ・子どもを養育する里親家庭に家事支援員を派遣し、子どもの遊び相手、通園・通学・通院の付添、学習などを支援

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

(1) 里親制度の周知

- ・里親会と県が一体となってパンフレットの作成や民生委員への啓発等里親制度の周知を行い、これまで親族またはボランティアとして子どもの養育を行っていた者の里親登録を促進

(2) 里親指導員の設置

- ・里親指導員の設置により、委託里親および未委託里親の家庭の状況を把握して委託につなげるとともに、里親会事務処理体制を強化することで里親会活動を活性化

(3) 心理的処遇指導員の派遣

- ・被虐待児の委託を受けている養育里親家庭に心理療法の技術を有する心理的処遇指導員を派遣し、委託児童の自立を支援するとともに、里親へ養育技術を助言することにより養育する里親の負担を軽減

(4) 施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓

- ・ホームステイ事業の受け入れ先は登録里親に限定しているが、受け入れている里親の働きかけなどにより、ホームステイ事業の受入を申し出る家庭は多く、これが里親登録につながり新規里親の開拓に効果

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

(1) 里親間の交流や支え合い

- ・認定登録された全ての里親が加入する滋賀県里親会および各市郡の地域里親会の活動（里親サロン、交流会など）が活発であり、里親相互の交流が深い。

- ・上記による交流などを基に、委託里親家庭を他の里親が日常的に支える関係があり、養育継続が困難となった場合や子どもの成長に応じ、関係のある別の里親家庭に措置変更できる環境がある。

(2) 里親の資質

- ・障害者福祉分野で入所施設よりも在宅（地域）での生活を重視してきた中で、通所授産施設やグループホームなど地域で障害のある方の生活支援を行っている、あるいは行っていた障害福祉関係者が里親になる事例も多く、このような里親では、ある程度養育が困難な子どもの受け入れも可能であり、委託が進んで行われてきた。

(3) 施設の規模、入所率の高さ

- ・児童養護施設では、従前より小規模での養育が進められており、児童虐待相談件数の増加に伴い施設入所率が高い状況が続く中でも、地域小規模児童養護施設の設置など養育の小規模化によるケアの充実が優先されてきた結果として、施設の大規模化ではなく、里親への委託が進んだ。

	平成16年度	平成21年度
乳児院・児童養護施設入所率	86.3%	92.4%
乳児院・児童養護施設の定員	227人	237人

里親委託推進の取組事例⑧【福岡県】

増加幅（16→21 比較）	里親委託率 （平成16年度末）	里親等委託率 （平成21年度末）
7.4%	4.0%	11.5%

里親登録数： 88組
 受託里親数： 56組
 里親委託児童数： 89名 （平成21年度末現在）

<取組の概要>

①方針・目標

○H17の行動計画において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記

②推進した取組

- 里親シンポジウムの開催
- 里親養育相談対応専門員を任用
- 登録里親への研修
- 地区里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催

③効果的であった取組方法・体制整備

- 左記②の取組を継続して行ったこと
- 市町村が里親措置費の請求事務を代行

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親への継続的な支援や研修の実施、里親サロンの実施などを積み重ねたこと

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

H17年に策定した『福岡県次世代育成支援行動計画』において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記している。

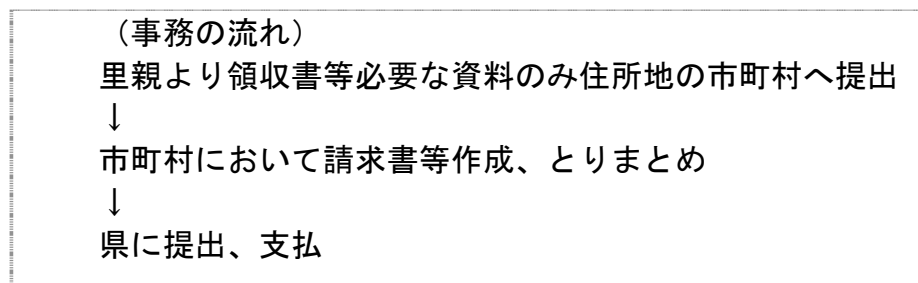
2 どのような取組を推進してきたか

- ・ 広く里親制度をアピールするため、H19～22年度にかけて、「里親シンポジウム」を開催
- ・ 里親からの相談に応じ、適切な指導や助言を実施することを目的に、H17年度から児童相談所において、非常勤の「里親養育相談対応専門員」を任用
- ・ 各児童相談所において、管内の登録里親を対象とした研修の実施（養育里親研修が義務化された後も継続して実施）
- ・ 地区の里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

個々の取組の効果は明確ではないが、こうした取組を継続して行ったことで相乗的に効果が現れたものと思われる。

また、市町村の理解と協力を得て、里親措置費の請求事務を里親に代わって行っていただいていることも、里親の負担軽減となり、委託の促進につながっているものと思われる。



4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

各児童相談所における里親への継続した支援や、管内里親を対象とした研修の実施、里親サロンの実施など、地道な取組を積み重ねた結果と思われる。

里親委託推進の取組事例⑨【佐賀県】

増加幅 (16→21比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成21年度末)
7.0%	1.2%	8.2%

里親登録数： 49組
 受託里親数： 19組
 里親委託児童数： 22名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」(平成16年度)において、被虐待児等をできるだけ家庭的な環境の中で養育するため、里親制度を活用したケアの推進を明記

②推進した取組

- 里親会の活性化
- 要保護児童の処遇に際しては、里親委託を検討することを原則とする方針を徹底
- 里親委託推進委員会の設置
- 里親委託推進員の配置
- 施設入所児童家庭生活体験事業(ホームステイ事業)の実施
- 広報・啓発活動の実施

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親会の事務局を児童相談所が担当したことによる、里親と児童相談所の情報共有と連携強化
- 児童の処遇に際しては、施設委託と併せて里親委託も必ず検討することとする方針の徹底
- 里親委託推進員の配置による、里親と児童相談所との連携強化

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親に関する事業の実施を通じて養育里親が増加したこと
- 里親の資質向上と委託後の支援体制の充実
- 児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設委託とともに里親委託も検討するようになったこと。

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

- 「佐賀県次世代育成支援地域行動計画（平成 16 年度）」において、被虐待児等をできるだけ家庭的な環境の中で養育するため、里親制度を活用したケアを推進することを明記。
里親委託数について目標値設定 1 件（現状） ⇒ 6 件（H21 目標値）

2 どのような取組を推進してきたか

- 里親会の再生（H19～）
里親会の事務局を児童相談所が引き受けることにより、休止状態にあった里親会の再結成を主導。
- 児童相談所が児童の処遇を検討する場合は、児童養護施設とともに里親制度を重要な選択肢とするよう方針を徹底。
- 「里親委託推進委員会」の設置（H18～）
児童養護施設、里親会や児童相談所等で構成する「里親委託推進委員会」を設置し、関係機関が情報交換しながら協力して里親委託を推進。
- 里親委託推進員の配置（H18～）
児童相談所に「里親委託推進員」1 名を配置し、里親候補の掘り起しや委託里親からの養育相談に当たるなど、里親に対する支援を強化。
- 施設入所児童家庭生活体験事業（ホームステイ事業）の実施（H17～）
児童養護施設等に入所している児童を対象に、夏休み等の期間を利用して里親やボランティア家庭に受け入れることにより、県民には里親体験、施設入所児童には家庭生活を体験させ、里親への理解と里親数の増加を企図。
- 広報・啓発活動の実施
出前講座や里親制度研修会の開催、市町村や関係機関の広報媒体等を利用して里親の募集や制度の周知を行い、里親への理解と里親数の増加を企図。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- 休止状態であった里親会を再生するため、児童相談所が事務局となって主導してきたが、児童相談所が事務局を担当することにより、児童を委託する場合に考慮しなければならない、個々の里親のニーズや特性が把握でき、スムーズな委託につなげることができた。

- 里親会としても、面倒な事務を児童相談所が引き受けてくれることにより、里親会事業の実施を通じて、相互交流や情報交換が図られ、里親としての資質の向上や使命感・意欲の醸成につながっている。
- また、措置権者が里親の事務局であることから、児童の措置に当たっては、施設委託と同様、里親委託についても重要な選択肢の一つとして検討することとする方針の徹底が図られた。
- 里親委託推進員が配置され、随時、里親家庭や未委託家庭との訪問・相談・連絡に当たることにより、児童相談所と里親との連携が密になり、スムーズな委託につながった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- 里親サロンやホームステイ事業の実施、広報・啓発活動の実施等を通じて、県民に里親制度の重要性が認知されたことが、里親数の増加につながった。特に従来、少なかった養育里親が増加したため、保護児童の特徴に対応した里親の選定が可能となり、里親委託の伸びとなった。
- 研修会の開催や里親会活動の活発化により里親自体の資質の向上や意欲の向上が図られたこと。
また、里親委託推進員の配置により、委託後の支援体制が整備され、安心して里親委託を進めることができるようになったこと。
- 里親の重要性が叫ばれ、また、里親会の事務局を担うことになったことから、児童相談所が要保護児童の処遇を検討するに当たっては、施設委託と同様に里親委託についても検討するようになったこと。

里親委託推進の取組事例⑩【新潟県】

増加幅 (16→21 比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成21年度末)
6.1%	26.4%	32.5%

里親登録数： 150組
 受託里親数： 54組
 里親委託児童数： 69名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

○里親委託を社会的養護の重要な選択肢として積極的に推進

②推進した取組

○新聞広告等による広報活動

○里親会と共催する里親大会

③効果的であった取組方法・体制整備

○上記①による里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワーク

○上記②による新規里親開拓活動

④里親委託率を伸ばした要因

○上記①による里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワーク

○上記②による新規里親開拓活動

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

本県は、人口に占める児童養護施設の施設定員が全国平均に比較して極端に少ない中、社会的養護を必要とする児童を地域でどのように支えていくかという視点が児童相談所のケースワークに影響している。家庭的な養育が求められる中、里親委託は要保護児童にとって重要な選択肢として、児童相談所は里親委託可能な児童について、里親とのマッチングを重ねながら積極的に委託をすすめてきた経緯がある。里親委託率、里親登録数等を目標値として掲げたことはないが、それらのことを常に意識した取組を推進してきた。

2 どのような取組をしてきたか

新聞広告等による広報活動
里親会と共催する里親大会等

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

①による児童相談所児童福祉司の里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワークと②による新規里親開拓活動を行ってきた結果である

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

里親大会（宿泊）では、制度についての理解を相互に深め、活動に役立つよう意見交換を行う等の交流を積極的に図ってきた。

①による児童相談所児童福祉司の里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワークと②による新規里親開拓活動を行ってきた結果であると考えている。

里親委託推進の取組事例⑪【山梨県】

増加幅 (16→21比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成21年度末)
5.4%	17.8%	23.2%

里親登録数： 103組
 受託里親数： 51組
 里親委託児童数： 71名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 家庭的な養護ができる里親の登録を促進し、円滑な保護の実現を図り、併せて里親への研修を実施し、養育技術の向上を目指す
- 里親委託率：H21年度23%、H26年度26%の数値目標を設定（やまなし子育て支援プラン）

②推進した取組

- 里親経験者による講演会や里親制度の説明会等による里親制度の周知・広報
- 里親委託等推進委員会の開催(年3回)

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親委託等推進委員会の設置（H21年度～）
- 里親制度のリーフレットの作成、配布
- 未受託里親と施設入所児童に対するマッチングの場の提供（推進委員が事務局を兼ねる里親会主催のバス旅行）

④里親委託率を伸ばした要因

- まず「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討
- 里親委託等推進委員が里親登録者（世帯）に月2回は電話連絡し、里親家庭の状況把握をしている
- 県内1か所の乳児院が満床の場合、里親へ積極的に委託
- 里親委託等推進委員が里親会の事務局を兼任し、里親会会員と人間関係を作りやすい

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

H17年度からの「やまなし子育て支援プラン（前期計画）」にて、家庭的な養護ができる里親の登録を促進し、円滑な保護の実現を図り、併せて里親への研修を実施し、養育技術の向上を目指すことを施策の方向として定めた。

※H17年度からH21年度までのやまなし子育て支援プラン（前期計画）にて数値目標を設定

- ・里親登録者数 H16年度94人 → H21年度115人
- ・里親委託率 H16年度19% → H21年度23%

※H22年度からH26年度までのやまなし子育て支援プラン（後期計画）にて数値目標を設定

- ・里親登録者数 H22年度115人 → H26年度145人
- ・里親委託率 H22年度24% → H26年度26%

2 どのような取組を推進してきたか

里親経験者による講演会や里親制度の説明会、リーフレットの作成などを行い里親制度の周知を図る。また、里親委託等推進委員会の設置、開催（年3回）を通して里親委託を推進するとともに、最適な里親への委託に務めてきた。

また、H17年度から里親や里親希望者に対する研修を実施し、養育技術の向上、里親委託の促進及び里親の開拓を図ってきた。

※研修内容

- ・里親希望者に対する研修：基礎研修年2回（講義及び施設実習）、認定前研修年2回（講義及び施設実習）
- ・既登録里親に対する研修：課題別研修1回 学識経験者等による課題別の講義
- ・里親交流事業として、里親相互間での事例検討を行い、大学教授等のスーパビジョンを受ける場を設け、資質の向上を図る

3 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- ・児童相談所において、子どもの処遇を検討する中で、まず、「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討を実施している。
- ・里親委託等推進委員が里親登録者（受託者、未受託者）に対して、1日最低7件（ケースによっては2回以上）は、特別な用事が無くとも電話連絡、又はメールでコンタクトを取る（家庭訪問は、じっくりはなしを聞くときには良いが、数多くコンタク

トが取れない)。コンタクトを取ることにより、里親家庭の現在の状況（受託が可能な状況かどうか、家族の健康状態、家庭の行事等）の把握に務め、円滑な委託が行われるよう取り組んでいる。

- ・県内に1か所（25人定員）ある乳児院が満床の場合が多く、その際の新規ケースは里親へ積極的に依頼、委託している。

※参考

県内の児童養護施設は6か所（定員287人）、人口80万人前後の規模の他県（福井、鳥取、島根、徳島、高知、佐賀）と比較すると施設数、定員ともに3番目。また、乳児院の定員数は5番目となる。

4 その他（推進委員と里親会について）

- ・児童相談所に置かれた里親委託等推進委員が、里親会の事務局を兼任しているため、里親会の活動と児童相談所の活動をリンクさせ、効果的な研修等を実施することができる。また事務局として里親会の活動を通じて、里親会会員と人間関係を作りやすく、里親会会員からも親しみやすい。
- ・里親会事務局員（推進委員）が里親会への加入を促し、里親会行事への参加を勧める。会員相互の親睦と交流の場としての交流会やクリスマス会を実施しており、未委託里親、委託里親のつながりを深める。
- ・里親会主催のバス旅行から中央児童相談所主催の施設入所児童里親体験事業への発展に繋げる。バス旅行を里親と施設入所児童のマッチングの場の一つと捉え、里親さんに担当児童を決め、一日外出しお互いを知る機会をつくる。また施設入所児童里親体験事を通じて、関係ができつつある家族と施設入所児童と一緒にバス旅行へ参加するケースもある（H22 3組成立）。

施設長の研修義務化及び資格要件省令化について

資料4

1 現行の施設長の資格要件

- 社会的養護の施設の施設長の資格要件については、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準（厚生労働省令）に規定がない。
- 昭和53年の局長通知により、資格要件は、
 - ① 社会福祉主事任用資格を有する者
 - ② 児童福祉司任用資格を有する者
 - ③ 児童福祉事業（本庁児童担当課を含む）に2年以上従事した者
 - ④ 全国社会福祉協議会「社会福祉施設長資格認定講習課程」修了者となっている。
- 一方、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設等の施設長については、資格要件が省令に規定されている。
例えば、特別養護老人ホームでは、①社会福祉主事資格者、②社会福祉事業に2年以上従事した者、③全社協講習修了者とされている。また、婦人保護施設では、①社会福祉主事資格者、②社会福祉事業に3年以上従事した者とされている。

(参考)

- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）
（職員の資格要件）

第五条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年三月二十七日厚生労働省令第四十九号）
（施設長の資格要件）

第九条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 三十歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。
- 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- 三 心身ともに健全な者であること。

2 社会的養護の施設長の研修義務化と資格要件省令化の必要性

○施設長の監護権と親権との関係の明確化や、親権停止制度の新設等を行う「民法等の一部を改正する法律」が本年5月27日に成立し、施設長の役割がますます重要となる。法案の国会審議においても、施設長の研修義務化や、資格要件についての指摘があった。

※この法律により、児童福祉法が改正。現行法では、施設長は入所中の児童の監護等に関し必要な措置を採ることができる旨規定されているが、改正後は、施設長が監護等の措置を採る場合に、親権者は不当な主張をしてはならない旨を規定。

※また、民法改正により、親権停止制度が新設。施設に入所中の児童等の親権者が親権停止されたためいない場合、児童福祉法の規定により、施設長が親権代行を行うこととなる。

○また、社会的養護の施設では、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。

○このため、施設長の研修義務化と施設長資格要件の最低基準への位置付けを検討する必要。

3 具体的内容（案）

○既に施設長資格要件が最低基準に定められている児童自立支援施設の要件を参考に検討する。

○実務経験の要件については、家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置付けがある児童自立支援施設では、5年以上を求めているが、他の社会的養護の施設では、幅広い人材を集めるため、例えば、2年以上あるいは3年以上とすることが考えられる。（現行通知による2年、あるいは婦人保護施設における3年を参考）

○一方、施設長就任時のみならず、2年に1回以上の研修の義務化が考えられる。

また、この研修は、厚生労働大臣が指定する団体(施設種別ごとの団体)が行うこととし、その団体が行う施設長の全国大会、研究協議会等に合わせて行うことが考えられる。

○また、実務経験がない者でも、現在局長通知により行われている全国社会福祉協議会が行う施設長講習修了により資格要件を満たす仕組みも、引き続き維持することが考えられる。

研修義務化と資格要件省令化の検討イメージ(案)

現行の施設長資格要件(昭和53年局長通知)	乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設 施設長資格要件の検討イメージ	児童自立支援施設 施設長資格要件(最低基準81条)
施設長は、次の①～④のいずれかに該当する者とする。	施設長は、次の①～④のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けたものとする。	施設長は、次の①～④のいずれかに該当する者で、国立武蔵野学院が行う研修を受けたものとする。
	① 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師 (注)乳児院は「小児保健」	① 精神保健に学識経験を有する医師
	② 社会福祉士	② 社会福祉士
①児童福祉事業(本庁児童担当課を含む)に2年以上従事した者	③ その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者	③ 児童自立支援事業に5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)従事した者
②社会福祉主事資格者 ③児童福祉司資格者 ④全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了した者	④ ①～③と同等以上と都道府県等が認める者で、次のイロハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業(本庁児童担当課を含む)の従事期間 ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間 ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く。)	④ ①～③と同等以上と都道府県等が認める者で、次のイロハの期間の合計が5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)のもの イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業(本庁児童担当課を含む)の従事期間 ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間 ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く。)
	また、施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。	左と同様のものを加える。

【社会福祉主事の資格要件】

- ① 大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目(※)を修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 社会福祉士
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ⑤ ①～④と同等以上の能力を有すると認められる者(精神保健福祉士)

※指定科目(次の指定科目のうちいずれか3科目以上の履修が必要)

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

【児童福祉司の資格要件】

- ① 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校(※1)その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- ② 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設等において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- ③ 医師
- ④ 社会福祉士
- ⑤ 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業(※2)に従事した者
- ⑥ ①～⑤と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの(※3)

※1 国立秩父学園附属保護指導職員養成所養成部児童指導員科、 国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部、
上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程児童指導員科

※2 児童福祉施設の職員、児童相談所の職員、本庁児童担当課の職員として携わった児童福祉分野の事業

※3 厚生労働省令で定めるものの例

- ・ 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下「相談援助業務」という。)に従事したもの
- ・ 大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- ・ 社会福祉士となる資格を有する者
- ・ 社会福祉主事たる資格を得た後、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間もしくは児童相談所の所員として勤務した期間の合計が二年以上である者
- ・ 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者

親子関係の再構築支援について

(1) 親子関係再構築支援の必要性

- 「児童虐待防止法」に基づき、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護や支援、保護者の支援が行われている。
- 児童相談所は、子どもが入所する施設のファミリーソーシャルワーカーと協働し、施設入所措置中の子どもの家庭復帰を図るに当たって、虐待の再発防止のため、保護者に対して、子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を行っているが、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。
- 平成16年の児童虐待防止法の改正では、保護者に対する親子の再統合の促進等への配慮に関して国や地方公共団体の責務として位置付け、平成19年の児童虐待防止法の改正では、指導勧告に従わない場合の措置についての規定や、措置解除する際には保護者指導の効果等を勘案することなど、保護者への指導・支援の強化がなされた。
- 介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さがある。また、不適切な養育を受けた子どもは保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘がある。
- 今後の課題としては、
 - ①保護者支援プログラムの開発・普及
 - ・ソーシャルワーク的手法の工夫や、既存の保護者支援のプログラムを活用している児童相談所や施設等もあるが、今後、効果的なプログラムの開発・普及が必要。
 - ②関係機関の連携
 - ・保護者への指導援助と傷ついている子どもへの援助について、児童相談所と施設が共通の理解と評価を基に家庭復帰を支援しなければならない。施設のファミリーソーシャルワーカーとの協働。
 - ③養育者のスキルの向上
 - ・親子関係の再構築には、安定した環境における愛着形成が重要である。また、養育者の養育スキルの向上が必要である。

(参考) 保護者指導に関する児童虐待防止法等の改正経緯

(1) 平成16年児童虐待防止法改正

①国及び地方公共団体の責務等（法第4条第1項関係）

- ・児童虐待の予防及び早期発見、迅速、かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うよう、国や地方公共団体は必要な体制の整備に努めなければならないとされた。

②児童虐待を行った保護者に対する指導（法第11条第1項関係）

- ・児童虐待を行った保護者について、児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子再統合への配慮等の下に適切に行われなければならないことが規定された。

(2) 平成16年児童福祉法改正

①家庭裁判所の承認を得て行う措置の有期限化（児福法第28条第2項関係）

- ・28条措置の期間は2年を超えてはならないが、保護者に対する第27条第1項第2号の指導措置の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

②保護者の指導に関する家庭裁判所の勧告等（児福法第28条第5項及び第6項関係）

- ・28条措置に係る更新審判において、家庭その他の環境調整を行うため、保護者に対して児童相談所が行う指導措置について、家庭裁判所が報告等を求める仕組みを導入。

(3) 平成19年児童虐待防止法改正

①児童虐待を行った保護者に対する指導（法第11条関係）

- ・児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、一時保護、強制入所措置などその他必要な措置を講じることとされた。（第4項）
- ・児童虐待を行った保護者が保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求をおこなうものとされた。（第5項）

②施設入所等の措置の解除（法第13条関係）

- ・措置解除に当たっては、保護者に対し採られた指導等措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないとされた。

③現場における保護者指導が行われるよう、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号通知）を発出

(2) 児童相談所の取り組み

保護者への指導・支援の考え方（「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」より）

- ・ 援助方針会議で児童や保護者のアセスメントを踏まえ、在宅・施設入所措置等（28条措置含む）を決定する。
- ・ 保護者に対する指導・支援は子どもの最善の利益を保障するために実施する。
- ・ 保護者から一時的に分離された場合であっても、児童の福祉にかんがみ家庭復帰ができるのであれば、それが最も望ましい。
- ・ 「良好な家庭的環境」を目指しつつ、家庭に戻る事が望ましくない場合は、保護者と一定の距離を置く。

施設入所措置がとられている児童に係る保護者支援

- ①保護者に対して児童への援助内容や保護者の行動改善に向けた援助内容に関して説明、同意を得るよう努める。
- ②保護者援助は援助方針や自立支援計画に基づき実施する。
（例）親子関係の再構築のため、定期的通所や定期的面会、保護者支援プログラムの実施など
- ③児童福祉施設に対して具体的な援助内容を示し、面会、外出、外泊を段階的に実施する。
- ④児童福祉施設と協働し、援助の評価を行い、家庭復帰を検討する。
- ⑤家庭復帰を行う場合には、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、地域の関係機関における援助体制を組織する。
- ⑥家庭復帰後も一定期間（少なくとも6ヶ月程度）児童福祉司指導等で支援する。

児童相談所の保護者支援の事業

①カウンセリング強化事業

地域の精神科医等の協力を得て、保護者等に対して心理的側面等からのケアを行うなど家族の養育機能の再生・強化への取り組み
（内容）カウンセリング促進事業、家族療法事業、ファミリーグループカンファレンス事業、宿泊型事業

②保護者指導支援事業

保護者指導支援員を配置し、施設長期入所児童の親に対して改善へ向かうよう、児童福祉司と連携し、家庭復帰への取組強化

③特定の指導・援助プログラムやソーシャルワークを基にした児相独自、又は、既存プログラムとの折衷的手法の活用

コモンセンス・ペアレンティング、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ、MY TREEペアレンツプログラムなどの既存プログラムの実施や実施する団体等の連携

(3) 児童福祉施設における保護者支援

ファミリーソーシャルワーカーの役割

- ・平成11年乳児院、平成16年から、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に配置。
- ・保護者への早期家庭復帰の相談支援、家庭復帰後の相談支援、退所後の子どもの継続した生活支援、里親委託促進、養子縁組推進 地域の子育て家庭に対する育児不安解消等の相談支援、要保護児童対策協議会等への参画、施設職員への助言・指導及び処遇会議の出席、児童相談所等関係機関との連絡・調整など。

心理療法担当職員の役割

- ・平成11年児童養護施設、平成13年乳児院、母子生活支援施設、平成18年児童自立支援施設に配置。
- ・虐待による心理的外傷のため心理療法を必要とする児童や保護者に心理療法を行う。

家族療法事業 (実施施設数 H21年度：110ヶ所 H22年度：121ヶ所)

- ・平成6年情緒障害児短期治療施設、平成18年乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に拡充。
(措置費の施設機能強化推進費)
- ・施設に入所している児童とその家族で施設長が必要と認めたもの、在宅の児童とその家族で児童相談所が必要と認めたものを対象に行う。
- ・3ヶ月から6ヶ月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行い、心理療法担当職員の心理的な関わりと児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援する。

(4) 保護者支援プログラムについて

保護者支援プログラムには、例えば、次のようなプログラムが行われている。

○コモンセンスペアレンティング

アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」の行動アプローチを基本としたペアレンティング・トレーニングのプログラム。

暴力や暴言を使わずに、子どもの問題行動に今までと違う方法で対処し、子どもと保護者の関係を改善するなど、子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す。「分かりやすいコミュニケーション」「効果的な誉め方」「落ち着くヒント」などの基本的なプログラムを6回実施する。プログラムはテーマ毎にビデオによるモデルで学び、参加者によるロールプレイと話し合いを行うまた、コモンセンスペアレンティングのトレーナー養成講座が開催されている。

○OMY TREEペアレンツプログラム

虐待をしている親の回復支援プログラムでエンパワメントの考え方に基づいて開発。

参加者が「まなび」「話す」などで感情を言葉にすることにより自信を取り戻す。問題解決力とは、対立を乗り越えるためのスキル（技術）を獲得。10人程度の固定グループで1クール15回実施。

○サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ

オーストラリアの児童保護の現場から生まれた。

リスク（心配）だけでなく、セイフティ（安心）を取り上げ、家族と子どもが安全な生活を築くためのアプローチ。家族の安全と強みに着目し、家族との協力関係を構築する実践方法。

○Nobody's Perfect

カナダで開発された親に対する人間的信頼とサポートに基づいた「親支援プログラム」。

親が10人前後のグループとなり、ファシリテーター(facilitator)の側面援助のもと、参加者を中心に、安心して、相互に知恵と体験を出し合い、自らの力で問題を解決する。乳幼児(0～5歳)を養育中の親を対象に、1回2時間程度のセッションを週1回、6週間から8週間実施。

社会的養護の現状について

1. 社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

里親		家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム	養育者の住居において家庭的養護を行う(定員5~6名)	
		登録里親数	委託里親数	委託児童数		ホーム数	委託児童数
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,180人	2,837人	3,836人	49か所	219人	
	専門里親	5,823人	2,296人	3,028人			
	養子希望里親	548人	133人	140人			
	親族里親	1,451人	178人	159人			
	親族里親	342人	341人	509人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	124か所	575か所	33か所	58か所	272か所	59か所
定員	3,794人	34,569人	1,539人	4,043人	5,430世帯	399人
現員	2,968人	30,594人	1,111人	1,545人	4,002世帯 児童5,897人	283人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	256人

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

資料: 福祉行政報告例(平成22年3月末現在)

※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む(家庭福祉課調)

※自立援助ホームは、家庭福祉課調(施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在)

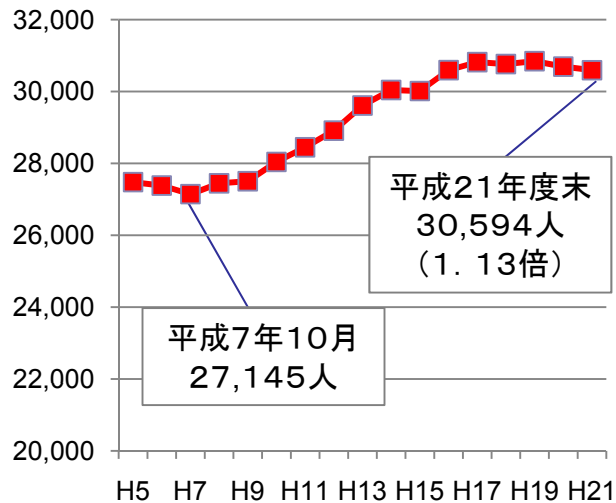
※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調(平成22年3月末現在)

2. 要保護児童数の増加

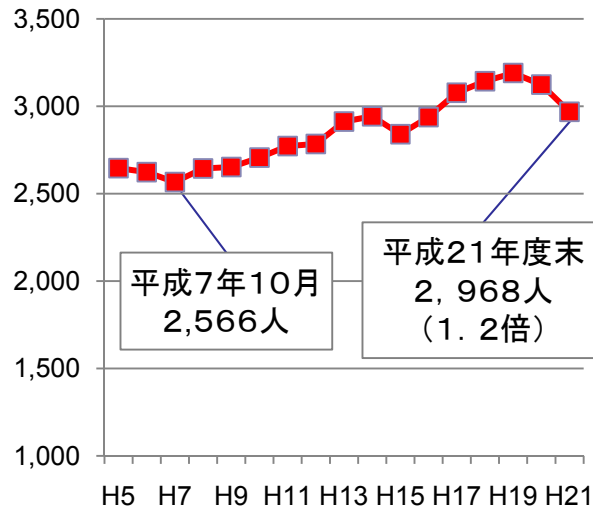
要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.13倍、乳児院が1.2倍に増加。一方、里親委託児童は、1.8倍に増加。

(注)児童養護施設・乳児院については社会福祉施設等調査(各年度10月1日現在)による。ただし、平成21年度のみ福祉行政報告例(平成22年3月末日現在)
里親については福祉行政報告例(各年度3月末日現在)

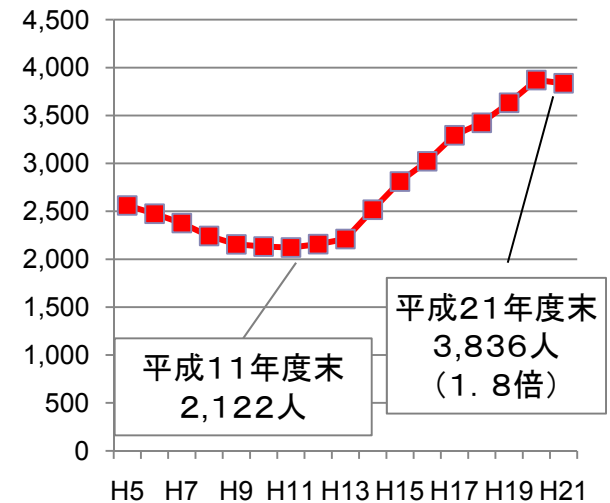
○児童養護施設の入所児童数



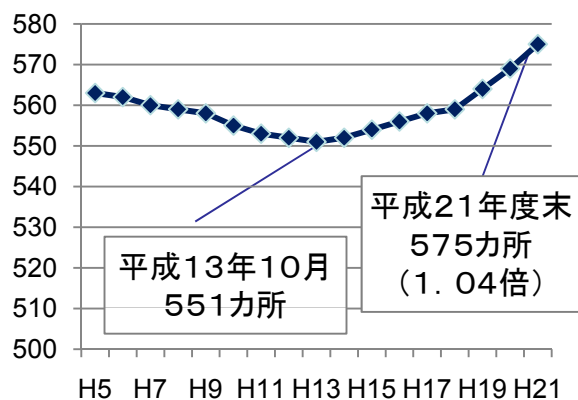
○乳児院の入所児童数



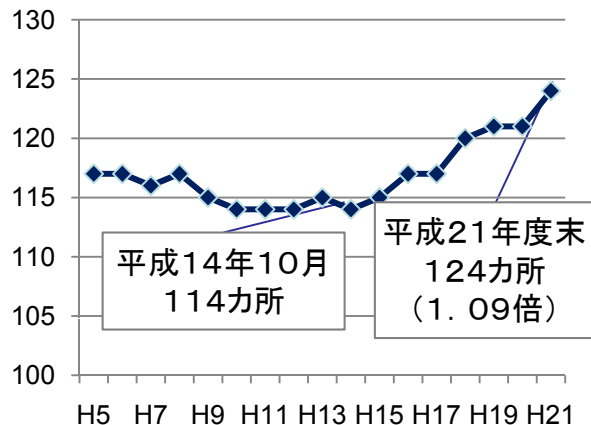
○里親への委託児童数



○児童養護施設の設置数



○乳児院の設置数



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

	在籍児の年齢	入所時の年齢
0歳	6 (0.0%)	59 (0.2%)
1歳	34 (0.1%)	968 (3.1%)
2歳	454 (1.4%)	6,763 (21.4%)
3歳	1,120 (3.5%)	3,949 (12.5%)
4歳	1,520 (4.8%)	2,819 (8.9%)
5歳	1,711 (5.4%)	2,442 (7.7%)
6歳	1,858 (5.9%)	2,432 (7.7%)
7歳	1,860 (5.9%)	1,977 (6.3%)
8歳	1,973 (6.2%)	1,881 (6.0%)
9歳	2,095 (6.6%)	1,657 (5.2%)
10歳	2,300 (7.3%)	1,511 (4.8%)
11歳	2,389 (7.6%)	1,259 (4.0%)
12歳	2,486 (7.9%)	1,154 (3.7%)
13歳	2,466 (7.8%)	1,053 (3.3%)
14歳	2,349 (7.4%)	864 (2.7%)
15歳	2,356 (7.5%)	505 (1.6%)
16歳	1,745 (5.5%)	163 (0.5%)
17歳	1,581 (5.0%)	43 (0.1%)
18歳～	1,256 (4.0%)	9 (0.0%)
総数	31,593 (100%)	31,593 (100%)
平均	10.6歳	5.9歳

(注)総数には期間不詳も含む。

②在籍児童の在所期間

	在籍児童数
1年未満	5,410 (17.1%)
1年以上-2年未満	4,416 (14.0%)
2年以上-3年未満	3,621 (11.5%)
3年以上-4年未満	3,182 (10.1%)
4年以上-5年未満	2,582 (8.2%)
5年以上-6年未満	2,255 (7.1%)
6年以上-7年未満	2,160 (6.8%)
7年以上-8年未満	1,783 (5.6%)
8年以上-9年未満	1,475 (4.7%)
9年以上-10年未満	1,163 (3.7%)
10年以上-11年未満	959 (3.0%)
11年以上-12年未満	843 (2.7%)
12年以上	1,653 (5.2%)
総数	31,593 (100%)
平均期間	4.6年

(注)総数には期間不詳も含む。

③児童の措置理由

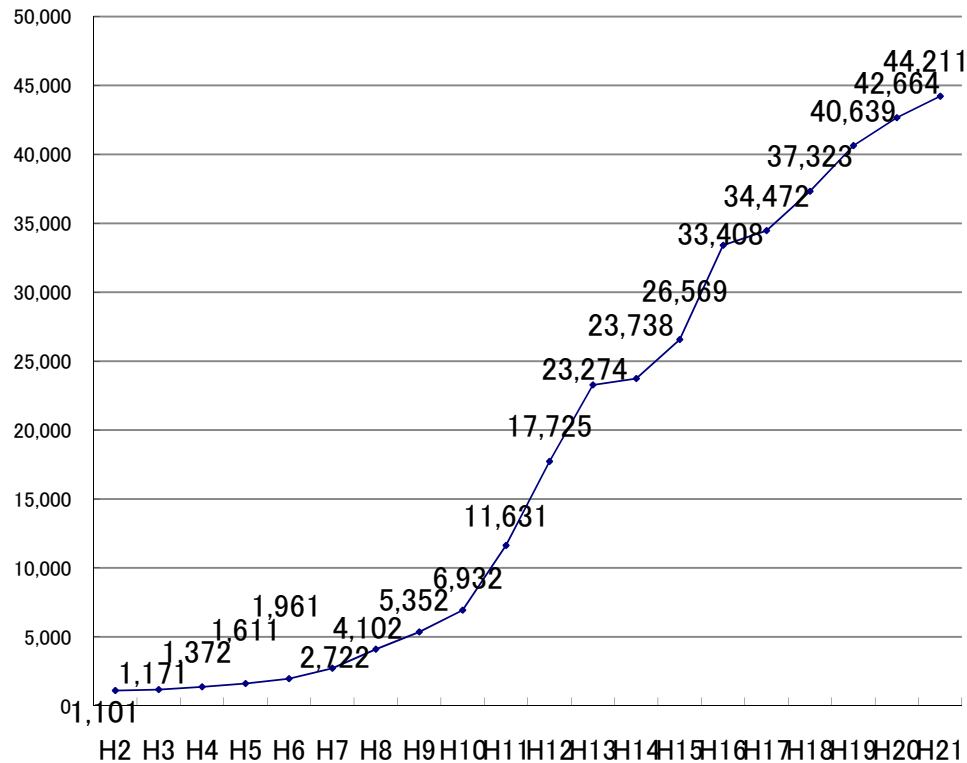
父の死亡	195 (0.6%)
母の死亡	580 (1.8%)
父の行方不明	328 (1.0%)
母の行方不明	1869 (5.9%)
父母の離婚	1304 (4.1%)
父母の不和	252 (0.8%)
父の拘禁	563 (1.8%)
母の拘禁	1048 (3.3%)
父の入院	327 (1.0%)
母の入院	1506 (4.8%)
父の就労	1762 (5.6%)
母の就労	1293 (4.1%)
父の精神疾患等	180 (0.6%)
母の精神疾患等	3197 (10.1%)
父の放任・怠惰	654 (2.1%)
母の放任・怠惰	3707 (11.7%)
父の虐待・酷使	1849 (5.9%)
母の虐待・酷使	2693 (8.5%)
棄児	166 (0.5%)
養育拒否	1378 (4.4%)
破産等の経済的理由	2390 (7.6%)
児童の問題による 監護困難	1047 (3.3%)
その他	2674 (8.5%)
不詳	631 (2.0%)
総数	31,593 (100.0%)

3. 虐待を受けた児童の増加

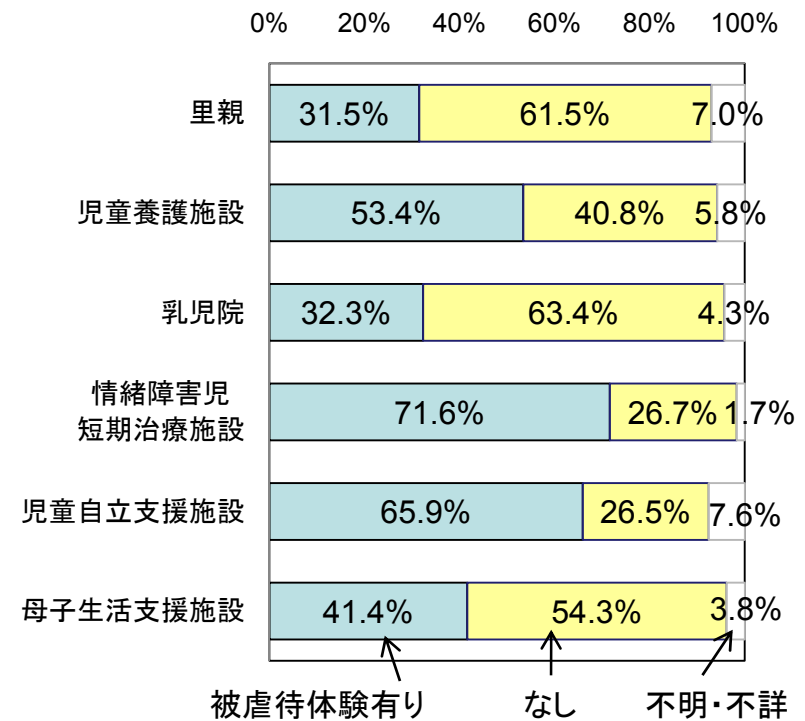
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3.8倍に増加。

(件数)



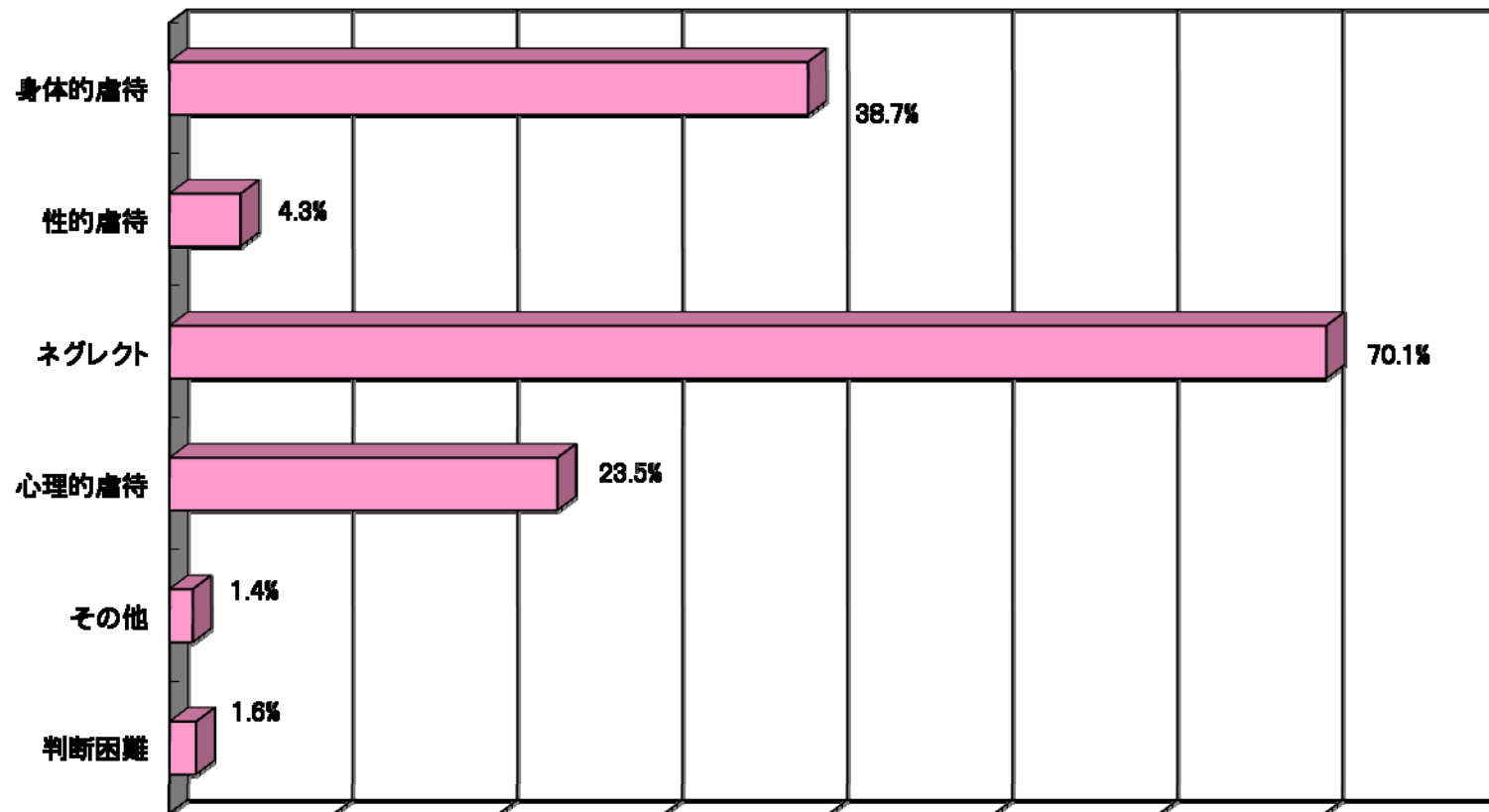
○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

【児童養護施設】N=15,748

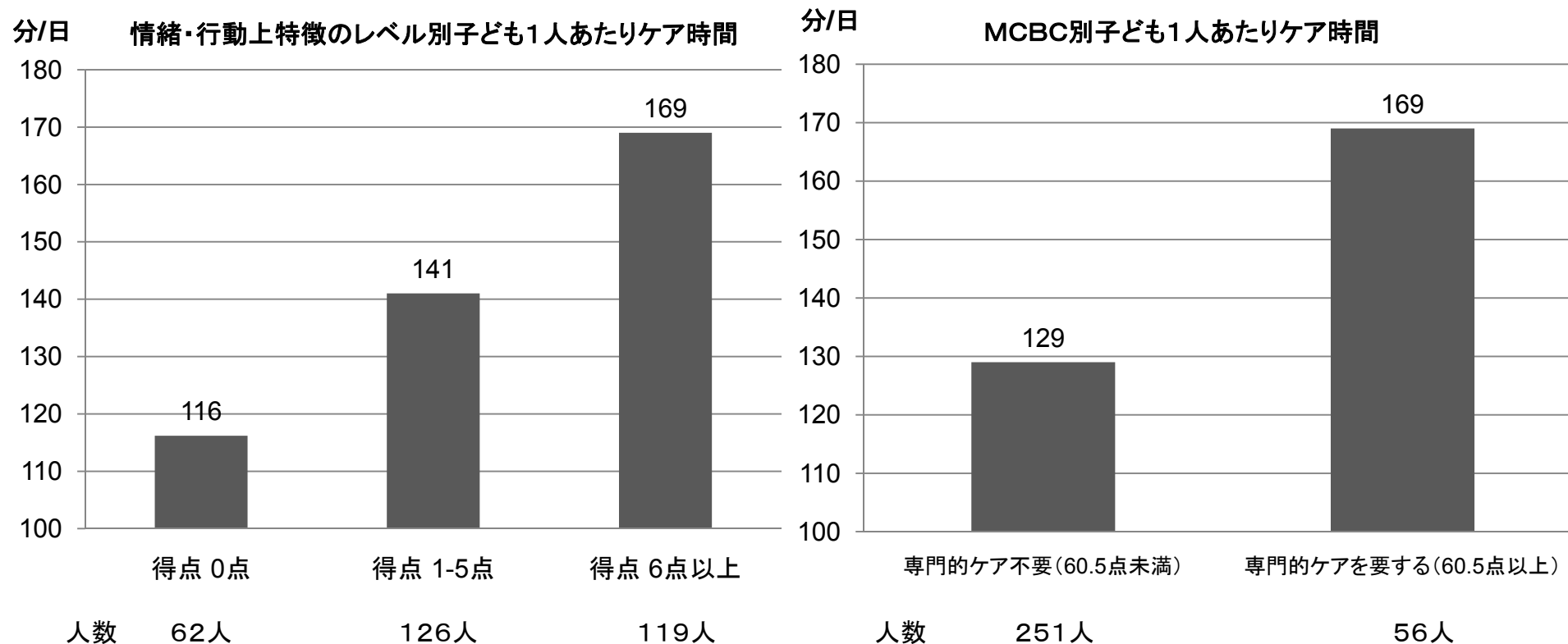


(参考)タイムスタディ調査による子ども1人あたりケア時間の比較

○ 児童養護施設でのタイムスタディ調査の結果から、子ども1人あたりケア時間を比較すると、情緒・行動上の問題の多い児童や不適切な養育を受けた児童など、専門的なケアを必要とする児童に対するケア時間は、大幅に長くなっている。

※1人1日あたりに投入されたケア時間は、おおむね30～40%長い。

○ この調査は、現行の職員配置基準の制約の下における実態を調べたものであり、十分なケアを行うためには、本来は、更に長いケア時間が必要。



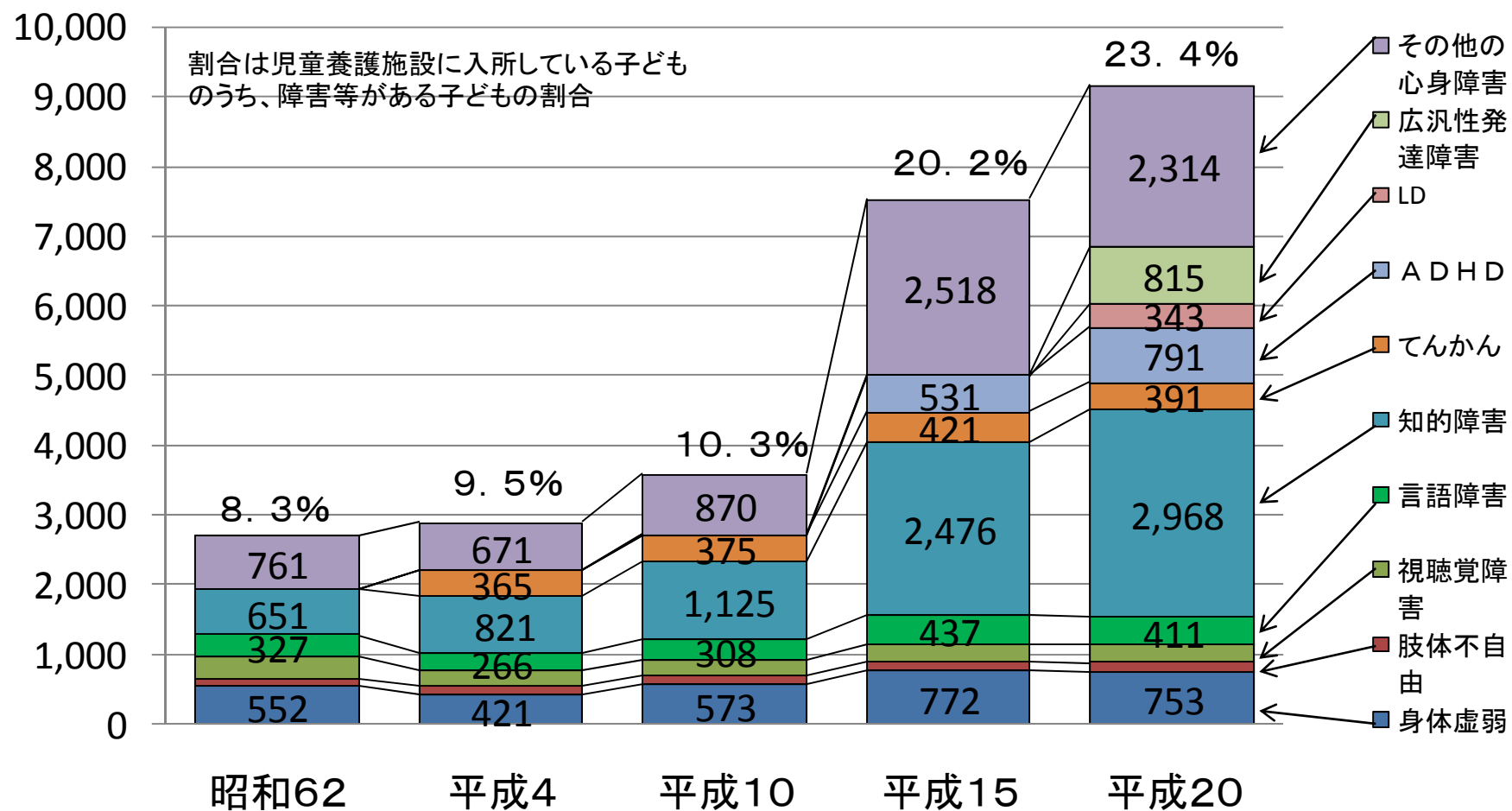
(注) 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査(タイムスタディ調査)による。

(注) MCBC(Maltreated Child's Behavior Checklist)は、不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリスト

4. 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総数	569 (100%)

社会福祉施設等調査
(平成20年10月1日)

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員

施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上4:1
3歳未満2:1

575か所
定員34,569人
現員30,594人

小規模グループケア(ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6~8人
乳児院は4~6人

職員1人+管理宿直を加算

21年度458か所
→26年度目標800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人+非常勤1人+管理宿直

21年度190か所
→26年度目標300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

21年度49か所
→26年度目標140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

児童4人まで

登録里親数	7,180人
うち養育里親	5,823人
専門里親	548人
養子縁組里親	1,451人
親族里親	342人

委託里親数 2,837人
委託児童数 3,836人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

124か所
定員3,794人、現員2,968人

里親等委託率

(里親+ファミ/養護+乳児+里親+ファミ)

22年3月末 10.8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

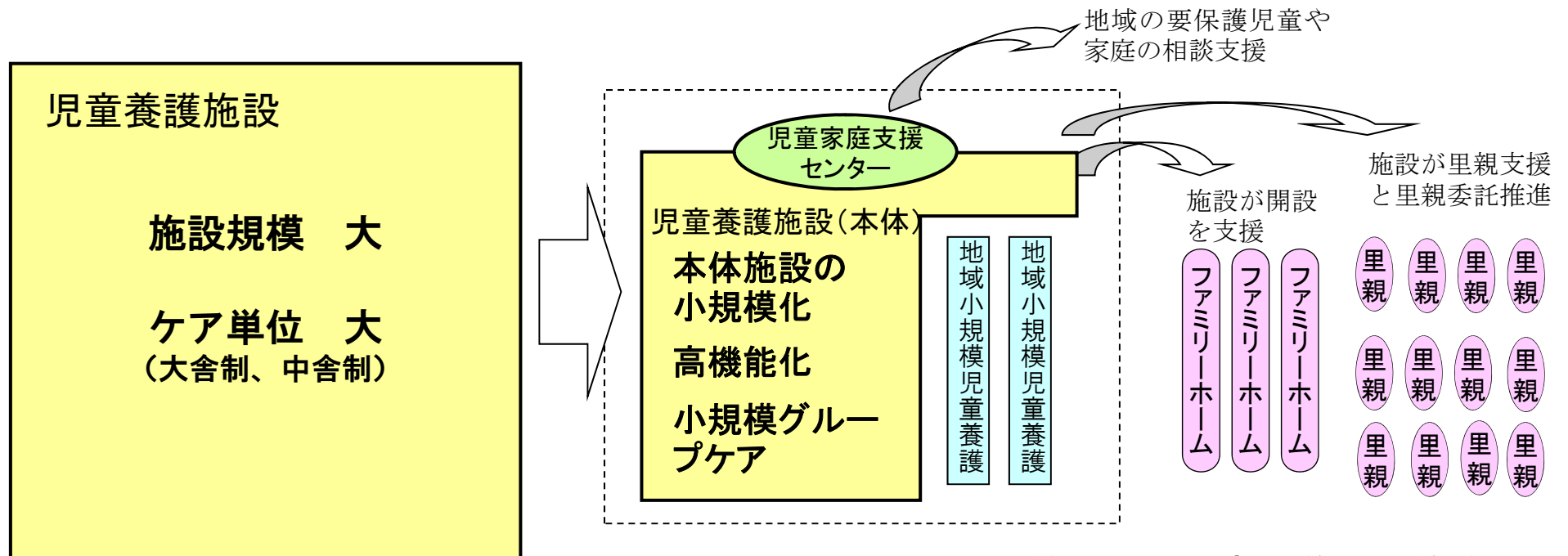
施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。

小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

児童養護施設の形態の今後の在り方

小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援



施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

6. 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成21年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,509人	2,305人	91.9%	64人	2.6%	62人	2.5%	78人	3.1%
里親委託児 209人	197人	94.3%	4人	1.9%	3人	1.4%	5人	2.4%
(参考)全中卒者 1,228千人	1,203千人	98.0%	5千人	0.4%	5千人	0.4%	14千人	1.2%

② 高等学校等卒業後の進路（平成21年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,444人	187人	13.0%	146人	10.1%	969人	67.1%	142人	9.8%
里親委託児 175人	47人	26.9%	34人	19.4%	75人	42.9%	19人	10.9%
(参考)全高卒者 1,069千人	581千人	54.3%	246千人	23.0%	167千人	15.7%	75千人	7.1%

家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は、平成22年度学校基本調査)

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

(参考1)措置費による教育等の経費

平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めているところ。
また、就職支度費、大学進学等支度費は、毎年度改善(+2000円)を図ってきている。

		支弁される額 (H23)
幼稚園費 (平成21年度～)		実費
入進学支度費		小学校1年生:39,500円(年額/1人) 中学校1年生:46,100円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校:2,110円(月額/1人) 中学校:4,180円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費 (平成21年度～)	実費(中学生を対象)
	部活動費 (平成21年度～)	実費(中学生を対象)
特別育成費		公立高校:22,270円(月額/1人) 私立高校:32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年入学時(加算):58,500円(年額/1人)
学校給食費		実費(小学生及び中学生を対象)
見学旅行費		小学校6年生:20,600円(年額/1人) 中学校3年生:55,900円(年額/1人) 高等学校3年生:108,200円(年額/1人)
就職、大学進学等支度費 (近年、逐次改善中)		就職支度費:79,000円(1人一回) 大学進学等自立生活支度費:79,000円(1人一回) 特別基準(両親の死亡等の場合の加算):137,510円

(参考2) 18歳の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっている。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針(平成2. 3. 5 児発133)

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

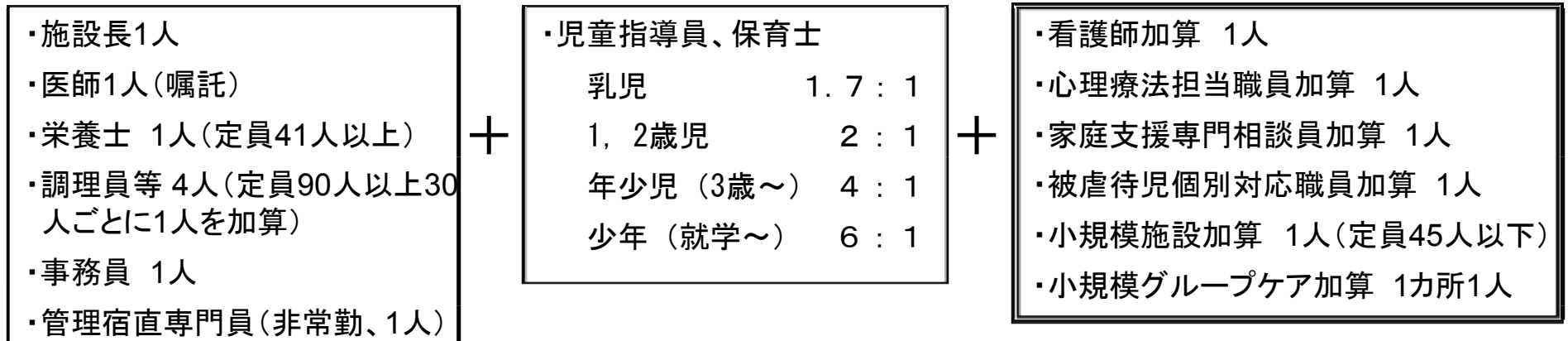
※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人(平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査)

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人(平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査)

7. 児童養護施設の人員配置と措置費について

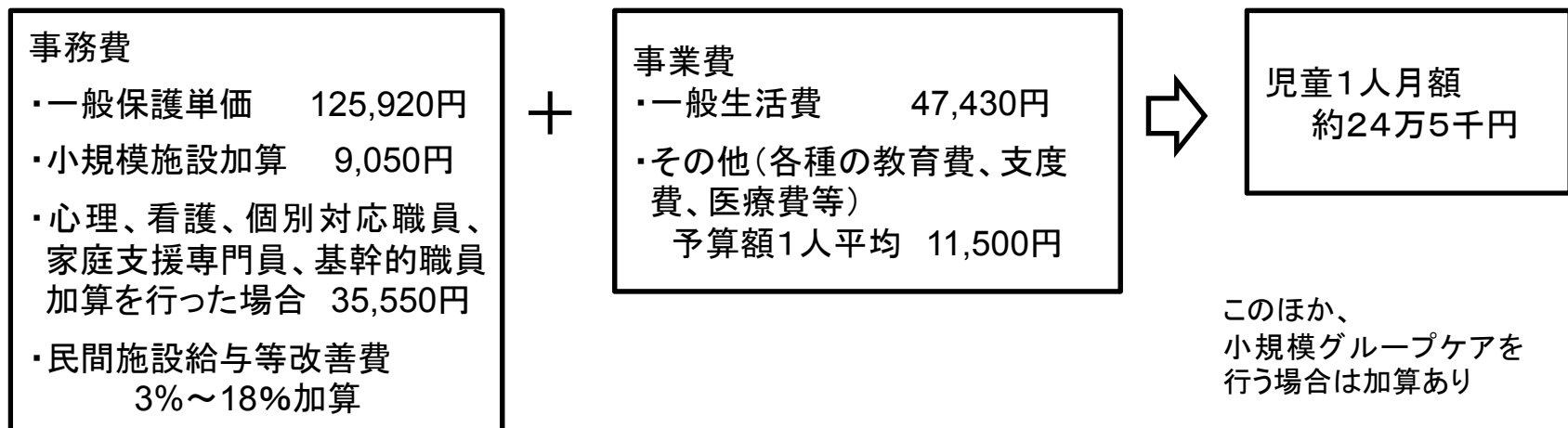
児童養護施設の措置費の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、加算職員の配置の充実に努めている

措置費の人員配置



措置費

(例)定員45人の場合



このほか、小規模グループケアを行う場合は加算あり

(参考)児童入所施設等措置費予算の改善経緯

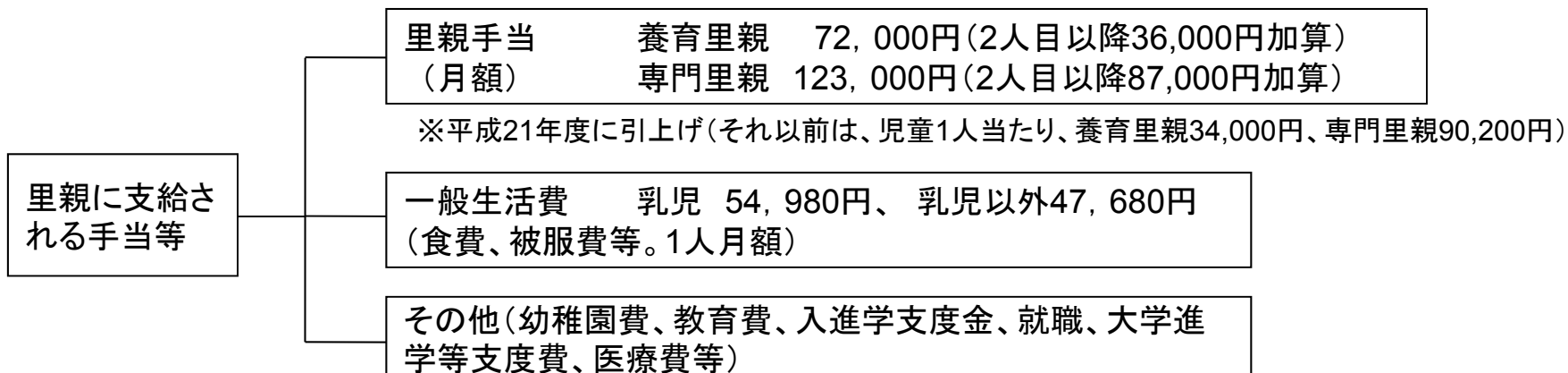
	予算額 (対前年度増加額)	主な改善事項
平成18年度	72,501百万円 (1,240百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・小規模グループケアの推進(527か所→549か所) ・就職支度費等の改善(@67,000円→69,000円) ・里親手当の改善(@32,000円→33,000円)
平成19年度	75,255百万円 (2,754百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・小規模グループケアの推進(549か所→580か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(100か所→200か所) ・就職支度費等の改善(@69,000円→71,000円) ・里親手当の改善(@33,000円→34,000円)
平成20年度	77,538百万円 (2,283百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設の看護師の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(580か所→613か所) ・就職支度費等の改善(@71,000円→73,000円) ・里親手当の改善(@34,000円→72,000円(21年1月～)) ・専門里親手当の改善(@90,200円→123,000円(21年1月～))
平成21年度	79,748百万円 (2,210百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(613か所→645か所) ・就職支度費等の改善(@73,000円→75,000円) ・ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・基幹的職員の格付け ・学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設
平成22年度	81,272百万円 (1,524百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・小規模グループケアの推進(645か所→703か所) ・就職支度費等の改善(@75,000円→77,000円)
平成23年度	83,473百万円 (2,202百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアの推進(703か所→713か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(200か所→210か所) ・就職支度費等の改善(@77,000円→79,000円) ・児童養護施設における定員規模の見直し(62人→58人)

8. 里親委託の推進

(1) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
 - ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
 - ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと



(参考)里親委託の状況

		登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,180人	2,837人	3,836人
区分 (里親は 重複登録有り)	養育里親	5,823人	2,296人	3,028人
	専門里親	548人	133人	140人
	養子希望里親	1,451人	178人	159人
	親族里親	342人	341人	509人

資料:福祉行政報告例(平成21年度末現在)

(2) 里親委託率の状況

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親委託率は、平成14年の7.4%から、平成22年3月末には10.8%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

年度	児童養護施設		乳児院		里親等		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,988	84.8	2,689	7.9	2,517	7.4	34,194	100
平成15年度末	29,144	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,701	100
平成16年度末	29,828	83.3	2,942	8.2	3,022	8.4	35,792	100
平成17年度末	29,850	82.6	3,008	8.3	3,293	9.1	36,151	100
平成18年度末	29,889	82.3	3,013	8.3	3,424	9.4	36,326	100
平成19年度末	30,176	82.0	2,996	8.1	3,633	9.9	36,805	100
平成20年度末	30,451	81.6	2,995	8.0	3,870	10.4	37,316	100
平成21年度末	30,594	81.3	2,968	7.9	4,055	10.8	37,617	100

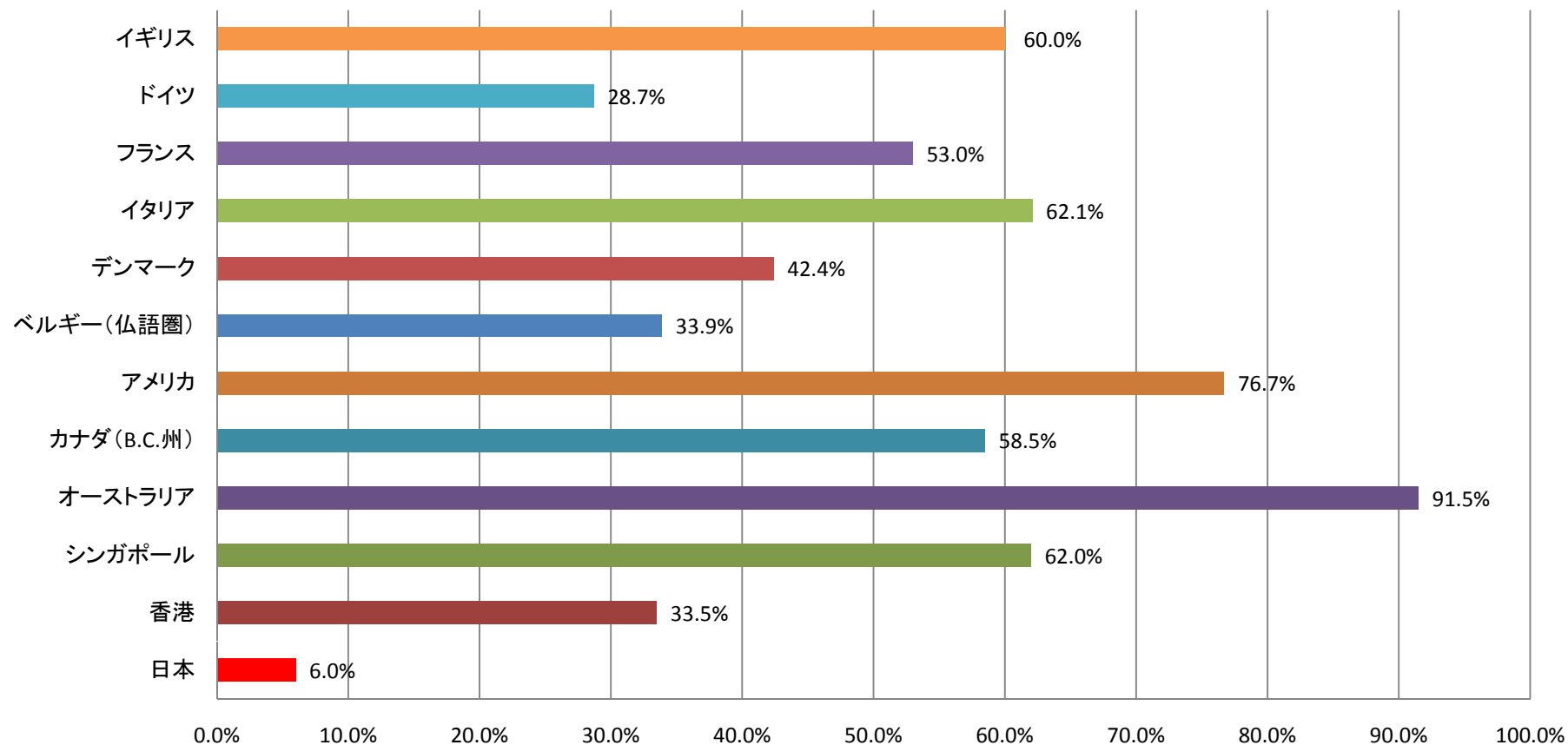
※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成21年度末で49か所、委託児童219人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が9：1となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2000年前後の状況)



※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者 湯沢 雅彦(平成13、14年厚生労働科学研究)

※ 日本の里親等委託率は、平成21年度は10.8%

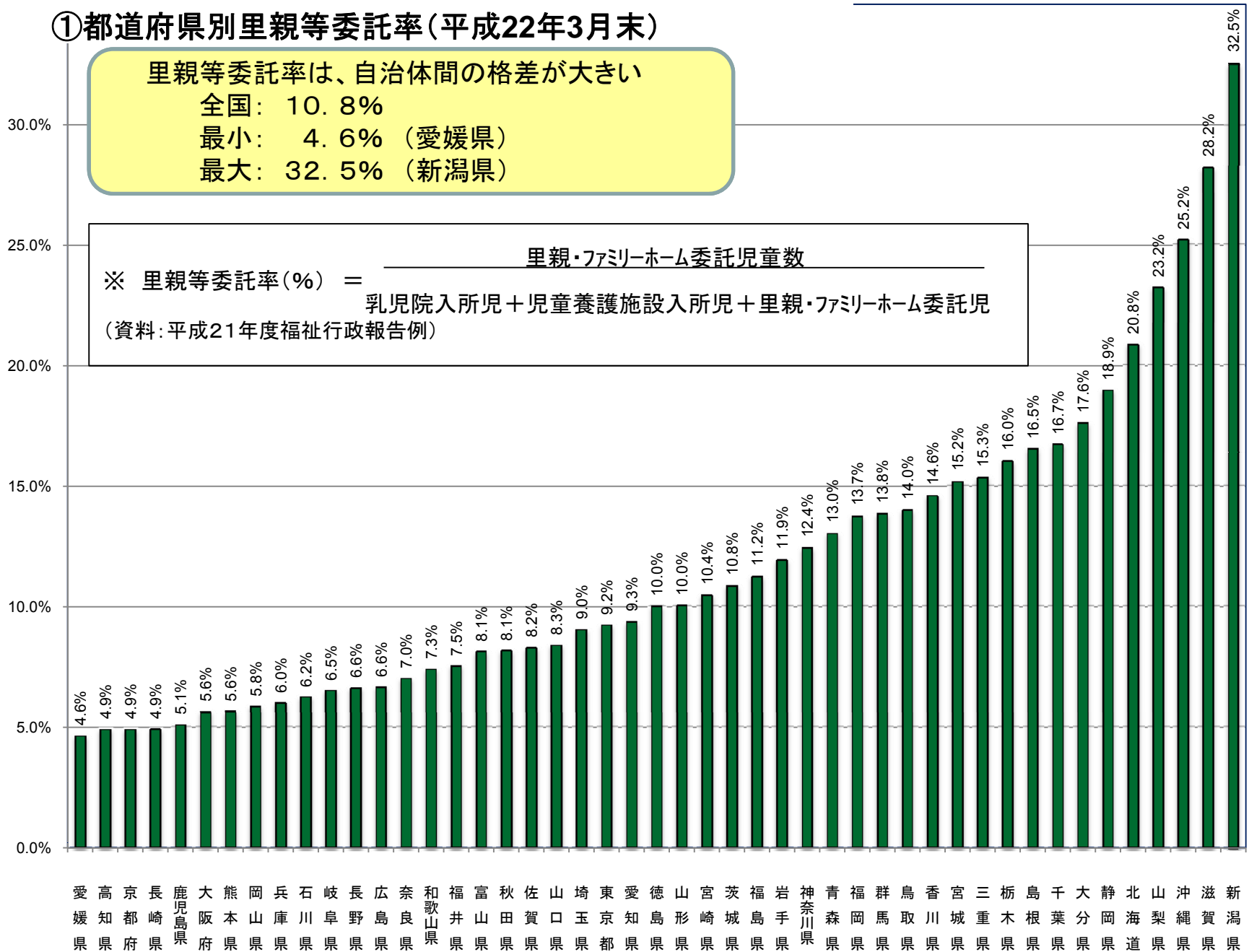
※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

(3) 都道府県別の里親等委託率の差

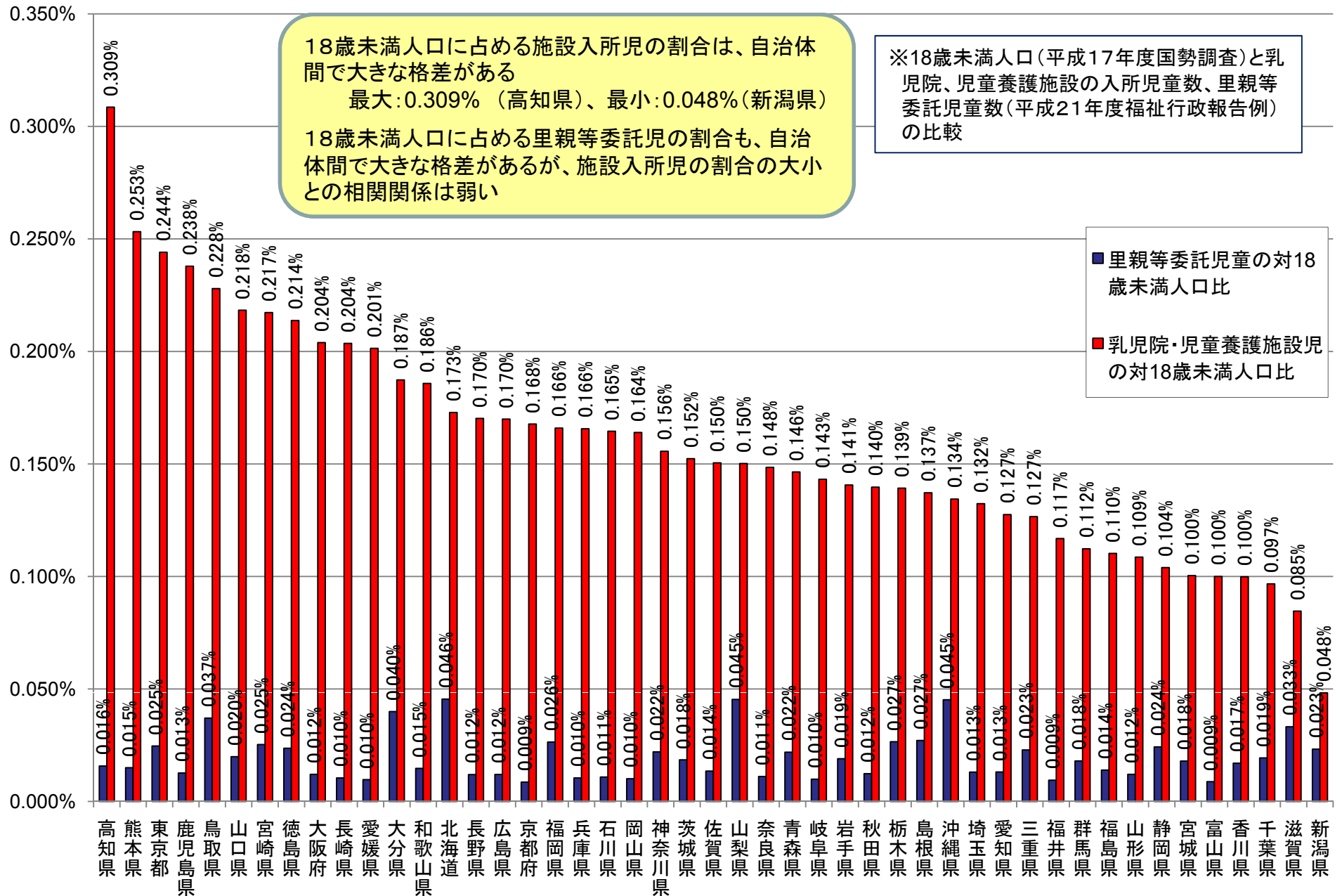
①都道府県別里親等委託率(平成22年3月末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
 全国： 10.8%
 最小： 4.6% (愛媛県)
 最大： 32.5% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 (資料:平成21年度福祉行政報告例)



②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



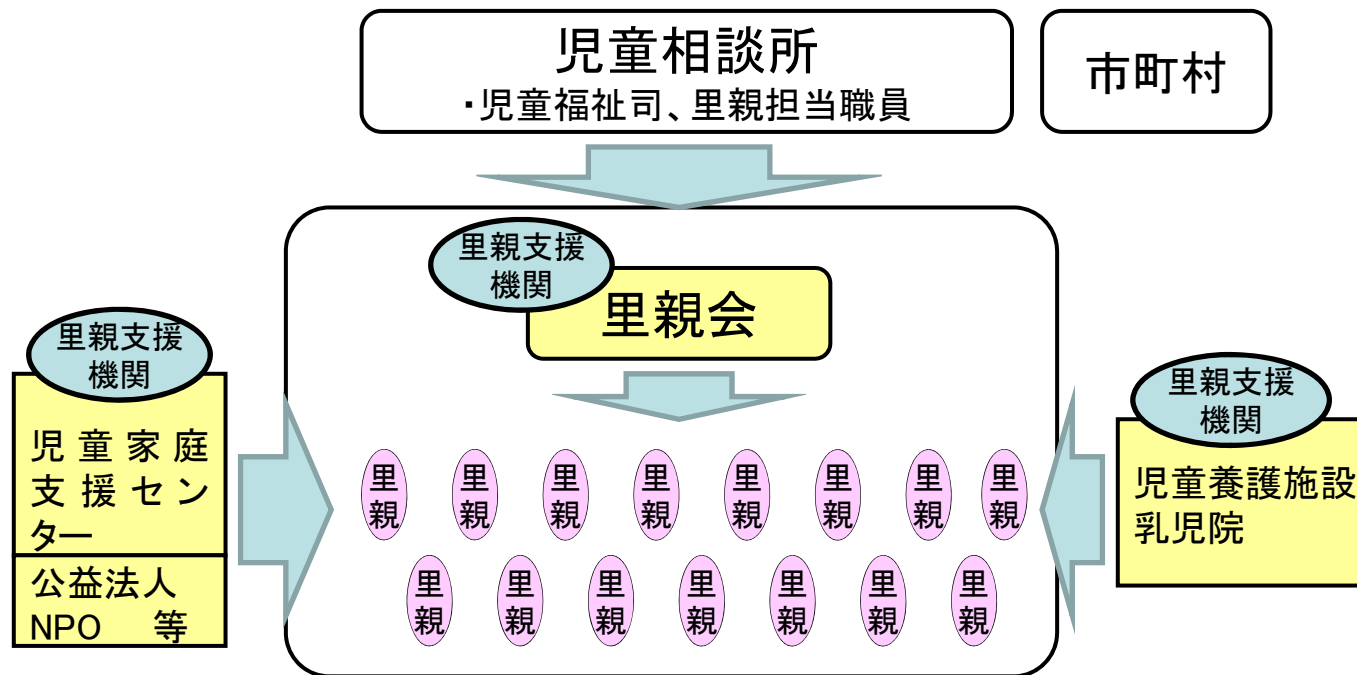
(参考) 都道府県市別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合 (資料) 福祉行政報告例(平成22年3月末現在数)

	里親		児童養護施設		乳児院		計
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
	①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	
1 北海道	383	20.8%	1,487	76.5%	51	2.6%	1,944
2 青森県	54	13.0%	336	80.6%	25	6.0%	417
3 岩手県	45	11.9%	299	78.5%	34	8.9%	381
4 宮城県	61	15.2%	343	71.6%	60	12.5%	479
5 秋田県	22	8.1%	225	81.5%	24	8.7%	276
6 山形県	15	10.0%	213	83.2%	12	4.7%	256
7 福島県	53	11.2%	403	84.1%	16	3.3%	479
8 茨城県	96	10.8%	720	80.4%	71	7.9%	895
9 栃木県	93	16.0%	414	70.2%	74	12.5%	590
10 群馬県	49	13.8%	365	77.2%	34	7.2%	473
11 埼玉県	156	9.0%	1,408	80.6%	171	9.8%	1,746
12 千葉県	178	16.7%	877	75.4%	82	7.1%	1,163
13 東京都	377	9.2%	3,753	81.3%	429	9.3%	4,618
14 神奈川県	229	12.4%	1,557	78.6%	166	8.4%	1,981
15 新潟県	92	32.5%	169	55.0%	28	9.1%	307
16 富山県	16	8.1%	168	78.5%	14	6.5%	214
17 石川県	22	6.2%	307	82.5%	26	7.0%	372
18 福井県	14	7.5%	156	76.1%	17	8.3%	205
19 山梨県	71	23.2%	210	64.6%	25	7.7%	325
20 長野県	46	6.6%	602	83.5%	53	7.4%	721
21 岐阜県	37	6.5%	502	84.7%	33	5.6%	593
22 静岡県	148	18.9%	618	71.7%	63	7.3%	862
23 愛知県	168	9.3%	1,478	80.9%	157	8.6%	1,826
24 三重県	75	15.3%	383	74.7%	31	6.0%	513

	里親		児童養護施設		乳児院		計
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
	①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	
25 滋賀県	86	28.2%	183	55.5%	36	10.9%	284
26 京都府	36	4.9%	627	82.0%	76	9.9%	731
27 大阪府	175	5.6%	2,655	83.9%	307	9.7%	3,102
28 兵庫県	101	6.0%	1,443	83.7%	153	8.9%	1,610
29 奈良県	27	7.0%	326	78.2%	35	8.4%	423
30 和歌山県	26	7.3%	304	79.2%	24	6.3%	372
31 鳥取県	39	14.0%	207	66.8%	33	10.6%	280
32 島根県	34	16.5%	145	60.9%	27	11.3%	199
33 岡山県	34	5.8%	516	83.4%	36	5.8%	605
34 広島県	59	6.6%	798	86.1%	36	3.9%	796
35 山口県	48	8.3%	493	80.8%	34	5.6%	526
36 徳島県	31	10.0%	259	74.6%	21	6.1%	323
37 香川県	29	14.6%	149	63.1%	21	8.9%	184
38 愛媛県	24	4.6%	457	81.6%	41	7.3%	543
39 高知県	20	4.9%	361	80.2%	30	6.7%	411
40 福岡県	226	13.7%	1,275	75.6%	146	8.7%	1,738
41 佐賀県	22	8.2%	228	74.0%	17	5.5%	269
42 長崎県	28	4.9%	508	82.5%	38	6.2%	584
43 熊本県	49	5.6%	769	83.7%	58	6.3%	877
44 大分県	81	17.6%	366	72.5%	14	2.8%	462
45 宮崎県	53	10.4%	430	77.8%	25	4.5%	515
46 鹿児島県	40	5.1%	707	84.6%	43	5.1%	775
47 沖縄県	140	25.2%	395	65.5%	21	3.5%	528
全国	4,055	10.8%	30,594	81.3%	2,968	7.9%	3,7316

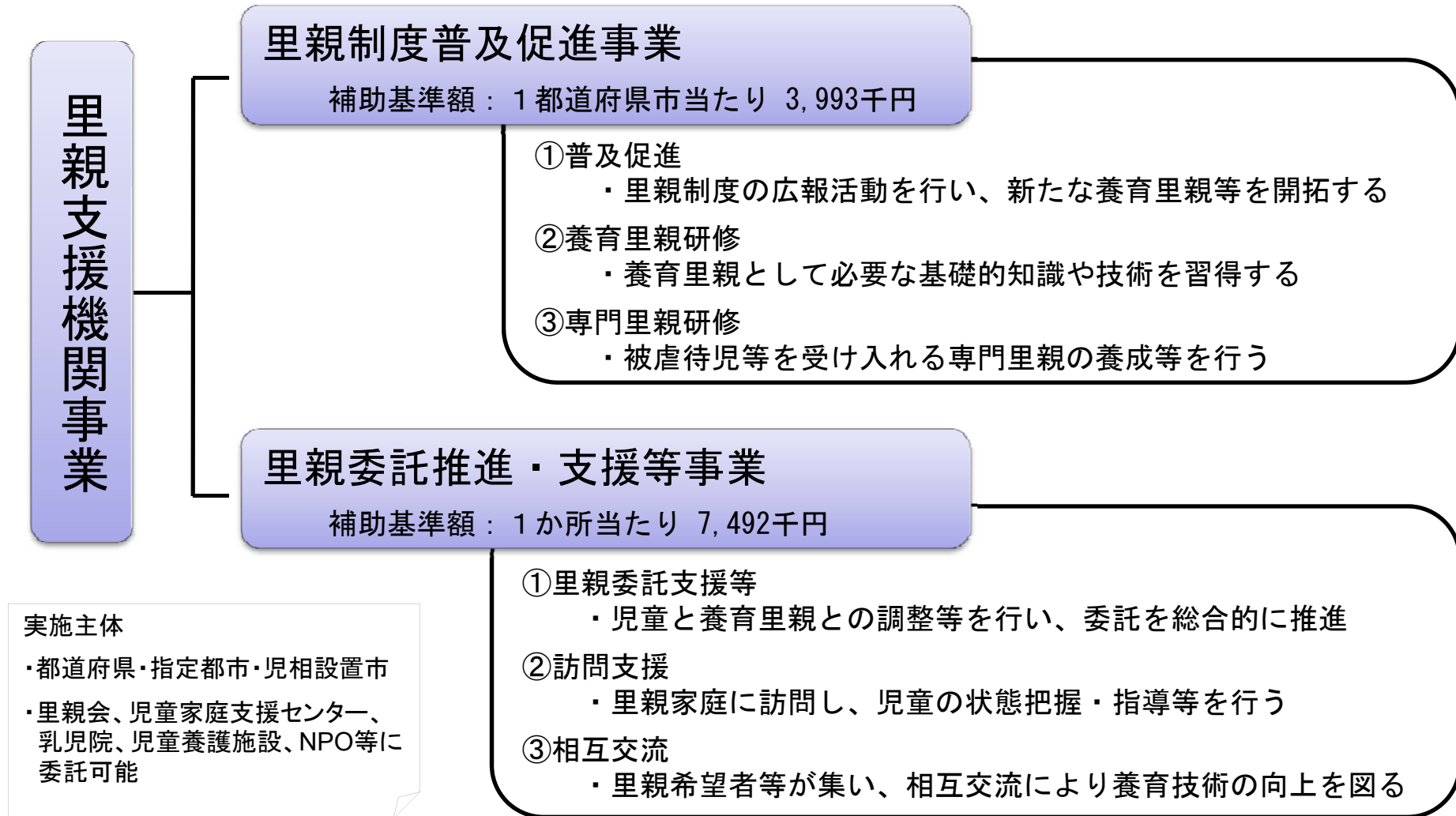
(4) 里親委託の推進と里親支援機関等の役割

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業 実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度 普及促進 事業	普及啓発
		養育里親研修
	里親委託 推進・支援 等事業	専門里親研修
		里親委託支援等
里親家庭への訪問支援		
		里親による相互交流

(参考1) 里親支援機関事業の概要



※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、

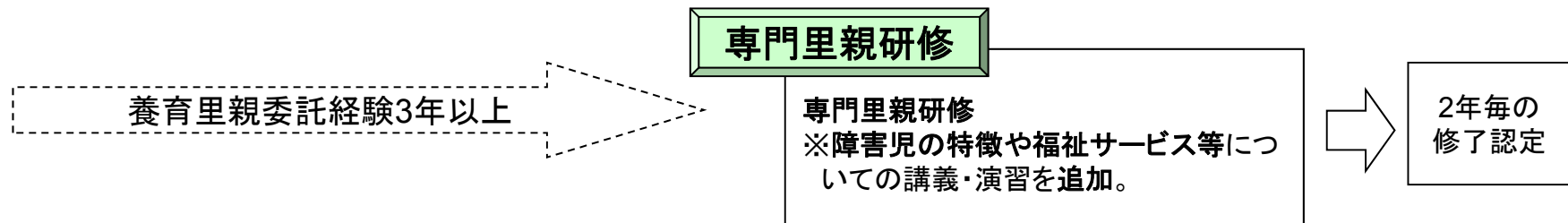
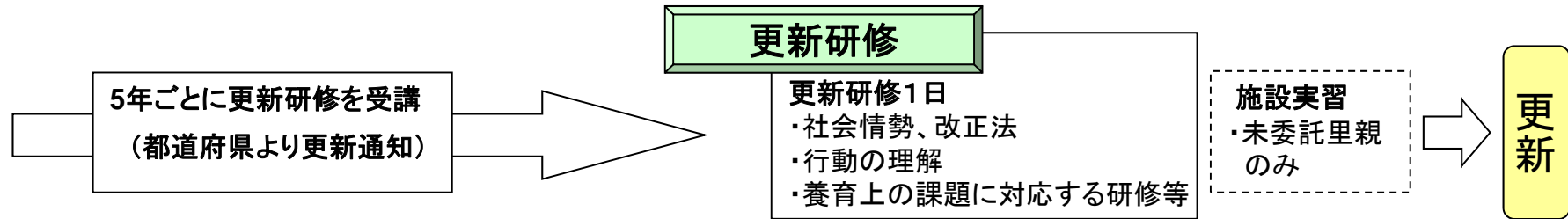
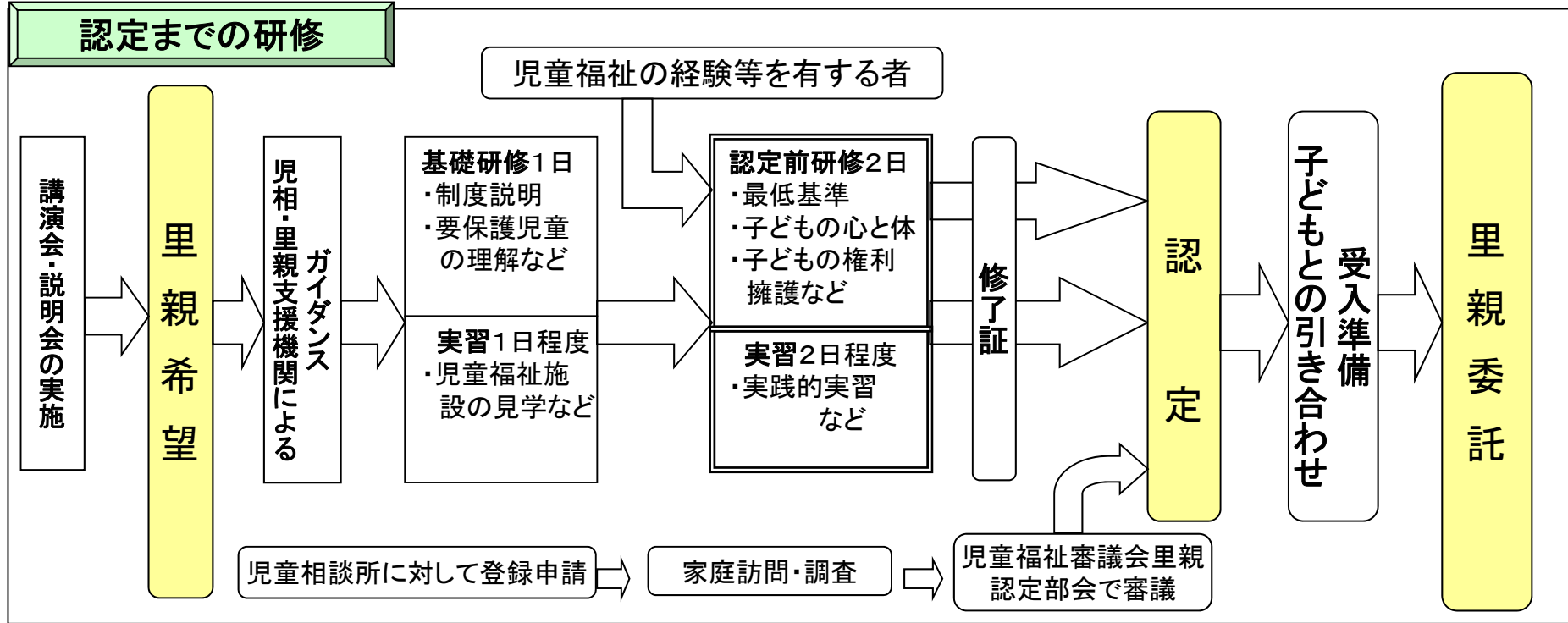
- ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定された。

(参考2) 里親支援機関事業の実施予定 (平成23年度)

事業種別			直営	委託						
					里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等
里親支援 機関事業 69自治体 (全都道 府県・指 定都市・ 児童相談 所設置 市)	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	42	27	12	5	1	2	0	7
		養育里親研修	51	29	9	4	4	6	0	6
	68自治体	専門里親研修	12	71	3	1	1	3	59	4
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	50	13	5	2	1	2	0	3
		訪問支援	47	15	1	5	3	2	0	4
		60自治体	相互交流	31	37	23	5	1	2	0
実施自治体・受託機関数			62	154	30	9	12	33	59	11

家庭福祉課調べ (平成23年4月)

(5) 里親研修の充実 ~養育里親の研修と認定の流れ~



(参考) 里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 + 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要	①社会情勢、改正法など(ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正) ②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解) ③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点) ④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)

(参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

- **里親の掘り起こし事業**
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- **里親への研修**
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- **里親候補者の週末里親等の活用**
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- **里親委託の推進**
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- **里親家庭への訪問指導・養育相談**
- **里親サロン(里親同士の連携)**
- **レスパイト・ケアの調整**
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
(児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能)

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

○ 認定、登録に関する事務

- ・里親認定の決定、通知
- ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

○ 委託に関する事務

- ・里親委託の対象となる子どもの特定
- ・子どものアセスメント
- ・措置決定会議において里親委託の決定
- ・担当児童福祉司の決定
- ・自立支援計画の策定

○ 里親指導等

- ・自立支援計画の実行(指導)
- ・モニタリング

○ その他

- ・都道府県間の連絡調整
- ・実親(保護者)との関係調整等

○ 里親委託の解除

- ・委託解除の決定

(6) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
 - ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
 - ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等
- 実親の同意の問題
 - ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等
- 児童の問題の複雑化
 - ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・区町村や里親会等との連携・協力
 - ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
 - ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等
- 実親の理解
 - ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・養育里親についての里親の意識
 - ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等
- 里親の支援
 - ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・里親研修、養育技術の向上
 - ・地域との連携をつくり、里親により養育環境をつくる 等
- 実施体制、実施方針
 - ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・里親会の強化
 - ・里親担当職員の増員等
 - ・里親委託のガイドラインの策定
 - ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の中で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
 - ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

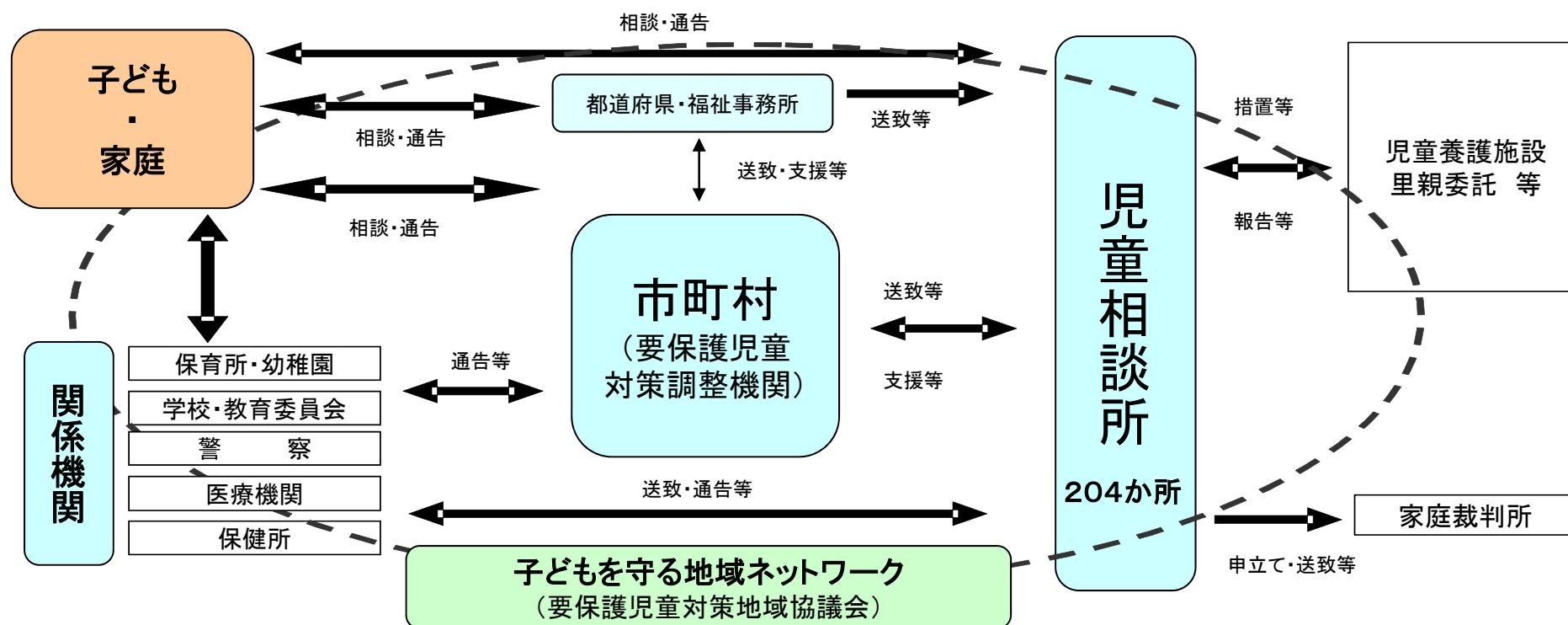
(各都道府縣市へのアンケート結果より)

9. 市町村における要保護児童対策

○平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。

- ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
- ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
- ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ

○平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。



10. 社会的養護の充実のための取り組み

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - 〔・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

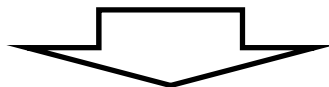
④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡、H10)

⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正時からの主な取組

○里親制度等の推進

- ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
- ・里親手当の倍額への引上げ
- ・ファミリーホーム創設

○アフターケア事業の充実

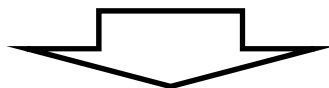
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
- ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業

○施設の質の向上

- ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
- ・被措置児童等虐待防止

○計画的整備

- ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
- ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等

⇒当面の課題や将来像について、厚生労働省の検討委員会において検討

民法等の一部を改正する法律の概要

法務省，厚生労働省

要旨

児童虐待の防止等を図り，児童の権利利益を擁護する観点から，親権の停止制度を新設し，法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに，関連する規定について所要の整備を行う。

要点

親権の喪失の制度等の見直し

- 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設（民法）
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し（民法，児童福祉法）
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化（児童福祉法）

未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容（民法）
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定（児童福祉法）

その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化（民法）
- 懲戒に関する規定の見直し（民法）
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示（民法）
- その他，所要の規定の整備（民法，児童福祉法，家事審判法，戸籍法等）

スケジュール

平成23年1月 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会において報告書取りまとめ（児童福祉法関係）

2月 法制審議会において法案要綱を法務大臣へ答申（民法関係）

施行時期

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

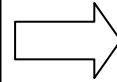
民法等の一部を改正する法律の概要

法務省 民事局
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

1 親権の喪失の制度等の見直し

○ 親権停止制度の創設

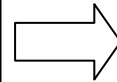
(現行)
あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。



(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失原因の見直し

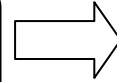
(現行)
家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。

○ 管理権喪失原因の見直し

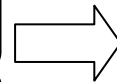
(現行)
家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権の喪失等の請求権者の見直し

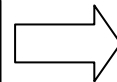
(現行)
・子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。
・児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。



(改正後)
・子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。
・児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

○ 施設長等の権限と親権との関係

(現行)
・施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。

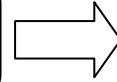


(改正後)
・施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限を規定。

2 未成年後見制度等の見直し

○ 法人の未成年後見人の許容

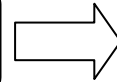
(現行)
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。



(改正後)
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)

○ 複数の未成年後見人の許容

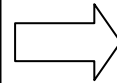
(現行)
未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)
未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使)

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)
施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

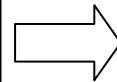


(改正後)
里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

3 その他の改正

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)
・親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
・親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
・親子の面会交流等についての明文規定がない。



(改正後)
・親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
・親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
(懲戒場に関する部分は削除)
・離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 一時保護の見直し

(現行)
一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。



(改正後)
2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

(参考) 「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法(施設・里親関係)

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。(47②)
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。(47④⑤)

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和(同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする)

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② (略)

この資料は、自立援助ホームを批判する趣旨ではなく、利用者・元利用者の声を制度・政策決定にお役立ていただきたく作成しました。今回は自立援助ホームについての声の一部をまとめましたが、里親家庭やファミリーホーム・各社会的養護施設においても同様に利用者・元利用者の声から実態把握する必要性を強く感じています。（渡井）

自立援助ホームで生活した人たちの声

平成 23 年 5 月 27 日

特定非営利活動法人 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ

平成 23 年 5 月 19 日開催、第 16 回座談会参加者一同

まとめ：渡井さゆり

1. はじめに

今回の座談会参加者は、自立援助ホームで生活していた方(以下、元利用者)3名と職員の方2名という少人数であった。関係者に参加を呼び掛ける過程で、「うちにはそんな(話すことができる)子はいない」といった、〈元利用者が自分の声を挙げることなど到底できないだろう〉という大人側のバイアスがうかがえた。また、元利用者が仕事の都合で参加できない事情もあった。生活することに精いっぱい元利用者たちが、自立援助ホームでの暮らしを「当事者の声」として挙げにくい現状があるようだ。

2. 自立援助ホームで困ったこと

1) 預けていたものがなくなった

(1) 入所時に職員に預けた物やお金、「証明がないので返却できない」と言われて返してもらえなかった。(20 代前半男性)

(2) 唯一の家族との繋がりだった母子手帳をなくされた。「探して」と言っても、「なかった」で済まされ、謝罪すらなかった。(20 代後半女性)

2) 自分の貯金額を教えてもらえなかった

職員に通帳を管理されていたので、脱走後再発行して初めて自分の貯金額を知った。(20 代後半女性)

3) 「そろそろだな」「出て行ってもらってもいいんだぞ」と退所を迫られた

不動産屋への同行や職探しの手伝いをしてくれないにも関わらず、退所を迫られ、行く先は路上生活しなく、恐怖を覚えた。(20 代前半男性)

4) 食事を用意してもらえなかった

寮費を支払い、週6日仕事しているのに、仕事で夕食の時間に間に合わなかった時には晩御飯が用意されていなかった。出かける前に「用意してね」というと「わかった」というのに、用意されないことが繰り返された。門限が決まっているのでコンビニに買いに行くこともできず、お腹を空かせたまま眠ることが普通だった。(20 代後半女性)

5) 自らの意思確認が十分でないまま療育手帳を取得させられた

手帳を取得することで有利なことがあるかもしれないけど、ない状態でもうちちょっとがんばってみたかった。職員が怖くて、本音が言えなかった。(10 代後半男性、参加者による代弁)

3. 自立援助ホームでよかったこと

1) 成人してから利用できた

児童養護施設を巣立ち、住み込み就労したが上手くいかないところ、自立援助ホームに入所でき、路頭に迷わずに済んだ(20代後半男性)

4. 自立援助ホームに望むこと

1) 対等に扱ってほしかった

いろいろなことを質問してもきちんと答えてもらえなかった(20代前半男性)

2) 仲間のことも大切にしてほしい

退所した人のことを聞くと「あんな奴はいいんだよ」と返された。自分もそういう風に思われているのかと思うと悲しい。(20代前半男性)

3) 人生を左右するということももっと考えてほしい

(1) 携帯を職員に預け、門限間際に遅れることを連絡できなかったことで職員に酷く叱責され、そのことをしばらくトラブル扱いされた。そして、既に進んでいた運転免許を採る話に対して、「お前はトラブルを起こすから保留だ」と言われた。そんな些細なことで、チャンスを奪わないでほしい。(20代前半男性)

(2) 資格取得や職業訓練などの情報を全く与えられなかった。本当はもっと学ぶべき年齢なのに…(20代前半男性)

4) 社会保険の仕組みやお金のやりくりに関して教えてほしい

管理する割には必要なことを教えて貰えなかった。(20代後半女性)

5) 必要に応じて、医療券を発行してほしい

(1) 本来であれば児童養護施設に措置されることが望ましい子どもが自立援助ホームで生活している。彼らは、児童養護施設に措置された子どもに比べ、かなり厳しい状況を強いられている。せめて医療は公費負担であってほしい。「お金が掛かるから」と病院に行くことを嫌がる子どもが多い。(自立援助ホーム職員)

(2) 確かに、「お金が掛かるから…」という理由で、病院に行くことを控えてしまう傾向はある。しかし、自立生活を送っていく上で「国民健康保険」の存在について知ること、国保の料金や支払い方法について知り覚えていくことが、自立援助ホームにおける生活で大切なこと。単に医療券を発行するのではなく、医療券の発行の条件(発行期間や収入状況)など、十分に検討していく必要がある。(自立援助ホーム職員)

5. おわりに

社会的養護において〈最後の砦〉と称される自立援助ホームだが、十分な援助の提供はおろか、権利侵害ともいえる状況がうかがえた。自立援助ホーム数の整備推進がなされる以前に、利用者や元利用者の声から実態を把握し、自立支援や権利擁護の質の改善・充実の検討が必要だろう。